

か、文字を消すためのケズリの痕跡は観察できなかった。下端は、下から木簡の短辺と平行に五・五ミリほど刃物が入っている。この行為がどの段階で行われたかは表面の観察からは不明であるが、最初の段階の裏面に書かれた文字を消すための廃棄行為であった可能性がある。

本水田対応層には転用品は存在しない。

〔二〕第四水田対応層出土木簡の様相

第四水田対応層段階では一五号(図42)、二六号(図46)、三六号(図43)に習書が見られ、二六号、三九号(図45)が転用品にあたる。二六号は下部の文字をケズリで消した後に習書が行われている。また、その面を台形の断面の長辺側にして琴形木製品に転用している。本来記されていた文字は音孔と推測される中央部の穴で切られているが、習書と転用する際の加工には切り合い関係がないため、習書が転用行為に先行するかどうかは不明である。これに対し、三六号は「九」の字の習書を行う前の文字を消したケズリの痕跡が見えない。

この他に転用、習書に関わる木簡に棒状の形態を有するものがある。これらは木簡の両側面もしくは片面をサキもしくはキリによって切断しているもので、第四水田対応層では一四号、一七号、四五号(図44)、第三水田対応層では一二一号(図56)が該当する。一七号は単純に文字を切る形で両側縁部に二次的なキリを施したものだが、四五号は両側縁のサキが行かれているものの文字はほとんど切られていない。一方、一四号は一端のみを二次的に削ぎ、棒状になった木簡の幅にあわせて文字を書き込んでいる。また一二一号は両側縁を割いた後に下端を削り、杭先状に加工している。今回は便宜的に、両側縁を欠いているもののみを転用とみなし、片側縁のみの切断は廃棄行為とみなしている。ただし、何れも元の木簡はかなり厚い材で、かつ完全な柵目材もしくは板目材Iのみが選択されていること、同様な形態のものに一二一号のように明瞭な再加工がなされていること、

ものが認められることから、本来このような棒状のものの多くは断面四角形を意識した転用であった可能性も考えられる。

〔三〕第三水田対応層出土木簡の様相

一号(図50)、一五号(図55)、一六号(図54)、一七号(図版39)である。このうち八七号、二六号、一七号は片面が全て習書とされている。一方、一〇号、一五号は一部にのみ習書が行われている。中でも一五号は木簡両側面のサキ、表面の「東」の字の左と裏面のほぼ同様の位置で刃物を入れてのキリ・オリ、裏面最下部の□の左方から刃物を入れての斜め方向のキリ、そのキリと約四十五度の角度をなす縱方向のサキが行われている。表面の習書は表面にカットグラス状ケズリを行った後に行われているが、前述の縦方向のサキによって文字が欠損していることから、これより前の何れかの段階に行われていることになる。裏面の習書は前述の両側面のサキと縱方向のサキによって文字が欠損しているため、それ以前の段階に行われていることが解る。また木簡裏面には右上から左下方向に刃物を入れた痕跡が明確に残っている。

第三水田対応層出土木簡のうち転用品と推定されるものは四五号(図54)、六〇号(図54)、六一号(図55)、七一号(図55)、九三号(図55)、九四号(図版31)、九五号(図55)、一〇一号(図55)、一〇五号(図55)、一二一号(図55)である。

このうち六〇号には、二次的に複雑なキリ(図56)が行われている。上端は①のように長軸方向と表面に直交する方向に刃物を入れ、直角三角形の部分が取り去られている。下端は上端と同様に長軸方向と表面に直交する方向に刃物を入れられているため、上端と対象になるよう三角形の部分を取り去ろうとしたと推定できる(図54の六〇号の断面図参照)。ただしその段階で本来残すべき残りの平坦部まで削れてしまつたらしい(2)。

この「三角形部分の除去」行為は、現状では類例が見つからないものの、他の何らかの木製品への転用の途中と推測することは不可能ではない。ただ、除去された部分の対照性や位置から、むしろ木簡に対して何か特殊な意味を与える行為（例えばマーキングのようなもの）が行われたと解釈することも可能ではないかと考えられる。類例を待ち、検討してゆきたい。

六二号と七一号は二次的なキリによって下端に急角度の稜が形成されていたため、転用品として分類している。しかし、特に七一号はその後に、左端に上から刃物を入れてのサキが行われている。また、表下端の右端から五二号の部分も下から刃物を入れている可能性がある。これはかなり入念な廃棄行為といえよう。のことから七一号下端の急角度の稜の形成は、転用行為である可能性とともに廃棄行為である可能性も考えられる。

これに対し一〇五号（図4）は、欠損した下半部が左右の調整を行っている上半部よりも広くなっているため、本来の木簡を圭頭形の木簡に二次的に加工する途中とみなされる。ただし圭頭部分の形状は特異で、圭頭部を形成する左右の片それぞれに穂がついている。この他五四号は二次的に斜め方向に穿孔され、九三号は側縁が弧状に再加工され、一〇二号は上下端が明瞭な複数の棱をもつ小札状に再加工されている。現状では何れの用

途も不明である。一方、九五号は琴柱に再加工されている。

転用品としたものには、このように現状では用途が比較的明瞭であるもの他に、用途が不明確なもの、廃棄行為である可能性があるもの、木簡への特殊な行為の結果、特徴的な加工が残った可能性のあるものも含まれている。

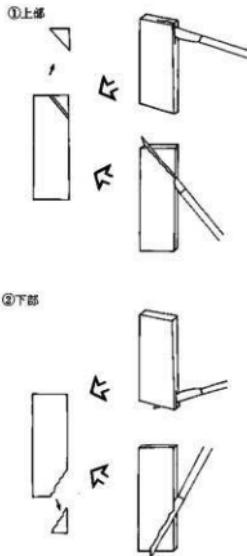


図60 60号木簡の二次的な改変

二 木簡の廃棄方法

(1) 郡符木簡の廃棄方法（図61）

屋代遺跡群出土木簡のうち最も入念に、使用後の切断が行われているものは一一四号の郡符木簡である。まず、宛所を記した頭部分に裏面左侧から刃物を入れ、上からのサキと組み合わせて五分の一破片が切り取られる。さらに刃物を入れて二片目のキリ・オリがなされ、最後に「屋代辨長」部分がキリ・オリされる（①）。上部の処理の後に再び「里」部分に刃物を入れて縦方向のサキが行われる（②）。下端はやはり裏面から刃物を入れてキリ・オリされる。ただしこの行為は②には先行するものの、①とどのような関係にあるのかは不明である。特に①で取り去られた破片および②で割かれた破片が木簡の元の位置に近い状態で出土したのに対し、この下半部が検出されていないことは、廃棄方法を考える上での今後の課題である。またこれらの破片がほぼ原位置を保って出土した背景として、顕著に刃物が入れられたものの、オリ取られることが無いままで廃棄された可能性を考慮に入れる必要があろう。

一六号の郡符木簡は一一四号とは逆に、表面（宛所を記した面）から刃物を入れてのキリ・オリによって宛所部分の下方及び命令内容が消されている（図43）。また、表面には刃物を移動させたことによって生じたと思われる平行線とともにカットグラス状ケズリが見られる。このカットグラス状ケズリは、その部分の文字が薄くなっていることから、やはり文字

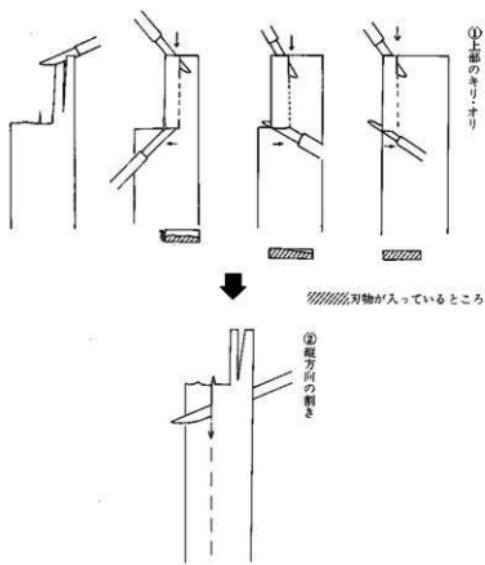


図 61 郡符木簡の廃棄行程

れでいる。まず裏面の下から上に向かってのカットグラス状ケズリによつて文字が消され、反対方向からの習書、裏面から木簡の短軸方向に刃物を入れ、命令内容を消すためのキリ・オリ(①)という二つの作業が行われる。これらの前後関係は不明である。次に、縦方向に二片に分割される

(②)。裏面の習書の右側の文字は縦方向の分割によつて欠けているため、①が②に先行することは確実である。最後に、「致」以下に残存していた文字を消そうとしたのか、下へ向けてのケズリが施される。(③)

ここでも郡符木簡と同様に、二次的に木簡に刃物を入れる廃棄行為が行なわれたことが明らかになった。

(3) その他の木簡の廃棄方法 (図63参照)

郡符木簡、国符木簡以外にも一次的な刃物の痕跡を持つ木簡が存在する。

図40から56の、転用品を除いた木簡の実測図中には、平坦部が観察できるため刃物を入れたと推測される位置を■で示している。第五水田対応層では二号(図40)に表から刃物を入れてのキリ・オリが見られ、その他九号にも裏面の下端に斜めに刃物を入れた跡がある。

第四水田対応層では全体の三割の一一点に長軸に直交または斜交する方向の二次的な切断痕跡が認められる。中でも特にキリ・オリaが目立つ(五号、六号、二号、二号、三号、三号、四号)。刃物は文字の無い面から入れられる場合が多い。長軸に直行する方向のキリ・オリaと表面のハギトリ状ケズリもしくはカットグラス状ケズリを組み合わせた方法はこのうち一五号、一六号、一二号でみられる。現状ではこのような組み合わせは第四水田対応層でみられる。

第三水田対応層でも二〇点の木簡に長軸に直交もしくは斜交する方向の一次的な切断痕跡が認められる。中でも特に、複数複数の木簡である八八「更符郡司等」に宛てた国符木簡である五号にも複雑な廃棄行為がなさ

〔2〕 国符木簡の廃棄方法 (図52)

以上、郡符木簡は例外なく切断による廃棄行為が施されている。

「更符郡司等」に宛てた国符木簡である五号にも複雑な廃棄行為がなさ

第二節 木簡の転用・廃棄方法

	年月 A	年月 B	年月 C	年月 D	年月 E	年月 F	年月 G	年月 H	年月 I	年月 J	年月 K	年月 L	年月 M	年月 N	年月 O	年月 P	年月 Q	年月 R	年月 S	年月 T	年月 U	年月 V	年月 W	年月 X	年月 Y	年月 Z	木簡数
第5 水田対応層	○	○																									1 1 1
第4 水田対応層		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 1 2 1 2 1 3 5 1	
第3 水田対応層		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 1 9 2 1 1 2 3 2 1	
第2 水田対応層		○																									1 1
計	6	22	3	7	12	5	2	1	18	4																	

■上下端部と左右両側面のみについて
記し、中間部分は除外。
■斜面は、刃物を入れた後推定される
平滑部が観察できるもののみをカウ
ント。

図 63 木筒の廃棄行為

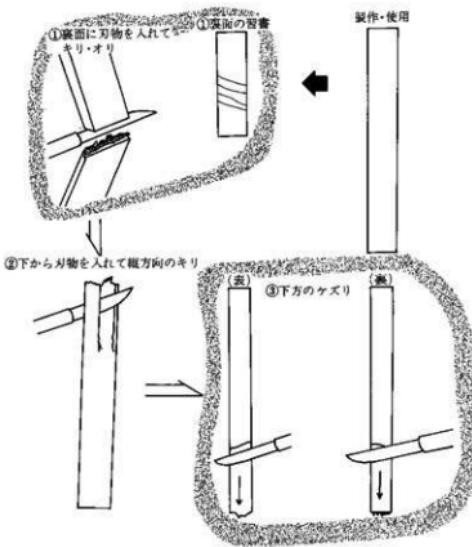


図 62 国符木筒の廃棄行程

号と一〇一号は、一ヵ所にわたって短軸方向にキリ・オリがなされている（図59）。また先に述べたように一五一号にも顕著なキリと刃物の痕跡が見られる。内容上付札と推定されるものは完形もしくは欠損して出土するものが多いが（図52）、一〇八号と一〇一号は長軸と直交方向に下端をキリ・オリしている例外である。文書木筒には再利用を防止するための廃棄行為を行う必要あるが、貢進物に付ける付札はそのような必要が無かったということであろうか。裏面に習書がなされている一六号、一七号にも明確なキリの痕跡が残っている。習書木筒への廃棄行為は特異な觀があるが、「国符木筒」の裏面では習書後に、下端に残存していた命令内容がケズリによって消されている。このことから、習書前の文字の消去のために、習書後に廃棄行為が再度なされたという可能性も考えられるよう。廃棄にはこの他に力によって折り取る行為があつたと思われるが、現時点では欠損と峻別できない。

三 小結

郡符木筒、国符木筒には廃棄行為が行われた結果、キリ、キリ・オリ、ケズリ、サキの痕跡が残ったと仮定すれば、その他の木筒の多くに見られる転用・習書を目的とした以外の二次的な諸技法の痕跡も廃棄行為の結果生じたものと判断されよう。ただし其中には、単に刃物の切れ味を試しただけのものや、廃棄後土中に埋まっている間に侵食によって、木目に沿って幾何学的に割れた破片など、廃棄行為とは一概に断言し得ないものもあると思われる。郡符木筒、国符木筒で観察できた廃棄行為の組み合わせを参考にして、慎重に認定していくべきであろう。

また、逆に從来用途不明木製品への転用とされているものの中に、特徴的な廃棄行為を意味するものもあるかもしない。特に屋代遺跡群出土木簡では三号の下端のように製作時の技法と認定される端部の斜めの面取り

調整、七一号に代表されるような急角度の稜の作り出しなどは、二次的にそのような改変が行われる前の木簡の内容を比較検討しながらその意義について考える必要がある。

第三節 木簡の製作と転用・廃棄からの展望

第四章 屋代遺跡群出土木簡の製作技法と廃棄方法
木簡の法量や製作技法は、文書木簡と付札という木簡の機能においておまかに二分されている。まず、付札の形態は剣先型（もしくは短冊型）と切込型に区分されているが、剣先型の一部にはそれぞれの製作地ないし製作団体（もしくは個人）を反映すると思われる特徴が抽出された。一方、切込型はその形態のばらつきと集中的な出土状態からかなり限定された時期に、異なる地域からもたらされた可能性が高い。鄉名以下の記載のみを持つ付札は、郷以下の単位で製作された後にもたらされ、その機能を停止した後に廃棄されたとする今後は両者の形態差の生じた背景を対象物を含めて（水澤一九九）検討していく必要がある。

次に文書木簡の製作技法は木簡の性格とどのように関係するのだろうか。大まかに製作技法と法量が結びつくことは第一節で指摘した。屋代遺跡群で性格の特定できる木簡のうち注目すべき特徴的な技法は、一四四号の郡符木簡に代表される山形の面取り（一〇八）と六号の郡符木簡に代表される複数縫形であろう。どちらも端部を単に平坦に削り出すよりは明らかに作業量の点で勝っており、他の木簡よりは丁寧な作り方をしていると表現できよう。しかしながら、国符木簡（一五号）のように文書簡でありながらこのような調整手法をとらないもの、「信濃國」木簡（六〇号）のように表面調整がきわめて簡略にしか行われていないものもあり、それらの内容と製作技法の間のヒアタスの意義を今後考えていく必要がある。

一方、屋代遺跡群出土の郡符木簡の廃棄行為は発給元に戻った時点で、

国符木簡は最終通過地で行われたと推定されるが、その他の文書木簡の廃棄行為は多くの場合使用された官衙、その周辺もしくは廃棄場で行われたことになろう。そして、この廃棄行為の有無は先ず、文書木簡か付札かといいう機能差を反映する。さらにはその行程の複雑さは、文書の性格や内容に左右されたと推測される。

一方、木簡の中には転用が行われたり習書が行われるものがあるが、そのためにはどのような木簡が選択されるかは文書内容に左右されるわけではなく、木簡にケズリ、キリなどの二次的な行為を施すことによって木簡の本来の機能が一律に失われ、その結果「板」と化した木簡に新たな加工が行われたと解釈される。そのため必ずしも元の文字を消さなくても再加工することができたのではないだろうか。さすれば廃棄行為が現在観察できる木簡は、転用品予備軍であったものの加工がなされずに残ったものと考えられるし、本末存在したはずの木簡の多くは、他の製品に転用されてしまった可能性も否めない。本来記載されていた文字が消える背景には、当時の恣意的なケズリの他に、様々な埋没過程、堆積環境などに左右されると考えられる。屋代遺跡群出土木簡には赤外線を照射しなければ全く文字の痕跡が見見し得なかつた木簡が少なくない。今後、木簡の形状をもはや有していない本製品にも丹念に赤外線を照射し、文字の抽出を続けていくことで、この問題を深く検討していかたい。

屋代遺跡群では第四水田対応層には付札と推定される木簡が一点廃棄されているのみであるのに対して、第三水田対応層になると付札もしくは付札と同一形態の木簡が主体を占めるようになる。この解釈として、（一）貢進形態の変化、（二）遺跡自体の機能の変化、（三）木簡の捨て場所の分化が考えられる。今後の課題としたい。

何にしても屋代遺跡群の近く、もしくは遺跡内の未調査の場所に郡家（郡衙）、もしくは関連施設があつて、そこで作られ使用された木簡、そこ

に信濃国内の各地から集まつた木簡、そこで使用されさらには別の製品に転用された木簡が一定量まとめられて⑥区の湿地にもたらされ、廃棄されたことになる。このことから木簡の廃棄行為の担当者と転用品の製作者、転用品の使用者、それらを括して出土地点に投棄した人々は、近接した一連の関係があるものと推定されよう。

註

(1) 「長岡京木簡」の一二二号木簡、「平城宮発掘調査出土木簡整理」(二十六) の第一二二・次説木簡のうちの一点は上端が鉛頭形であり、斜めに曲取りしている様子が看取れるが、何れも⑥区に分類されている。

(2) 鏽面のサキ、キリについてば、残存している平坦部が當時刃物を入れた跡であるか、刃物を入れず平滑に削いた部分が磨耗で平らになったのか判断ができないものがあるためこゝでは長袖にて裏交するものについてのみ述べる。

(3) 表裏面のカットラス状サクルーはハサトリ状サクルーが木簡製作のものか廃棄時のものを認定するためには文字の残存の状況とケズリ面の關係の検討を慎重に行う必要がある。本報告では便宜的に次の二つの場合ケズリによって文字を消したと判断しているが、今後実験や顯微鏡観察を通して出来るしていくたい。

- ・一連のケズリ面の中の文字が薄くなっている場合。(消去)
- ・一連のケズリ面の中の文字が濃くなっていたり筆出し、筆勢が異なる場合。(書き直し)

(4) 福島正樹氏の御教示による。

引用・参考文献

- 今泉龍雄 一九七八 「貢進物付札の諸問題」『研究叢書』IV
奈良国立文化財研究所学報 第三三号
- 今泉龍雄 一九九四 「文書木簡はいつ廃棄されるか」
「木簡研究」第一六号
- 平川 南 一九九〇 「地方の木簡」「木簡—古代からのメッセージー」
川崎市市民ミュージアム
- 平川 南 一九九五 「郡符木簡—古代地方行政論にむけてー」
「律令国家の地方支配」 吉川弘文館

平川 南 一九九五 「八幡林遺跡木簡と地方官僚論」

「木簡研究」第十七号

福島正樹 一九九六 「宮殿の木簡と造方の木簡 萩丸木簡を手がかりに」

「田野井美術と考古学研究紀要」第一号

水澤幸一 一九九二 「古代の別称木簡について」
「新考古学臨時会報」第六号

山中 章 一九九一 「考證記念としての古代木簡」
「木簡研究」第四号

山中 章 一九九三 「太政官朝家出土木簡・檢査整理の製作技法について」
「長岡京木簡」二

「長岡京木簡」二
「太政官朝家出土木簡・檢査整理の製作技法について」
「木簡研究」第四号

第五章 考 察

第一節 木簡の全体的特徴

一 屋代木簡の時期的特徴

(一) 年紀記載からみた木簡群の時期
年紀を有する木簡は、

- ・ 三号……「戊戌年八月廿日」
- ・ 四四号……「七年十月十四日」
- ・ 四六号……「乙丑年十一月十日」
- ・ 六二号……「神龜^{〔三〕}」
- ・ 九〇号……「養老七年十月」
- ・ 九二号……「養老七年十月十一日」
- ・ 七三号

七二六年
七三年

の六点である。このうち、年紀を冒頭に記す大宝令以前の記載様式から四六号の「乙丑年」は六六五年と判断され、本木簡群の中でも最古の年紀を有するものである（本章第二節第一項参照）。また「三号」は四六号と同様の記載様式を持つもので、「戊戌年」は六九八年と判断できる。四四号の「七年」であるが、本木簡は第四水田対応層の二グループに属すが、養老七年の年紀を持つ九〇・九二号は第三水田対応層の一八グループに属し、四四号が九〇・九二号よりも下層に位置することは確実である。したがって「七年」は「養老」以前の「七年」まで数えることのできる年号であるから、和銅七年（七二四）と判断できる。以上のことから、年紀を有する木簡の上限は乙丑年（六六五）、下限は神龜三年（七三〇）で、この点

から本木簡群の年代の幅は七世紀第3四半期から八世紀第1四半期頃までの時期にあたるとみてよいであろう。

(二) 記載内容からみた木簡群の時期

次に、記載内容のうち行政地名等を記載している木簡をあげると、

- ・ 一二号 「郡」
- ・ 一五号 「史科郡司等」
- ・ 一六号 「余芦里」
- ・ 一三号 「郡作人」
- ・ 三五号 「乎^{〔二〕}鄉是不里」
- ・ 三六号 「東^{〔三〕}間郡」
- ・ 五一号 「□□鄉^{〔四〕}」
- ・ 六〇号 「信濃國^{〔五〕}」
- ・ 六二号 「更科郡」
- ・ 六九号 「長谷里」
- ・ 七二号 「穴^{〔六〕}鄉高家里」
- ・ 七三号 「山柏寸里」
- ・ 七四号 「信濃國^{〔七〕}」
- ・ 七六号 「屋代鄉」
- ・ 七九号 「船山」
- ・ 九〇号 「船山鄉井於里」
- ・ 九一号 「當^{〔八〕}鄉^{〔九〕}里」
- ・ 一〇〇号 「船山柏村里」
- ・ 一一号 「間郡東^{〔一〇〕}」
- ・ 一〇八号 「□□□山邊^{〔一一〕}」
- ・ 一一〇号 「伊蘇鄉^{〔一二〕}里」

一一一 号 「多里」

一一二 号 「屋代郷長里止等」

の二三點である。第四水田対応層出土のものは一二号～三六号の六点、第三水田対応層は五一号以下の一七点である。「見して明らかなように、大宝令以前の評などの行政区地名が見られず、いずれも大宝令制以降の郡里制下（七〇一～七一五年）および郡里制下（七一五～七四〇年頃）の呼称であることがわかる。

次に官司名・官職名についてみてみると、「二号に軍団の「少殺」、六〇号の「信義團」、七一号の郡司ないし軍団の「主帳」、一一四号の「郷長里正等」および郡司の「少領」などがあげられる。少領は少なくとも大宝令制下の郡里制以降のものであり、「郷長」「里止」は、郡里制下のものである。そして郡里制以降の郡郷制を示すものは見られない。

以上〔二〕の木簡の記載内容の検討から、記載内容の分かれるものの時期を分類すると、七世紀後半（八世紀初頭の木簡）八世紀前半の郡里制下の木簡（以下「郡里制下の木簡」と称す）と、郡里制下の木簡（以下「郡里制下の木簡」と称す）に分けることができる。

〔三〕 木簡の記載内容と出土層位との対応

第一章で明らかにされているように、木簡の出土層位は、第五水田対応層・第四水田対応層・第三水田対応層・第一水田対応層の四期に大きく分けることができ、さらにその中を三五のグループに細分することができる。四期の層のそれぞれは洪沢砂によってパックされているので、第五水田対応層が木簡出土層位としては最も下層で、しかもそれぞれの層位を超えて木簡が上下に基本的には移動してはいないことが確認できる。グループについて、下層のものから層序にしたがって番号を付したので、ほぼ

番号順に下層から上層の木簡であることを示している。

〔一〕の木簡の記載内容と出土層位を相互に対応させることで、木簡群全体の年代をより細分してとらえることができる。第五水田対応層出土木簡（九点）および第四水田対応層出土木簡の一部（一〇号～一四号）が前記の七世紀後半（八世紀初頭の木簡）に残りの第四水田対応層出土木簡（二五号～四五号）が「郡里制下の木簡」に、第三水田対応層出土木簡（四六号～一二号）が「郡里制下の木簡」にほぼ対応すると思われる。なお第二水田対応層から出土した木簡（一二号～二六号）は文字の判読ができないもので、記載内容から時期を特定することはできないが、郡里制下以後九世紀までの木簡ということになる。以下、この層位と時期ごとの主な木簡の内容と特徴、および問題点についてまとめておくこととする。

①七世紀後半～八世紀初頭の木簡

木簡に記された年紀（干支）と遺構の層位および共伴遺物の年代観によつて第五水田対応層（一～七グループ）および第四水田対応層（八・九グループ）から出土した木簡は、七世紀第三四半期～七世紀末ないし八世紀初頭にあたることができる。この時期の木簡の特徴は、干支による年紀表記がみられるなど、古い書体や八世紀以降の律令などの法制用語にはみられない用語を記す木簡が存在することである。

出土層位では第五水田対応層が屋代遺跡群の木簡出土層の中で最も古い層で、土器の年代観から、層位は七世紀第3四半期から八世紀初頭頃にあたることができる（第二章參照）。この層位に属する木簡（一号～九号）のうち主なものは、一号「小野ア」・三号「穗積ア」・四号「竈神」などである。ただし、いずれもその機能や内容については不明な点が多く、今後の検討を必要とする。

次に、第四水田対応層（八・九グループ）から出土した木簡（一〇号～

一四号)である。このうち、「布手」を列記した一〇号、「三家人部」など部姓を列記した一・二号、「郡」「少穀」と記載された二・三号は「戊戌年」の年紀を有する三号の下層のほぼ同一の地点から出土している。(三号の「戊戌年」は文武天皇二年(六九八)と考えられるから、一三号以前の木簡は六九八年頃以前のものということになる。ただし、二号の「郡」が大宝令制下で施行された郡里制の「郡」に関わるものであるとすれば、ここで一括した七世紀後半から八世紀初頭の木簡の下限は七〇〇年代のごく初期までのものを含むことになる。この点は二号にみえる「少穀」が軍団の次官を示す職名であることから、軍団の成立時期を考える上でもさりげなく重要な資料となる。なお、この時期の木簡は、内容がわかるものすべてが文書簡ないし記録簡あるいは習書である。

字体では、「部」の表記が「マ」ではなく「ア」形であることや、「人」の書き方が七世紀から八世紀初頭の古い時期に見られる字体である点、また字の大きさや字配りに整った風がなく古様であることなどが特徴として指摘できる。「布手」といった用語も律令などの法制度とは異なるものであることなども特徴として指摘できよう(本章第三節第三・四項参照)。

② 郡里制下の木簡

まず、この時期の木簡群の上限と下限の根拠についてふれておきたい。この時期の木簡(一五号～四五号)は第四水田対応層(一〇グループ)～二ヶループ)から出土している。その上限は、戊戌年を記した木簡(三号)の上層で、「更科部」の表記がある一五号や「余戸里長」あての郡符である一六号が出土していることから、郡里制が行われた大宝令施行後となる。また、下限については、この群で最も上層から出土した四四号の「和闌」七年(七一四)十月十四日である。したがって一〇グループ(二ヶループ)の木簡はほぼ郡里制下(七〇～七五年)の木簡と考えて間違

いないことになる。ただし、三五号の「平^(ノ)郷是不里」については検討が必要である。

この時期の木簡の特徴は、文書(文書簡・記録簡)や習書が目立つことである。例えば国符である一五号、郡符である一六号、「郡作人」の記載を持つ三二号、「請申」という用語を含む四三号などは書式ないし記載内容から文書簡と考えられる。一方、この時期で明確に荷札木簡だと断定できることはなく、わずかに「七年十月十四日」の記載をもつ四四号が荷札木簡である可能性がある。それらを除くと、この時期の木簡で内容がわかるもののほとんどが文書木簡であることが知られる。なお一五号・二六号・三六号には習書がある。

③ 郡里制下の木簡

この時期の木簡(四六号～二二号)は、第三水田対応層(二二グループ～三三グループ)から出土している。第四水田対応層と第三水田対応層の間には間層があるので、第四水田対応層の木簡と第三水田対応層の木簡は廃棄時期を異にしている。

まず、神亀三年(七二六)(二五グループ、六・三号)と養老七年(七一三)

(二八グループ、九〇号・九一号)の年紀を有する木簡について、前者は湧水溝(SD七〇三〇)、後者は東西自然流路(SD八〇八～七〇三)と出土地点を異にしているが、発掘所見ではほとんど同時期の堆積とみなすことができることから、二五グループから二八グループの木簡が廃棄されたのは、ほぼ七二〇年代頃とみなすことができる。

この点を地名・職名からみると、五一号「□□郷□□」・七二号「□穴郷高家里」・七三号「□山柏寸里」・九〇号「船山郷井於里」・九一号「當斗郷□里」・一〇〇号「船山柏村里」・一一〇号「伊蘇郷□里」などはすべて郡里制下の表記となっている。特に、一一四号「屋代郷

長里正等」は、第三水田対応層の中でも最も上層に位置する溝から出土したものに「一四号」としたものであることから、第三水田対応層出土の木簡はほぼ郡郷里制下の時期（に廢棄された）のものと考えることができよう。

この時期の木簡の特徴は、六一号・七一号・一四号の三点の郡符木簡ないし召文木簡が含まれるなど文書木簡にも注目すべきものはあるが、特に荷札木簡が数量的にもまとまって出土していることがある。端的に言えば、この段階ではじめて「地名十人名」ないし「地名十人名十物品名十月日」といった形式をもつ明確な荷札木簡が見いだされるのである。

ところで、この第三水田対応層出土の木簡のなかで最も下層から出土したもののが「乙丑年」の紀年を有する四六号である。この木簡の出土状態についてはすでに触れたが（第二章参照）、第五水田対応層の中に堆積していたものが、第三水田対応層溝の埋め戻し土の中から検出されていることから、「乙丑年」は天智天皇四年（六六五）に比定することができる（参考（本章第二節第一項参照）。

次に、五九号は金刺部などの姓をもつ人名とそれに関わる「布」の数量を書き上げた記録簡だが、「ア」の字体は古様で、一〇号の「布手」との関連を想起させる。また、六〇号は「信濃國」に関する兵士歴名を記載したものと思われるが、「二二号の「少殺」とともに信濃における軍団の存在を確認できる最初の資料である。このほか、八号の九九算木簡は、九九算の九の段と八の段を記載したもので、奈良時代前期から地方で九九算が広まっていたことを資料によって裏付けた点で重要である。八七号は夏五月の出舉に關する記録簡と考えられる。そこにみえる「稻取人」という名稱は出舉稻の借り手のことであろうが、類例がない。

一〇二号の「^{〔中〕}郡束」は「延喜式」「和名類聚抄」では「筑摩郡」と表記されている郡名が、郡郷里制下の時期では「東間郡」と表記されていることを示す。

第一部 木簡の全体的特徴

第三水田対応層でも最も上層に位置する溝から出土したものに「一四号」の郡符木簡や「一五号」の解式の書式を持つ木簡がある。以上のほか、第一水田対応層出土木簡（一二二号～一二六号）があるが、文字が読み取れないか、ないしは斎串に墨書きされたものである。

二 屋代木簡の内容別特徴

屋代木簡全二六点中、内容分類の可能なものの（推測を含む）は八六点である。その内訳は文書木簡三〇点、付札木簡二六点、習書一点（重複を除く）、祭祀関係七点、転用された木簡七点などである（図64参照）。

これを時期別にみると、七世紀後半から八世紀初頭の木簡には付札（荷札）ではなく、文書木簡（六点）ないし習書（一点）および祭祀関係（一点）である。八世紀初頭の「郡郷里制下の木簡」では、文書木簡が七点であるに對し、付札（荷札）は一点である。おおよそ八世紀初頭までの時期では文書木簡の占める比率が高いことがわかる。

ところが、八世紀前半の「郡郷里制下の木簡」になると、付札（荷札）の占める比率が高くなることが注目される。以下、内容別の特徴について見てみたい。

（一）文書木簡

広義の文書木簡のうち文書木簡一三点、記録簡一〇点、どちらともわからぬもの七点である。注目すべき第一は、年紀を冒頭に記す大宝令以前の記載様式の一三号・四六号が出土したことである。第二に全国初の国符木簡が出土したこと。第三に少なくとも三点の郡符木簡が出土したこと。第四に部姓者などの歴名様の木簡が多いことである。

① 文書木簡

一五号は国符木簡、一六号・六一号・一一四号はいずれも郡符木簡で、七一号も郡符ないし召文本簡である。これまでに一遺跡から三點もの郡符が出土した例はない。一五号は解の書式を持つもの。差出部分が読みとれないで、どこから出された「解」であるのか不明。二号は、軍団の少毅が発信責任者として署名した文書で、信濃における軍団の存在を示す。このほか、三三号は「郡作人」に関わるものだが、文意は明確ではない。九三号は「今□」などの文言を含む。三三・三四・四三・五〇号は文書簡の一部と考えられるが、内容については不明。

(2)記録簡

三号・一一号は部姓の歴名。一三号は稲の支給または収納に関わるもの。五九号は部姓者とそれに関わる布の数量を記したもので、表裏に三段ないし四段にわたって記される。また一〇号は布の織り手と考えられる「布手」の人物が列挙され、それに照合を行ったことを示す合点が記される。両者は布生産に関わる木簡と思われるが、出土層位には隔たりがある。六〇号は「信濃國」に関する木簡。屋代・遺跡群周辺に軍団が所在したことなどを示すか。八一号は九九算の九の段と八の段を記した木簡で、九九算の一覽表と考えることができる。八七号は、夏五月の出舉で稲を貸し与えられた人と稲の数量を記録したものと思われる。一一六・一一七号も九九算に関わる記録簡。なお二六号は文書簡か記録簡か不明。

(3)文書木簡か付札か不明のもの

四六号は「乙丑年」から書き出す大宝令以前の記載様式を持つが、「酉人」以下の内容が不明なため、文書木簡か付札か確定できない。四四号についても、付札か文書木簡かはわからない。部姓者を記したと思われるものに五号がある。一七号・一八号・一九号なども人名を記す。

水田対応層	文書木簡			付札木簡			文書木簡か付札木簡か不明	習書	祭祀	転用
	文書簡	記録簡	文書又は記録	荷札	記載内容と(形態)	形態				
2									124 125	
3	61 (50) 71 93 114 115	81 (59) 87 (60) 116 117	78 (63) (88) (89) (119)	51 53 62 69 72 73 75 76 77	79 (111) 91 92 100 108 110	(74) (46) (49) (63) (101) (118)	64 67 82 86 107 (57) (83)	87 (101) 115 116 117	58 62 71 93 94 95 102 105 121	54 62 71 93 94 95 102 105 121
	12 15 16 32 33 34 43	10 11 13	(26)	44			(14) (17) (18) (19) (20) (25)	15 (26) (36)	30 31 42	26 39
4		3	(1)				(5)	(8)	4	
5		13	10	7	19	7	15	9 重複8点	7	11 重複4点
計			30		26		15	1	7	7
					86					

()は解説文中の様式記載のないもの

()は表裏のうち片面のみわかるものないし別筆のもの

図64 屋代遺跡群木簡内容別一覧

第一節 木簡の全体的特徴

木簡番号	記載内容										欠損状況	備考		
	国名	郡名	郷名	里名	戸主名	戸口名	人名	物品名	数量	年	月	日		
74	○	○	○										○ ×	A
44										○	○	○	× ○	B
62		○								真○			○ ×	B
90		○	○	○	○					真○	真○		○ ×	B
92										○	○	○	× ○	B
72		○	○	○	○								○ ×	C
100		○	○	○									○ ×	C
108		○	○	△									× ×	C
111		○	△										× ×	C
53		○	○										× ×	C
51	○	○					○	○	○	○			○ ○	D
69		○				○							○ ○	E
73	○	○				○							○ ○	E
110		○	△			△							○ ×	E
79	○												○ ○	CorE
76	○												○ ×	CorE
91		○	○						○				○ ×	CorE
75									○				○ ○	F
77									○				× ○	E or F

* 記号については本文参照

図 65 荷札木簡の記載内容一覧

① 荷札木簡

地方出土の荷札（付札）木簡の形式については、地名や人名のみの表記のものが多々、物品名やその数量などを記したもののが少ないことが指摘されている。²⁾屋代木簡のなかに見られる荷札木簡もこうした地方出土の荷札木簡の特徴と合致する。その記載様式によって A～F に六分類すれば、左図 65 のようになる。

A 国名十郡名十郷名十（以下欠損）

七四号は、信濃國が冒頭に書かれているが、記載順は郡郷名を書いた後に国名を追記したものと考えられる。郷名以下については欠損のため、郡郷里制下の里名、戸主・戸口名などの記載の有無は不明。

B 表・郷里名十戸主・戸口名十（以下欠損）

九〇号がこれに該当するが、四四号・六二号・九二号などもこれに相当する可能性がある。六二号・九〇号が年月日を裏面に記していることから、四四号・九二号の年月日部分も裏面と考えることができる。いずれにしろ、完形ではないためこれ以外の記載内容の有無については不明。

C 郷里名十人名十戸口名十（以下欠損）

七二号のほか、一〇〇号・一〇八号・一一一号・五三号などがこれに相当する。ただし、完形ではないためこれ以外の記載内容の有無については不明。

D 郷里名十人名十物品名十数量十月

五一号がこれに相当する。物品名（種）や数量（一束）を記載している点で他の木簡とは異なり、何らかの特定の目的に使われた可能性もある。

E 郷里名十人名

七三号・六九号のほか、一一〇号もこれに相当すると思われる。

F 人名のみ

七五号がこれに相当すると思われる。

なお記載様式が不明のものは次のものである。

CまたはEの何れかの様式のもの

七六号、七九号、九一号

EまたはFの何れかの様式のもの

七七号

記載内容の不明のもの

六四号、六七号、八一号、八三号、八六号、一〇七号

まず、全体的な特徴として、四四号が郡里制下のものであるほかは郡里制下の荷札木簡であり、郡郷里制下で荷札木簡の出土数が急増する点は注目される。

次に記載様式の特徴についてみると、B～Eの郷里名から書き出す記載様式、およびFの人名のみのものは、他の地方出土の荷札木簡の記載様式と共通する。ただし、A・B・Cについては完形の木簡がないために例示した記載内容のみであったかどうかは判断できない。なお、六九号は「長谷里」から書き出しておらず、通常なら里制下の里名とするところだが、層位的には郷里制下であり、この場合郷里制下の里名から書き出した可能性もあるかも知れない。また、B・CとE・Dのように郷里名以下についても、戸主名+戸口名のものと人名のものとに分けられる。以上に対し、Aの七四号は「信濃國」更科郡で始まっている。通常国名から書き出された荷札は官都への貢進物に付けられるものである。地方出土の荷札木簡で国名から書き出す事例には、ほかに福井県三方町田名遺跡のものがある。⁽³⁾

こうした諸類型が何を意味するのかは、地方における荷札木簡の全体的検討が必要であり、今後の課題であろう。

②物品付札
明らかに物品付札に相当するものはない。

(3) 習書

八号は「多」字の習書。二六号は木簡を琴形木製品に転用したものだが、習書が転用以前か以後かは不明。三六号は少なくとも一筆以上からなる習書を含むものである。このほか一〇一号は「布」字の、一一六号裏面は人名などの習書。一七号裏面も習書である。

(4) 祭祀関係木簡

四号は木簡自体が竈神に関する祭祀的な用途に使われた可能性もある。「竈神」と記す出土文字資料としては現時点では最古のものであろう。また、斎事に墨書する事例には三〇号、三二号、四一号、五八号、一二四号、一二五号がある。

(5) その他

木簡から木製品に転用されたものもある。二九号、五四号、九四号、九五号、一〇一号、一〇五号、一二一号などである。九五号は琴柱に転用されている。また、一二一号は題簽状の形状を呈している。仮に題簽だと考えたとしても墨書は題簽に伴うものではなく、転用前の木簡に伴う墨書であろう。

注

(1) 近年鎌田元一は郡郷里制の開始時期を蓋馬二年(七一七)とする見解を提示した(『郷里制の施行と蓋馬元年式』[上田正昭編]『日本古本と東アジア』小學館、一九九一年)。

(2) 平川南「地方の木簡」(川崎市市民ミュージアム編)木簡—古代からのメッセージ』。

一九九〇年、のちに『古代東国と木簡』所収 雄山閣、一九九三年、高島英之「地方出土の古代木簡について」〔群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要〕八、一九九一年三月、福島正樹「宮都の木簡と地方の木簡」〔『民族学・歴史学研究会誌』二号、一九九六年三月〕参照。

(3) 三云町教育委員会「三云町文化財調査報告書第8集 田名遺跡」一九八八年。

第二節 主な木簡の検討

一 千支年木簡

屋代遺跡群からは、干支によって年紀を示した木簡が二点（一三号・四六号）出土した。これらの木簡によつて判明する年代は、遺跡全体の検討を進めていく上できわめて重要な鍵になるものである。一般に、大宝以後では年号を使用していることからみて、干支で年紀を書いた木簡については大宝令施行前のものと考えられている⁽¹⁾。しかし、干支年紀の比定については、自動的に大宝令施行前と即断するだけでなく、総合的な判断が必要である⁽²⁾。屋代遺跡群の場合には、幸いにして層位的に木簡を分類することができ、この分類と出土状況が比定の重要な根拠となつた。以下の記述については、第二章も参照されたい。

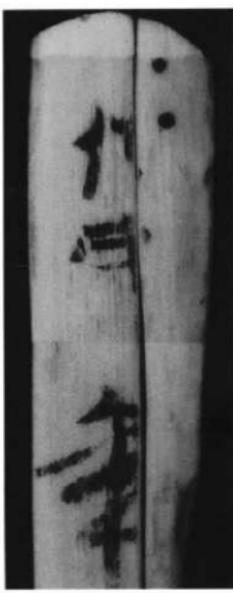


図 66 13号木簡「戊戌年」部分写真

一 千支年木簡

通する特徴である。複数の人名が記される点から見ると、付札よりも文書本簡ないし記録簡の類と考えられる。

次に四六号の「乙丑年」の比定候補としては、天智天皇四年（六六五年）と神亀二年（七一五）を擧げることができよう。四六号は第三水田面湧水溝から出土しているが、この湧水溝最下層からは八世紀前半の土器が大量に出土しており、遺構は八世紀前半に埋まつたとみられる。ただし、木簡自体はこの湧水溝の埋め戻し土から出土した。考古学的に見て、新しい時期の遺物が古い堆積層に埋まつてゐることはありえないが、古い時期の遺物が掘り返しなどによって新しい時期の層位に混入することは考えられる。この木簡の出土状況は、天智天皇四年に比定することを妨げるもの

り、「三号はこれよりも前のものとして、天平宝字一年も除外し、結局のところ、「戊戌年」は文武天皇二年（六九八）と確定できる。

(1) 三号の観察からは、七世紀末のものとして次のような特徴を指摘できます。

「部」を表した文字が、八世紀の史料に多く見られる「マ」形でなく、

七世紀から八世紀初頭の古い時期のものに見られる「ア」形である。また、一三号は年月日以外には人名や束数を列記していることから、干支年紀の部分が木簡の冒頭と考えられる。干支年紀でかつ木簡の冒頭にこれを記しているという点は、これまでに出土している大宝令施行前の木簡と共に

対応水田面	溝 水 溝	東 西 流 路
第3水田面	25グループ 62号「神龜口」	28グループ 90号「養老七年」 92号「養老七年」 27グループ
	22グループ 46号「乙丑年」	23グループ
第4水田面	10グループ 15号「若更村郡司等」 9グループ 13号「戊戌年」 8グループ 12号「郡」「少般」	21グループ 44号「七年」 (和銅7年) 19グループ 18グループ 17グループ 32号「郡作人」 36号「郡部」

図67 関連する木簡の出土層位

ことが明らかであり、別に七世紀の「三号が出土していることからも、六号を孤立した資料として扱う必要はない。これらの状況からみて、「乙丑年」は神龜二年よりも天智天皇四年（六六五）に比定するのが妥当であろう。

四六号も「三号と同様に上端から年紀を記しており、この年紀の面を表として、干支年紀を冒頭に記す書式をとっていたものとみてよいであろう。ただし、この木簡については、下部の欠損によって内容はわかりにくく、文書木簡・記録簡あるいは付札の類なのかは判断しがたい。

木簡における最も古い干支年紀の例は、藤原宮跡出土木簡の「辛酉年三月一日」（辛酉年は齊明天皇七年＝六六一）であるが、屋代木簡四六号はこれに次いで現在のところ二番目に古く、地方における干支年紀木簡としては最古の例となる。ちなみに、これまでの地方山土の木簡における最古の年紀は、滋賀県中主町湯ノ部遺跡出土木簡の「丙子年十一月」（丙子年は天武天皇五年＝六七〇）であった。

屋代木簡と時期的に重なり、また地方の木簡としての共通性があるといふ点では、伊場遺跡出土の木簡が注目される。「三号との比較においては、次のものがあげられる。

□^辛巳年正月生十日柴江五十戸人 若

□□□三百卅束若□マ□□

（一八四）×（九×三

第三水田面の木簡は、年紀の見られるものはいずれも年号を使用しておらず、養老・神龜の時期のものである。四六号は、の中では特異な存在である。全国的に見て、これまでのところ、木簡における干支年紀の例では八世紀に下るものを見出せない。本遺跡では七世紀に人々が活動していた

年紀は、辛巳年であれば大武天皇十年（六八一）である。干支年紀の後に、人名と束数が記されている。「三号に比べて、束数がかなり異なることや、季節が違うことなど、考慮しなければならない点もあるが、記載様式は、きわめて類似している。七世紀段階において稻の出納ないし授受に使われる木簡と共に通した様式が広まっていたことを想像させる。



図 68 46 号木簡実測図

註

(5) 遺物部教育委員会・財團法人滋賀県文化財保護協会「湯ノ部遺跡発掘調査報告書」一九九五年。

(6) 「農業集落小字」農業集落4-5頁、別編「木簡」九五一頁、一九八九年。

- (1) 岸健男「木簡と人室令」(『木簡研究』)、一九八〇年十一月、のち「日本古民文物の研究」所収 塚書房、一九八八年。
- (2) 東野治之「法隆寺伝来の墨書き文書」(小松利彦・都出比呂志編「日本古代の葬制と社会關係の基礎的研究」大阪大学学術部、一九九五年)。
- (3) 註(1)岸論。

(4) 奈良市教育委員会「藤原宮」一九六八年、八六号木簡。ただし、この木簡については、藤原宮の造営から出土していることなどから、七世紀末において千年に亘る記録を書きつけたものとする見解(和田翠)一九七七年以前出土の木簡(五)「木簡研究」

五、一九八二年十一月)がある。

一、国符木簡

一五号は、七世紀末から八世紀初頭の木簡が出土した第四水田対応層中でも比較的新しい時期に発見された木簡であり⁽¹⁾、第四水田対応層の層位やほかの木簡との関係などから八世紀初頭の郡里制下(七〇一~七二五)の時期のものと考えられる。下部が欠損しているが、表に文書木簡としての原文が残り、裏は本来の木簡面を削った上に書かれたと思われる習書がみられる。裏の習書は表と天地を逆にし、表とは異なる二種の筆跡が認められる。

文書木簡としてまず注目されるのは、表に「符更科郡司等 司□□」という文言がみられることである。

符は公式令に規定される上級官司から被管官司への下達文書であり、一五号では「更科郡司等」が宛所、すなわち被管官司にあたることから、符を発した上級官司に該当するのは信濃國司であると考えられる。「司□□」以下の文言が失われてい

るため、その下達内容は不明であるが、信濃國司から「更科郡司等」に対して発せられた符であることが確かであり、本報告書では「一五号を国符木簡」とよぶことにする。

近年、郡司が里(郷)長等に対して発する符を記した木簡、いわゆる郡符木簡の事例が各地で報告されており、次項で述べるように、履代遺跡群でも少

第五章 考察
年(七四〇)の国符案断簡のほか数は少ない。

守
二、符到奉

天平十二

一五号は大宝令施行からそう時期を経ていない八世紀初めのものであり、その点でも出土した意義は大きいといえよう。

次に注目されるのは、宛所が「更科郡司等」と記されているが、本遺跡は埴科郡内とと考えられることがある。宛所が「更科郡司等」と複数であることから推して、まず更科郡家に送られ、その後、何らかの過程を経た上で埴科郡内で廃棄されたということになろう。

この点については、伊勢国における国符の下達方式の例が参考になる。

伊勢国計会帳には次のような記事がみえる。

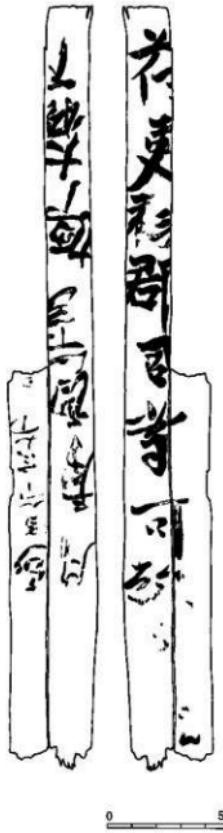


図 69 15号木簡実測図

行下符一条

為檢水田熟不發遣少掾佐宿赤

歎作道前少目大倭伊美吉生羽道

後、符紙月三日酒問博士符佐長兵、鶴、以九

九月三日酒、大目、鶴、符佐長兵、伊、以九
九月三日酒、大目、鶴、符佐長兵、伊、以九

右、付郡伝

これは、伊勢国内の「道前」と「道後」に、それぞれ一通ずつの国符を下した記事であるが、この「道前」と「道後」は伊勢国十二郡を二つに分けた行政ブロックであり、国符はそのブロック内の郡司から郡司へと传送されたと考えられている。⁽³⁾ 国符木簡である一五号を、伊勢国の事例と同様に考えれば、宛所の「更科郡司等」が意味するのは、一つの行政ブロックに属する「更科郡司」をはじめとする諸郡の郡司であり、一五号木簡はそれらの郡家から郡家へと传送されたと解釈できる。

「延喜式」や「和名類聚抄」は信濃國十郡を伊那、諏方（諏訪）、筑摩、安芸、更級、水内、高井、埴科、小縣、佐久の順に記すが、この内、地

形、交通上から、更級郡から埴科郡まで

の千曲川沿いの信濃北部（現在でいう北

信）四郡を一つの行政ブロックとして想定することができる。すなわち一五号は、まず更科郡家に送られ、次に同じ千曲川左岸に位置する水内郡の郡家に传送され、その後、千曲川右岸の高井郡家、埴科郡家の順に传送されて国符木簡としての機能を終え、習書に用いられた後、溝に廃棄されたということになる。

一国内の諸郡を複数の行政ブロックに



図 70 伊勢國略図 (『国史大典』第1巻 (吉川弘文館) より転載許可済)

分けて把握する方式は、前述の伊勢国のはか陸奥国においても想定されおり、面積が広大な上、険しい地形と、南と北に大河を有する信濃国においても、このような方式を想定することは十分可能であろう。「五号が廢棄された後の養老五年（七二一）六月には、信濃国から新たに「諏方国」が分置されている。「諏方国」は大平三年（七三一）三月に廢され再び信濃国に併合されるまで約一年間存在した。これについては未詳な点が多く、「諏方国」の範囲も必ずしも明らかでないが、少なくとも信濃国南部（現在の「南信」）の伊那・諏方両郡は含まれていたと考えられている。⁽¹⁾ ある

いは「諏方国」の分置についても、こうした行政ブロックの存在を前提として考えることもできよう。

一五号の国符の内容が明らかでない以上、信濃国内における行政ブロックの存在や行政ブロック内での木簡の遞送については推測の域を出ない。しかし、少なくとも一五号は、従来必ずしも明らかではなかった一国内の行政体制と文書伝達の実態を考える上で、今後、重要な手がかりの一つとなるものと思われる。

註

(1) 本報告書第一章参照。

(2) 「絲施鳥卯殘火竹筆心貼附文書」(松島龍正編「正倉院宝物銘文集成」吉川弘文館、一九七八年)、なお、

文書の撰文と性格については東野治之「正倉院藏鳥兜残火より発見された奈良時代の文書と墨書き」(ミュージアム二七八、一九七四年五月)、のち

「正倉院文書と木簡の研究」所収 塩原房一九七七年)によった。

(3) 註(2)の「絲施鳥卯殘火竹筆心貼附文書」としてはかに「丹後守宮符」案が認められる(註(2)東野治文書参照)。さらに、天平宝字年(七六一)四月八日「近江国符」案(『大日本古文書』十五一八八、同年五月一日「近江国符」案(『大日本古文書』十五一九七)、宝字八年(七七七)七月一日「大和国符」案(『大日本古文書』六一五九七)などがあり、類するものに天平十五年(七四一)九月一日の「滋津守宮符」(『大日本古文書』東大寺古文書之三一八四)がある。

(4) 『大日本古文書』二十四一五四八。なお、撰文は国立歴史民俗博物館「正倉院文書拾遺」一九九二年に

(5) 銀江宏之「計会帳に見える八世紀の文書伝達」(『中學雑誌』101—114、一九九二年一月)。

(6) 「一通の郡符が複数郡司の間で遞送された可能性を考えられる例としては註(3)の「丹後國符」および天平宝字六年五月一日「近江國符」があげられる。註(5) 銀江「論文参照」。

(7) 平川南「律令制の多賀城〔宮城県多賀城跡調査研究所編〕『多賀城跡—政所跡』本文編」一九八一年、同「海道・社庫地」(石巻市史編さん委員会編)「石巻の歴史」六、特別編、一九九一年。

(8) 「続日本紀」養老五年八月廿二日(十六日)条。

(9) 「続日本紀」天平三年三月卯(十七日)条。

(10) 「長野原史」通志卷第一、卷原始・六、第三章第一節、一九八九年。

三 郡符木簡

屋代木簡の中には、一六号・一四四号の二点の郡符木簡がある。六一号も郡符と考へられ、七一号も郡符木簡の可能性があるのであわせて考えたい。

一六号は八世紀初頭にあたる第四水田対応層から出土している。「余」



図71 114号木簡実測図

里長」に対し「符」という下連文書が発給されていることから、郡司がその管轄下にある里長に対して発行した郡符であることがわかる。郡の下の行政組織が「里」であったのは、大宝令によって郡里制が定められた大宝元年(七〇一)から郡郷里制に改められる寶亀元年(七一五)までであるので、郡里制下の郡符ということになる。出土層位の年代観と矛盾はない。なお下端欠損で命令内容は不明であり、施行文言・署名等があると想定される裏面は、墨痕が残るが文字が削られていて読み取れない。

ところで、平川南はこれまで出土した郡符木簡を検討し、

郡符木簡の命令は、主に人の召喚を内容とする。

郡符木簡はその宛所で廻棄されることなく、差出または召喚先の郡家ないしその関連施設で召喚人とともに提示され、その後廻棄された。

郡符木簡の出土する遺跡なししその近辺には、郡家の中心施設および郡家別院、郡家関連施設(港湾など)などが存在したと想定できる。

このことから、「余戸里長」あての郡符も、屋代遺跡群の所在する埴科

郡の郡司が管内の「余戸里長」に対して発給したもので、埴科郡家ないしその関連施設で廃棄されたと考えられる。

一四号はSD七〇三から出土している。この自然路は第三水田対応層の中でも最も新しい時期のものである（第二章参照）。宛所は「屋代郷長里正等」であり、「郷長」「里正」の呼称から郡郷里制下であることがわかり、木簡の年代と層位との時期的矛盾はない。屋代郷は「和名類聚抄」では埴科郡に属す。したがって、符の差山と思われる裏面の「少領」の職名から、埴科郡司の発給した郡符であることがわかる。内容は、埴科郡司が菅内の「屋代郷長里正等」に対し、郡家における何らかの行事のためと思われる敷席・縛・斧などの物品や、行事に使う建物（神宮室、殿）の造営のための匠丁の賃代、堪夫一人・馬二足などと、建物の造営の人夫・○人を出すように命じたものである。その内容から、郡家での行事とは神事に関わるものである可能性が高い。命令を受けた屋代郷長は郷内の里正等とともに人夫・物品等を調達し、埴科郡家ないしその関連施設に郡符を携帯して赴き、点検を受けた後、その郡符を廃棄したものであろう。

これまでの郡符木簡は主に人の召喚に関わって発せられているのに対し、本木簡は人夫の召喚と物品の調達を一本の木簡で同時に命じている点に特徴がある。命令内容は宛所の下に三行に分けて記されている。一行目が神事に用いる物品、二行目が造営に携わる技術者の手当および建築用材などを運搬する夫馬、三行目が造営に携わる人夫と、それぞれ書き分けられていたと思われる。郡符木簡の長さは平川により約一尺ほどと推定されており、本木簡もそれと同様であったと仮定すれば、調達する物品名などが欠損部にも記されていたと想定される。

まず、一行目の「敷席」は「むしろ」のことと、「延喜式」（神祇式）に記されたさまざまな祭祀に用いる物品の中には席や席などの敷物が見え

るから、祭祀との関連をうかがわせる。新潟県八幡林遺跡の一四号木簡によれば、郡に進上した物品として干穴・坏とともに「席一枚」が見える。この八幡林木簡はその内容から郡家での神事などで使用する物品を貢進したことと記したものと思われる。⁽³⁾ 木簡の内容を考える上で共通点の多い木簡である。また、埼玉県小敷田遺跡の八号木簡にも「疋」「絞築」「立西」などの名が見え、祭祀との関連が問題にされている。⁽⁴⁾ 「疋」「升」のうち「升」の読みについてにはなお検討すべき点もあるが、縛や斧については、祭祀料物とみることができる。

二行目の「匠丁」については、木簡の後段の建物（宮室・殿）を造営する技術者とみなすことができる。娘代布とは、その匠丁に対しても与えられる食糧手当がわりの布であろう。「勘夫」については、「勘」を「堪」の誤記と見て、「堪」は「担」と音韻で「堪夫」＝「担夫」と考えられる。下に続く「馬二足」は「堪夫」とセットで考え、いわゆる「夫馬」すなわち後段の建物の用材等を運ぶためのものとと考えられる。

三行日の「宮室」「殿」とは神事のための建物のことを意味すると思われる。人夫一〇人は「宮室」と「殿」を造営するための人夫のことである。

なお、ここにうかがえる神事の具体的な内容と、それと関連するがこの郡符による微発の性格など、今後明らかにすべき課題は多い。

次に、六一号は二五ダループに、七一号は一七ダループに属すが、二五・一八ダループはほぼ同時代の第三水田対応層から検出された木簡で、その中に養老七年・神龜三年の年紀を有する木簡を含んでおり、その年代はおよそそ七・〇年代ごろの郡郷里制下の時期にあたる（本章第節）。六一号は上下端欠損で「長等」という文字のみが残り、文書の様式は不明。したがって郡符木簡と断定することはできないが、この「長等」を宛所の一部とみなすならば、これまで出土した郡符木簡の宛所「春都里長等」（山

垣遺跡」「馬道里長」(西河原遺跡)
 「竹田郷長里正等」(伊場遺跡)
 「立屋津長伴マ福磨」(荒田目条里遺跡)
 「郡内之内すれかの里長等」(埴科郷)
 「あるいは他の長等」(津長等)
 「あるいは米長・税長など) あ
 ての郡符木簡である可能性
 が高いであろう。

七号は上下端欠損で文書の形式が「符」であるかどうかわからない。
 内容をみると、裏面には文書の発信者と思われる「主帳」の職名があり、
 日付と時刻が記載されている。おそらく文書の発信に関わる日付と時刻で
 ある。「主帳」は郡司ないし軍團の官職名である。さらに「一人令急」
 という「火急」を意味する郡符木簡や召文に見られる文言が記されてい
 る。このことから、本木簡は、埴科郡司(主帳)ないし信濃團(主帳)が
 郡長などに対して発給した郡符木簡ないし召文の可能性が高い。

註

- (1) 岸成男「古代・古漢と郡甲印」(『日本古文書研究』増刊號、一九七一年)。鎌田元「『船印制の施行と信濃元年式』(『上田正昭編「古代・日本と東アジア』) 小学館、一九九年) では、信濃元年(七二七)に郡甲印制が施行されたとする。
- (2) 平川南「郡符木簡」(『先史後編「律令国家の地方支配』) 吉川弘文館、一九九五年)
- (3) 郡符の義理については第四章を参照。
- (4) 平川南「八幡木遺跡と地方官施設」(『木簡研究』一七号、一九九五年十一月)。
- (5) (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団「小敷遺跡—一般国道17号熊谷バイパス関係埋蔵

遺跡名	法量	出土	宛所	召喚人・物	召喚先	年代	
新潟県三島郡和鳥村 八幡木遺跡	2	35×45×5	郡符	青海錦(長)	少丁高志君大虫	蝦夷四司	八世紀前半
兵庫県氷上郡春日町 山道遺跡	1	(30)×19×3	符	春部里長等	春部君広橋ほか二人	一	一
滋賀県野洲郡中主町 西河原遺跡	1	(35)×19×5	郡符	馬道里長	女「久米」ほか	八世紀前半	八世紀前半
京都府向日市 長岡京跡	1	(30)×30×5	郡符	采女郷主部家	春部水簡	一	一
岐阜県古城郡古川町 杉崎廬跡寺	1	(30)×30×5	符	越見	一	一	九世纪初頭
長野県更埴市 屋代遺跡群	3	(30)×25×7	符	屋代郷長里正等	敷輪御所匠丁然代布造賛人夫ほか	一	一
静岡県浜松市 伊場遺跡	1	(30)×35×4	符	余戸里長	一	一	八世紀前半
福島県いわき市 荒田目条里遺跡	1	(30)×35×3	符	長等	一	一	八世紀前半
(23)×35×3		(72)×18×3	符	竹田郷長里正等	一	一	八世紀前半
(23)×35×3		(82)×35×3	符	立屋津反候馬相應	扶桑・水手か	一	一
35×45×6		郡符	里刀自	里刀以下三四人	為客料充進石	八世紀半ば	九世纪半ば
郡司職田							

図 72 郡符木簡一覧
 (平川、『郡符木簡』1995に加筆)

四 軍團関係木簡

軍團関係の木簡としては一二号および六〇号が挙げられる。一二号には軍團の官人である「少毅」が、六〇号には「信濃團」が見える。一二号は八世紀のこく初期、六〇号は八世紀初頭(七〇年代頃)のものと思われる。信濃國の軍團については從来、史料がほとんどなく、これらの木簡の発見は極めて貴重である。軍團は持統朝ないし大宝令制下に成立し、八世紀初頭にその整備が進められた。屋代木簡は、軍團に関する具体的な史料としてされる。

一二号は、文字の内容・配列から文書木簡と推定される。上下端を切断されているため、原形は不明である。表面には二行の記載があるようだが、内容はほとんど読み取れない。裏面の「使酒人アフ良」は、この木簡を送達した使者の名を示すものであろう。その下に行をずらして記された

「少殺」は、文書の差出側の署名と見てよからう。「少殺」の上に軍團名の記載がないが、所属軍團は文書の書出・形式等から自明であったものと思われる。年紀の記載は見えないが、出土廟位から得られる年代視は第四水田対応層＝八世紀初頭前後であり、記載に「郡」字が見られることから、木簡の時期は大宝元年（七〇一）以降、八世紀のごく初期と推定される。

二号の発信者及び宛先としては、

①軍團・國

②軍團・郡

③軍團・管下（里長ないし兵士等）

④少殺個人→所屬軍團

といった場合がありえよう。①・②・④であれば宛先で廃棄、③であれば宛先から再び差出側に持ち帰られて廃棄されることになろう。①・④は上中文書、②は統属・管隸関係にない官司相互の文書、③は下達文書となる。ともあれ、本木簡を廃棄した官司としては、國府、郡家、軍團が想定できる。

六〇号は短冊型の木簡で、表の書き出しには「信濃國」がある。裏には現状で三行書きで歴名と思われる記載がある。年紀の記載はない。出土層位は第三水田対応層＝八世紀前半である。ほぼ同時期に廃棄されたと推測される木簡の中には、「養老七年」（七二三）・「神龜」（七四九）の年紀を有するものが含まれている。

信濃國の軍團の名称・所在地等は、これまでまったく不明であった。軍團の数については、兵士の点定法から若干の推測が可能である。軍防令には兵士点定について「同戸之内、每三丁取一丁」とあり、實際上は一戸一兵士が原則であったとされている。これによれば、五〇戸一里（郷）から兵士五〇人がとられ、二〇里（郷）で一軍團が構成される

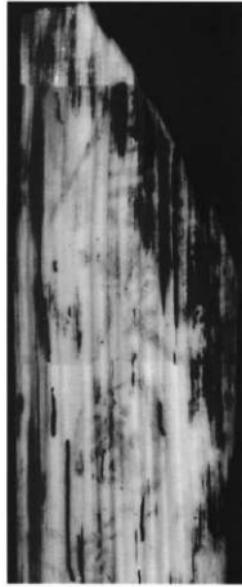


図 73 60 号木簡「信濃國」部分写真

こととなる。⁽²⁾信濃國の郷数は「和名類聚抄」では一〇郷で六〇数郷である（第五章第三節第一項参照）。奈良時代の里（郷）数は不明だが、四〇～八〇程度とすれば、推定される軍團数は「ないし三」となる。また、信濃國から源方國が分離された養老五年（七二二）六月から天平三年（七三三）三月の期間に、源方國所属とされた軍團があったとすれば、この時期の軍團数は「ないし二」であった可能性がある。ただし、これはあくまで里数から推定される数に過ぎず、実際にはかなり幅を持たせて考えるべきである。

軍團の名称についてこれまで知られている全国の事例を見ると、そのほとんどは郡名と共に通する團名を称している（図74）。出羽國の出羽團が「國名十團」という形をとるようみると、同國には出羽郡が存在し、また同國は国内に一軍團のみが設置された一國一團の國であったと考えられる⁽³⁾。出羽郡のみえる九世紀後半段階では出羽郡は國府所在郡でもあった。したがって、軍團は出羽郡に置かれた可能性が高く、出羽團も郡名による理解できる。佐渡國の稚太團も、一國一團であるが郡名と共に通する團名を称している⁽⁴⁾。ただ、神龜五年（七二八）四月に陸奥国丹取團が玉造團に名称変更した例があり、ここに示した團名がすべて團設置当初の名称

図74 軍團名一覧

であるか、問題も残されている。
木本簡の年代は、「諏方国」分置期間にちょうど当てはある。このことから、以前は別の名称であった軍團が、「諏方国」分置にともない「信濃國」に名称変更された可能性も考えられなくはないが、一国一團であっても「國名十團」という形をとらないことから見て、そうした名称変更是ありえないようである。むしろ、「信濃國」の存在を前提に、軍團の名称のあり方を見直す必要が生じている。同様に、團名と郡名の共通性の問題から、郡のあり方の再検討が必要である。「一般的には軍團名は郡名と共に通すことから、「信濃國」という名称は、かつて軍團が初めて設置された時期に「シナノ」を称する郡（ないし評）が存在していたことを推測させられる材料となる。これを傍証する史料として、次の長屋王家七六号木簡が挙げられる。

この「講信」については、既に「藤力男」によって「サラシナ」と読めることが指摘されている。すなわち、駿河の駿、敷賀の敷、平群の群や、「伊看我評」「伊干我評」(伊豆国何鹿(イカルガ)郡)の看・干など、「音と日本語のラ行子音の調音の近似から、『鶴尾がラ行音を表わすことがある、したがって「讃」は「サラ」と読める。「信」を「シナ」と読むことは、「和名類纂抄」に更級郡当信(トウシナ)郷・上野国利根郡男信(マナシナ)郷が見え、問題はない。⁸一方、「播信」を「ハニシナ」と読むことについては、次のように考えられる。すなわち、靈龜二年(七一七)養老元年)一月の年纪を有する長屋王家八号木簡に「武藏国策覽郡」と表記した例がある。寺崎保広は、「策覽郡」の「サクタン」は「サキタマ」に通じ、後の埼玉郡であり、サク(策)→サキは喉内入声鶴尾(ス)のカ行音転用、タン(單)→タマは唇内奥音鶴尾(ミ)のマ行音転用と説明され

本木簡が一官司内で帳簿的に利用されたいわゆる記録簡であるか、官司ないし人物相互間でやり取りされた文書木簡であるかは、木簡の内容を検討する上で重要な論点である。この点一概に断定はできないが、現時点では記録簡と見なし得る可能性が強い。本木簡の表面調整は文書木簡としては相違である（第四章第一節）。また、木簡の上下端の右方を三

尾（三）のナ行音転用として説明できよう。類例としては、美濃国賀茂郡埴生郷（和名類聚抄）が、正倉院文書の大宝二年（七〇二）戸籍では「御野国加茂郡半布里」とあり、「半布里」の半（ハニ）→「埴生郷」の埴（ハニ）という転用を挙げることができよう。

以上から、長屋王家木簡の「播信郡」「讃信郡」は「埴科郡」「更科郡」を指し、両郡で貢進物の合算を行っていることがわかる。この例からも、「埴科」「更科」二郡がかつては「信濃郡（詳）」といった形の一つの郡（詳）を構成していた可能性を考慮すべきであろう。その場合、八世紀初頭の一五号木簡に「更科郡司」と見え、既に「更科郡」が存在していることから、二郡（詳）に分かれた時期は大宝令施行時かそれ以前と考えられそうである。とすれば、「信濃園」の成立も大宝令施行前の「科野評」時代の評名によるものとして、七世紀にさかのぼるかもしれない。

本木簡が一官司内で帳簿的に利用されたいわゆる記録簡であるか、官司ないし人物相互間でやり取りされた文書木簡であるかは、木簡の内容を検討する上で重要な論点である。この点一概に断定はできないが、現時点では記録簡と見なし得る可能性が強い。本木簡の表面調整は文書木簡としては相違である（第四章第一節）。また、木簡の上下端の右方を三



図75 長屋王家76号木簡
(奈良国立文化財研究所許可済)

角形に剥ぎ取る二次的な処置が施されており、こうした処置は屋代木簡の中でも他に類例がない（同第二節）。これは、記載内容に関わる分類ないし確認等の行為にともなう記録簡特有の処置とも考えられよう。

〔信濃園〕更科郡「田」が意味する内容としては、「信濃園」所属

の兵士のうち、〔某所〕「遁」れて某所へ「往」く者の歴名を記したものと解される。例えば、

(A) 「信濃園より遁れて更科郡へ往く者」

(B) 「信濃園。更科郡より遁れて某所へ往く者」

(C) 「信濃園。遁る。更科郡の〔所属〕某所へ往く者」

といった読み方が可能である。B・Cは、「信濃園」を作成主体ないし所屬の表記と解し、Cはさらに「遁」までが下文全体にかかる内容と見れる。

「往」については、平城宮跡出土の過所木簡に「依私故度不破関往本土」とあるように、到達地点を示す用例がある（平城宮発掘調査出土木簡類編）⁶⁾。また、「遁」には「のがる（遁）」「さる（去）」といった意味がある（類聚名義抄）⁷⁾。「逃る」とすれば兵役からの逃亡の意と解される。「去る」とすれば、「退く」「罷る」といった意にとって、兵役の終了・免除と解することができよう。具体的には、

(a) 衛士・防人や征行等における国外の出仕先での逃亡

(b) 兵士役自体の終了・免除

(c) 衛士・防人等としての国外上番の終了・免除

(d) 軍団ないし國府における国内分番の終了・免除

といったことが想定できる。(b)は、軍団兵士は六〇歳以上となるか、病気などで軍役に堪えなくなつた場合に除隊を許された軍防令範点次条。正倉院文書として伝わる因幡国戸籍では、こうした兵士の除隊を

「解」と表記している。(c)の衛士・防人は、軍團兵士の中から上番し、期間は衛士が一年、防人が三年であった(軍防令兵士上番条)。天平十年(七八八)度の駿河国正税帳には「依病退本土仕丁衛士火頭等」とあり、病氣等によって上番から退くこともあった。また、衛士・防人・征行兵士は、帰郷後は上番した期間と同じだけ国内の分番が免除されることになっており(軍防令兵士以上条・同義解)、これは(d)国内分番の免除にあたる。(d)の実例としては、多賀城跡出土木簡に「畢番、度玉前割、還本土安積守会津郡番」と記したものがあり、国内分番の終了を「畢番」と表現している。⁽¹⁾

本木簡の解釈は上記の組み合わせにより様々に考えられ、いずれが妥当であるか直ちに判断することはできない。ただ、本木簡を記録簡とした上で、現時点での有力と思われる解釈としては、

- ① 更科郡に本質があつて某所(筑紫・京など)への上番から退いた
防人・衛士等の歴名

- ② 更科郡に本質があつて某所(筑紫・京など)へ上番中に通した
防人・衛士等の歴名

- ③ 信濃國を除隊となつて更科郡に帰郷した兵士の歴名

④ 信濃國での分番から退いて更科郡に帰郷した兵士の歴名

などを挙げられる。①・②は上記の読みの(c)に、③・④は(a)に対応する。①は、防人・衛士等から帰郷した兵士はその出仕期間と同じだけ国内分番が免じられるから、国内分番免除者のリストとして利用されたことが考えられる。木簡の角が切り取られているのは、あるいは免除が経過した年数を示すための処置とも思われる。とすれば、①は現時点でも最も有力な解釈となり得よう。②・③は戸籍・計帳等の作成のための基礎データともなり得る。④については、兵士の国内分番が一〇日程度で入れ替わったことを考えると、その都度こうした木簡を作成したか疑問なしと

しない。むしろ番ごとの兵士リストがあれば用が足りたようにも思われる。

木簡を廃棄した官司の特定も、解釈が確定しないため、現時点では困難である。上記①～④の解釈でいえば、まず考えられるのは軍團で使用・廃棄されたことであるが、②・③については府の可能性も捨てきれない。ただ、本木簡を記録簡と考える限り、郡家で使用・廃棄されたことはありそうにない。文中に「更科郡」と記されていることから、郡家とすれば更科郡家を考えざるを得ないが、これは出土地との関係で不適当である。したがって、本木簡の使用・廃棄場所としては、軍團(信濃國)ないし国府が想定されることになる。

註

- (1) 笹山晴生「日本古代の軍事組織」(『古代史講座』五 学生社、一九五九年)、米田雄介「軍團の成立と特徴」(『都司の研究』法政大学出版局、一九七六年)、橋本裕「軍團についての一考察」(『律令軍制の研究』吉川弘文館、一九八一年)等参照。
- (2) 藤木孝次郎「軍團の兵數と配備の範囲について」(『総日本紀研究』七七八、一九六〇年八月)の「飛鳥奈良時代の研究」所収 堀吉房「一九七五年」。
- (3) 例は出雲國の熊谷氏のものである。(『出雲國風土記』)に熊谷郡熊谷郷が見える。
- (4) 高橋栄「陸奥・出羽の軍制」(『史元』一五、一九七七年十一月)。
- (5) なお、佐渡國はもと越後郡一部からなり、養老五年(七二一)に賣母・羽茂二郡を分立して三郡となつた。また、天平十五年(七四三)一月から天平勝宝四年(七五二)十一月まで、越後國に併合された。(『伴書類』)によれば、奈良時代の郡数は一三郡である。
- (6) 工藤力男「木簡類による和名抄地名の考索」(『木簡研究』一二、一九九〇年)。
- (7) 寺崎保広「長屋王家木簡部名考證一題」(『文化財論叢』II、一九九五年)。
- (8) 衛士の上番期間は養老六年(七二二)一月に三年と改められた。
- (9) 「高麗與多賀城跡調査研究報告」(八月)一九八五年、五五頁。
- (10) 国内分番については、「続日本紀」慶雲元年(一二〇四)六月丁巳条、同宝龜十一年

(七八〇) 三月辛巳癸未、【頃舉二代格】天平勝率五年(七五二)十月十一日官符、同

弘(?)四年(八一三)八月九日官符等の史料がある。なお、北條大「軍團兵士の訓練に
関する」考察(『続日本紀研究』三二四一九八一年十二月)参照。

(1) 特に、(A・C) の読み方では、「西京郡」に関する内容とそらざるを得ない。(B)
であれば「西京郡」を重臣所在地と見て解釈できなくもないが、その場合はそもそも

「更科郡」の語を記す必要がないよう思われる。なお、木簡が仮に文書木簡であつたとすれば、信濃國から更科郡宛の木簡が埴科郡で施業されたことが考えられる。この場合、木簡は、何らかの兵役を免いた者が更科郡から埴科郡へ向かう際に携行し、「還済」的割合を保つものと解され、信濃國は更科郡に所在したことになる。

五 出舉關係木簡

○ 八七号

「五月廿日 稲取人 金刺マ若佐丹 □
金刺マ兄 □

○ 四九号

□五十五束 小□

○ 一二号

「戊戌年八月廿日 酒人ア □ 荒馬 □ 東酒人ア □ 方叶束」
これら木簡の記載様式は、人名+数量(単位は束)を基本としている

○ 一三号

「五月廿日

点が共通している。この記載様式からは、これらが出舉關係資料であることを想定できよう。

近年、各地の発掘調査においては、漆紙文書や木簡のなかに次のような

公・私出舉關係のものがみられる。

イ 埼玉県行田市小敷田遺跡二号木簡

九月七日五百廿六次四百

卅六次四百八束并千三百

七「小稻」一千五十五束

木簡の年代は八世紀初頭前後とされ、その内容は

五一六十四三六十四〇八二一、三七〇束

一、三七〇束×一・五二一、〇五五束

と、三回の出舉額を累積し、その小計額に五割の利息が加えられている。

ロ 茨城県石岡市鹿の子C遺跡一七四号漆紙文書⁽²⁾

漆紙文書の年代は八世紀後半頃とされている。

その内容は、出舉に関する三月と五月の貸付け額と九月の収納額を記している。その貸付け額については、例えば五月後半の六人(「ア廣足」→「ア廣志」)の総計は一七〇束、一人平均出舉額は四五束となる。

ハ 富山県射水郡大町北高木遺跡木簡⁽³⁾

・×本利并七十五束又□⁽⁴⁾

・□□□・サ△□⁽⁵⁾

(一三〇) ×一八×六

木簡の年代は八世紀後半頃とされている。貸し付けた稲は五十束(本種)で、五割の利子が一五束(利種)、その合計があわせて七五束という内容の出舉に関する木簡である。

(二)

宮城県石巻市田道町遺跡木簡⁽⁴⁾

延暦十一年

木簡の年紀「延暦十一年」は七九二年、「合四百六十四」⁽⁴⁾は總計部分であり、「真野公六万呂五十五束」は、その内訳の一部である。以上の四小科からみて、出舉関係の帳簿類からうかがわれる山舉の実態には、次の三点の特色がある。

一、数量単位は原則として「束」である。

一、一人の貸付額は平均すると四五、五五束程度である。

合四百六十四

真野公

刀五束

真野公

奈女

月十束

真野公六万呂五十五束

真野公奈女

(1)(1) × (78) × 4

174
a

b

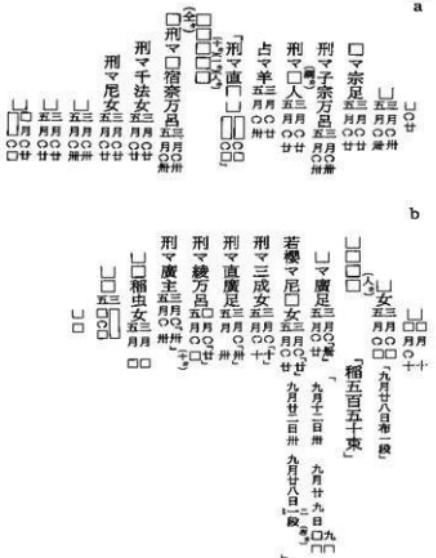


図 76 茨城県鹿子 C 遺跡 174 号塗紙文書
(出舉帳文書)

一三五号の年代が七世紀末であることからこのようない山舉は、すでに七世紀末におそらく評家によって行っていたものと考えられる。

「三五号の年代が七世紀末であることからこのようない山舉は、すでに七世紀末におそらく評家によって行っていたものと考えられる。」

註

(1) (8) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団「小笠田遺跡一般国道17号熊谷バイパス関係埋蔵文化財発掘調査報告書」一九九年。

(2) 茨城県教育委員会「開拓の事跡調査研究会」一九八二年。

(3) 安政新編「筑山・北高木遺跡」(木簡研究)第一五章、一九九三年。

(4) 石巻市教育委員会「田道町遺跡」一九九五年。

六 九九算木簡

掛け算九九に関するものは、八一号と一二六・一七号の三点である。まず、わが国における九九算の概要について簡単に触れてみたい。

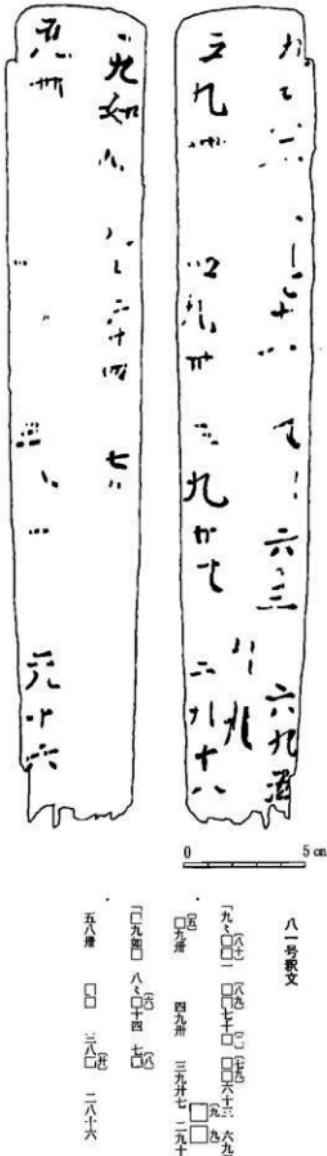


図77 81号木簡実測図と訣文

わが国に数学がもたらされたのは、天文・曆・建築・土木・租税などの計算の必要からであろう。律令制下的大字寮には、算博士一人が置かれ、算生は三〇人と定められていた(職員大字寮寮)。算生は、孫子・五曹・九章・海島・六章・繩術・三間重差・周髀・九司を教科書とした(学令算経)が、特に「孫子算經」には九九算が列記されている。

周知のようすに、九九算の普及度を端的に示す例は「万葉集」の歌に散見する。

若草乃新手枕乎 卷始而 夜哉将間 二八・十一不在園 (卷一一、二五四二番)

若草の新手枕を 枕き初めて夜をや隔てむ 憎くあらなくに すなわち、「二八・十一」は掛け算の九九八十一によってニクニと訓む戯書であり、当時の九九算の普及度を示すものであろう。

近年の発掘調査によつても、新たな九九算に關係する資料が紹介されて

いる。なかでも古代に限つてみると、平城宮・京跡・藤原宮跡出土の木簡に數多くみられる。

○ 平城宮第四四次調査 (6ALG区) SD五七八八出土木簡 (〇九一型式) (『平城宮発掘調査出土木簡概報』(六)、七頁、一九六九年)

○ 五七卅五 二七十四……

また、漆紙文書の例としては、宮城県柴田郡川崎町下窪遺跡の九世紀後半から十世紀前半頃の竪穴住居跡から出土したものがあげられる。

・「百女

九九八十一 八

便

以上のようなこれまでの九九算に関する出土資料は、すべて九九算の一部を習書したものである。八一号のようすに、九の段や八の段がまとまつた形で出土したのは初めてである。

一方、九九算に関する古代の史料としては、「口遊」(くちざさみ)が唯一とされ、これは江戸時代まで用いられたという。「口遊」は天保元年(1830)に藤原為光の長男松雄君のために、当時の著名な学者・詩人源為憲の作ったもので、初步的な公家の常識を教えるための教科書とされ、

一九門・三七八曲からなり、その雑事門一一曲には次のような九九算が載せられている。

一九門・三七八曲からなり、その雑事門一一曲には次のような九九算が載せられている。

九三八十一 八九七一 七九六十三 六九五十四 五九冊五 四九三

十六 三九冊七 二九十八 一九三

八三六十四 七八五十六 六八冊八 五八冊 〔五八冊〕 四八冊二 三

八卦四 二八十六 一八三

七三冊九 六七四十二 五七卅五 四七卅八 三七卅一 二七十四

一七三 六三冊六 五六册 四六册四 三六十八 二六十二 一六三

五三册五 四五册 三五十五 二五十一 一五三 四三十六 三四十一

二四八 二四四 三三九 二三六 二三三 二三四 一三一 一三一

謂之九三

ところで、「口遊」に載せる九九算も八一号の九九算も、今日の九九とは対照的に、九九八十一から始まっているが、これは古代中国に起源をもつ形である。「口遊」の九九算表でも明らかのように、八の段の場合、冒頭に八九七十二の部分は省略されている。八一号は、短冊型の表に九の段、裏に八の段を整然と記している。このような九九算表の場合は八九七十二の位置を空けたり詰めたりすることなく、それに代わる文言が必要である。おそらく、裏面の冒頭の「口九如□」は、残画も参照すれば、「八九如九」と記し、「八九は九の如し」、すなわち八九は九八と同じであると記したと推測される。七の段以下も同様に記載し、例えば、七の段と六の段、五の段と・四の段と、三の段と・二の段というように、九九算を四枚の木札の表裏に記載し、使用の便を計ったものと考えられる。

(1) 平川 南「集落跡発見の漆紙文書」(『漆紙文書の研究』吉川弘文館、一九八九年)。

第三節 木簡をめぐる諸問題

一 木簡にみえる行政地名

屋代木簡にみえる地名について考察する前提として、まず屋代遺跡群の地が「和名類聚抄」にみえる信濃の郡郷(図78)のどこに比定されるのか確認しておきたい。

第一章第一節に詳しく述べられているように、屋代遺跡群は更埴市屋代および雨宮地籍に広がる千曲川右岸の自然堤防上に位置する。この自然堤防上には雨宮庵寺跡があり、これは貞観八年(866)に定額寺とされた埴科郡屋代寺に比定されている。また、その近くの雨宮坐日吉神社は、「延喜式」に埴科郡の式内社としてみえる祝(はふり)神社に比定され、この社(やしろ)が屋代という郷(里)名のもとになったと考えられている。こうした点から、屋代遺跡群が位置する自然堤防の地は、現在のこの屋代という地名のとおり埴科郡屋代郷に比定するのが妥当であろう。

屋代木簡のうち、国・郡・郷・里などの地名を読み取ることができるものは二点を数える。これらについて行政単位の段階ごとにみていくことにする。

(1) 国名

三四号に「信濃國」と記されている。

国名の表記の用例としては、まず藤原宮木簡に大宝律令施行以前の表記として「村野国伊奈評」がみえる。和銅五年(712)に完成した「古事記

記」でも国名には「信濃」ではなく、すべて「科（科）野」の字があてられている。養老四年（七二〇）に完成した「日本書紀」では齊明天皇六年（六六〇）是歲条の一カ所で「科野」がもちいられているほかは「信濃」がもちいられているが、總体天皇紀や欽明天皇紀などにみえる人名には「科野（斯那奴）」の表記がもちいられている。また、正倉院宝物白布などに捺されている国印や正倉院文書などにみえる人名には「信濃」とある。このほか、「令集解」賦役令調庫物条古記が引く民部省式には国名として「信野」の表記がみられるが、この民部省式は大宝五年（七〇二）から同二年（七〇三）の間に成立したと推測されている。³⁾

信濃国の隣国である美濃国では、「三野」の表記が七世紀からもちいられ、大宝律令施行とともに「御野」ついで和銅八年（七二三）以前の段階で「美濃」の表記が公定されもちいられるようになったといわれている。⁴⁾この美濃国の例にならえば信濃国の場合も、「科野」の表記から、大宝律令施行とともに前述の民部省式にみえる「信野」がもちいられるようになり、和銅六年（七二三）以前の段階で「信濃」の表記が定められたと考えることも可能であろう。「信濃」と表記されている六〇号・七四号はいずれも第三水田対応層から出土した郡郷里制施行（七一五）以降の木簡であり、すでに国名表記として「信濃」がもちいられている段階のものである。

〔二〕 郡名

「東間郡」と「更科郡」がみられ、それ以外の郡名はない。三六号と一〇二号は郡名の一字目が欠けているが、「東間郡」と記されていたと考えられる。「東間（つかま）」の用字例としてはほかに「日本書紀」天武天皇十四年（六八五）十月壬午条の「東間温泉」がある。これにたいして、「延喜式」と「和名類聚抄」では「筑摩」の字がもちいられている。年紀が明

らかなものによる「筑摩」の初見は、天平勝宝四年（七五二）十月の墨書きである正倉院の白布である。⁵⁾三六号は第四水田対応層、一〇二号は第三水田対応層の木簡であり、少なくとも八世紀前半の信濃国では郡名表記として「東間」がもちいられたということになる。

「更科郡」は一五号・六〇号・七四号にみえる。「延喜式」と「和名類聚抄」では「更綱」の字がもちいられているが、その初見は天平二十二年（七八四）四月二十五日写書所解（『人日本古文書』二一七八）である。これに対して平城宮跡の和銅年間（七〇八～七一五）に存在したと推定される溝から出土した木簡には、「一五号・六〇号・七四号と同じく「更科郡」と記されている。⁶⁾一五号は第四水田対応層、六〇号・七四号は第三水田対応層の木簡であり、とくに七四号の出土した層が七二〇年代（養老・神龜）のもとされることからすれば、その頃までの段階では郡名表記は「更科」が一般的であったとも考えられる。ただ、長屋王家木簡では「讃信郡」（延龜三年（七一七）頃の年代）と表記されており、「更科郡」と併用されているともいえる。「埴科郡」と「播磨郡」も同様である。また六〇号に見える「信濃國」は軍團名であるが、これと郡名、さらに遙かに遡って評名との関連性も考えられる（本章第二節第四項参照）。

〔三〕 郡名

郡里制の里名がみられるものが一点、郡名がみられるものが二点ある。このうち四点が更科郡の郡名で、ほかの九点はすべて埴科郡の里名もしくは郷名である。

六二号の「等信郷」と九一号の「當〔當〕郷」は「和名類聚抄」の更級郡當信郷にあるものと思われる。高山寺本の訓は「唐奈」であるが、名古屋市立博物館本には「タウシナ」と訓がふられている。當信郷の比定地は未詳である。

图78 「和名集解抄」の信濃国郡境（萬葉高寺寺本、流は流て本、比定地は「長野保安」通史解第1巻による）

三五号の「平^モ郷」は、「和名類聚抄」の高山寺本、流布本ともに訓を「平字奈」とする更級郡小谷郷にあるのではないかと思われる。七四号には「更科郡余^モ」とある。一六号にも「余戸里」がみえるが、一六号は埴科郡とみられるのでこれは埴科郡の「余戸里」になる。「和名類聚抄」高山寺本では信濃國に余戸郷ではなく、流布本では小縣・佐久向戸里、七四号によつて七〇年代（養老・神龜）頃に更科郡の余戸郷が存在したことになる。

一一〇号の「伊蘇郷」は「和名類聚抄」の埴科郡儀部郷にあるものと思われる。『和名類聚抄』には伊蘇郷が伊勢國度会郡と相模國余絆郡にみえるが、このうち度会郡には延喜式内社として磯神社がみえ、「伊蘇」と「磯」が通用されたことがうかがえる。

七三号・七九号・九〇号・一〇〇号には船（舟）山郷がみえ、屋代木簡に最も多くみられる郷名である。現在、更埴市から戸倉町にかけて舟山の地名がのこる。

七二号の「穴六郷」は「和名類聚抄」の埴科郡大穴郷にあたるものと思われる。七六号・一四号には屋代郷がみえる。

四 郡郷里制下の里名

郡郷里制は靈亀元年（七一五）から天平十一年（七三九）・十二年（七四〇）頃まで存続したと考えられているが、この郡郷里制下の里名は、第三水田対応層の木簡八点にみられる。このうち七二号の「穴六郷高里」、七三号の「^モ山柏寸里」、九〇号の「船山郷井付里」、一〇〇号の「船山柏村里」は郷名が明らかであり、いずれも埴科郡の郷里である。五一号の「^モ郷^モ里」、六九号の「長谷里」、一〇八号の「^モ山邊^モ」、一一

一号の「多里」の四点はどの郷に属す里か不明である。郡郷里制の里名は地名としてほとんど伝わらないといわれているが、船山郷の柏村里に関して、正安三年（一二〇）に集成された『寛政抄』に、千曲川沿いの地名として「塙尻、赤池、坂木、柏崎」がみえ、この柏崎は船山郷比定地付近の戸倉町柏王と考えられている。柏村里との関連は不明ではあるが、柏崎・柏王が「柏」を有する地名であることと、船山の地籍に近接する点で注目される。

註

(1) 「古跡東史」通史編第一巻原始・古代、第三章第二節、一九八九年。

(2) 野村忠夫「律令的行政地名の確立過程」（井上光吉博士追憶記念会編「古代史論叢」中、吉川弘文館、一九七八年の「律令政治と官人制」所収、吉川弘文館、一九九三年）。

(3) 註(2) 野村忠夫。

(4) 松島順正編「正倉院宝物略文集説」吉川弘文館、一九八八年。

(5) 奈良國立文化財研究所「平城宮発掘調査報告書」一九八一年。

(6) 田代勇「古代村落と郷里制」（日本古代研究の研究）培養房、一九七二年）。なお、鏡田元一「郷里制の施行と並進元年式」（田代正昭編「古代日本と東アジア」小学館、一九九一年）は、郷里制施行を並進元年（七一七）とする。

(7) 井原今朝男「信濃國伴野莊の文書と商業」（信濃）三五十九、一九八三年九月）。

二 木簡にみえるウジ名と部

屋代木簡の二五点に二のウジ名や部がみえる（図79）。このうち、史料によって信濃國に分布するウジ名や部として既に知られていたものは、刑部、小長谷部、金刺舎人、他田舎人、生玉部、物部、尾張部、神人部の八を数え、そのほかの三枝部、金刺部、他田部、岩帶部、穂積部、守部、小野部、酒人部、宍部、宍人部、三家人部、石田部、戸田部の二三は信濃國では初見である。これらのウジ名・部を①官名・族名を冠するも

のまたは名代の設定伝承があるもの、②豪族名にちなむもの、③職掌にちなんだもの、④不明なもの四種に分け、順次考察していきたい。

① 刑部は忍坂部、押坂部、忍壁などともあらわされ、全国各地に分布したことが知られる。信濃国では水内郡などに人名がみえるほか、佐久郡に刑部郷がある。「古事記」と「日本書紀」には允恭天皇の時、大后的忍坂之大津比完命（忍坂人中庭）の名代として設定したとあるが、敏達天皇の皇子の押坂彦人皇子との関わりや、令制下の解部の職務と結びつけて刑罰に関する部としての性格をみる説がある。また、各地への設定やその管轄について息長氏や物部氏など畿内有力豪族が関わっていたとする見解もある。⁽²⁾

三枝部は東国に分布がみられる。その設置については「日本書紀」顯宗天皇三年四月戊辰条に「置福草（さきくさ）部」とみえる。また「新撰姓氏錄」左京神別および大和神別の三枝連の条には、額田湯坐連と同祖で、顯宗天皇の御世に、饗宴において宮庭に三茎之草があるのを天皇に献じたので三枝部造の姓を賜ったとの所伝がある。顯宗天皇の父である市辺押磐皇子の名代とする説のほか、率川社を祀る三枝祭に関わる部とする説や、三つ子の皇子女の資養を負担する部とする説などがある。⁽³⁾

小長谷部は東国を中心に分布がみられる。信濃国では天平勝宝四年（七

五二）十月の正倉院宝物白布に「信濃國筑摩郡山家郷戸主物部東戸口小長谷部尼麻呂（後略）（正倉院宝物銘文集成）の墨書きがみえ、松本市下神遺跡出土須恵器杯に「小長谷部真」の墨書きがあることから筑摩郡に分布していたことが知られる。「古事記」武烈天皇段に「此天皇、无太子」。故に「御子代、定小長谷部也」とあり、「日本書紀」武烈天皇六年九月乙巳条に「詔曰、伝國之機、立子為貴。朕無繼嗣。何以伝名。且依天皇旧例、置小泊瀬舍人、使以為代焉、万歳難忘者也」とあるこ

とから、武烈天皇（小長谷若香命・小泊瀬稚鶴命）にちなむ名代と考えられる。

金刺舎人・金刺部は欽明天皇の磯城嶋金刺宮の名にちなんだいる。金刺舎人は、信濃国では伊那・源方・埴科・水内各郡の郡司属り、諏訪神社の社家などのウジにみられ、他田舎人とともに有力豪族として知られる。他国では駿河国や伊豆国に分布する。官位を冠する舎人は、地方の有力豪族の子弟を大王の宮に奉仕させ、その資養は地方豪族配下の人々に地方豪族を介して負担させる体制として成立したと考えられている。屋代木簡にはウジ名や個人名に直・連などの明らかなカバネを記したものは一点もないため、木簡に見られる官号舎人が、かつて舎人を宮に貢上した有力豪族層に属する人物をさすものなのか、あるいはその配下の階層に属する人物をさすもののか判別することは難しい。金刺部は管見の限りほかに例をみないが名代と考えられる。

他田舎人・他田部は敏達天皇の訛語田幸玉宮の名にちなんだいる。他田舎人は金刺舎人と同様に東国を中心分布する官号を冠する舎人である。信濃国では伊那・筑摩・小縣各郡にみえ筑摩・小縣では郡司属のウジ名として知られる。他田部は名代と考えられ、天平勝宝四年（七五二）十月の正倉院宝物黄絹に上野国新田郡の擬少領他田部君足がみえるほか、平城宮木簡や秋田城跡出土の木簡にもみえる。

若雷部は、大宝二年（七〇二）御野国戸籍に本資・加毛・各務・味鋒間各郡の人名にみえ、天平六年（七三四）出雲因計公帳に雇民としてみえる。

成務天皇（若雷日子）にちなむ名代とも考えられるが、若い天皇または後世の皇太子に準ずる地位の皇子のために六世紀代から七世紀前半の時期に設定された部であるとする説が有力である。⁽⁴⁾

生王部は全国各地にみられ、壬生部・乳部・生部・大生部・丹生部ともあらわされる。「生王箇」の例としては、長屋王家木簡に「北宮御塙綾郡

ではなく皇子女一般のために置いた

や、皇太子など特定の所有者があるの

伴つて伝頌される新しい型の名代とし

に一定「王生部」とあり、従来の皇子名を冠する名代を、皇太子の地位に

推古天皇十五年(六〇七)一月庚辰条

耶本和氣命（去來穗別皇子）の名代と

主生稻主がみえる。「古事記」と「日

貞觀三年（八六二）十月二十八日條に

生王部□□斗の記載があり、上野国

戸籍に本賓・加毛・山方各郡の人名にみえる。穂積氏の部曲と考えられるが、穂積氏は物部氏と同じく饒速日命

物部氏の部曲と考えられる。

布に筑摩郡山家郷の戸主物部東人がみえるほか高井・佐久郡にみえる。全国各地に分布し、畿内の有力豪族である。

② 物部は小長谷部に関してふれた先

ではなく皇子女一般のために置かれた
名代をさす名称とする説がある。⁽⁷⁾

や、皇太子など特定の所有者があるの

伴って伝頒される新しい型の名代として

は一定「王生部」とあり、従来の皇子名を冠する名代を、皇太子の地位に

推古天皇十五年(六〇七)二月庚辰条

耶本和氣命（去來穗別皇子）の名代と
二段三ノニニララカ、『リテ書記』

壬生稻主がみえる、「古事記」と「日本書紀」には仁德天皇の時、皇子の伊

貞觀三年十月二十八日条に

生王部□□斗の記載があり、上野国分尼寺跡出土の平瓦に「生王」の刻書がある。

図79 ウジ・部の分布

《日本古代人名辞典、藤原宮木簡、平城宮木簡、平城京木簡、飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報、平城宮発掘調査出土木簡報載、長岡良木編、秋田城出土文字資料叢書、高島英之「地方出土の古代木簡について」(群馬県郷土文化財調査事業団研究紀要)八)、池添彌『名和類聚抄跡跡郎寧名考』などを参考した)

尾張部は信濃国では水内郡に尾張郷がある。尾治部・尾播部とも記され、尾張をはじめ各地に分布する尾張氏の部曲と考えられる。尾張氏は尾張国造であり、また慈体天皇の頃から大和政権の内廷に深く関わった有力豪族とされている。⁽³⁾

の後裔氏族の一つで、安和二年（九六九）七月一日法勝院領日録（『平安造文』二一四二九）にみえる大和国山辺郡穗積が本拠であったと考えられてゐる。

が知られる。信濃國では佐久郡に夷理郷があるが、この地名が部名に関するものかどうか不明である。「新撰姓氏録」左京皇別下および河内國皇別条にみえる守氏の部曲と考えられる。「日本書紀」景行天皇四十年七月条に大碓皇子が美濃に封じられ、身毛津君と守君一族の始祖となつたとあり、「古事記」景行天皇段も大碓命が守君の祖であるとする。身毛津君（新撰姓氏録）では牟義公の名が美濃國武芸郡の地名によることや、守部の分布などから

ら、守氏も美濃國に關わりの深い豪族であった可能性が高い。

小野部は管見の限り他に例をみない。小野氏の部曲か。小野氏は『新撰姓氏録』左京皇別下に小野朝臣がみえ近江国滋賀郡小野村を本拠とし、また山城國皇別に小野朝臣と小野臣がみえ。山城國愛宕郡小野郷・宇治郡小野郷を本拠とする。

③ 酒人部は屋代木簡に記されたウジ名・部の中で最も多くみられるが、信濃國ではこれまで史料にはみられなかった。酒人は朝廷で造酒にいたずさわったと考えられている。屋代木簡にみられる酒人部は酒人そのものではなく、その資養を負担するため設定された部であると考えられる。

宍人部は『日本書紀』雄略天皇一年一月条に狩の鳥獸を調理するたために六人を置いたとある。屋代木簡にみられる宍人部は、酒人部と同様に、朝廷で鳥獸の肉の調理にいたずさわった六人の資養を負担する部と考えられる。宍人部と宍部の関係は不明。

三家人部は管見の限り『日本後紀』弘仁六年(八一五)正月丁丑条に「造盜器生尾張國山田郡三人家人部乙麻呂三人傳習成業准難生聽出身」とある例のみである。三家人(二宅人)あるいは三家(二宅)は各地に分布する。屋代木簡にみられる三家人部は屯倉の事務にいたずさわった三家人の資養を負担する部と考えられる。

神人部は全国各地に分布し、信濃國では埴科・高井郡にみえる。神人については、令制の神祇神部もしくは使部の前身で朝廷の神祇關係の業務にいたずさわったとする説¹⁸⁾と、三輪社神戸の前身である部民とする説がある。

④ 石田部の石田は地名には多くみられるが、人名としては『日本後紀』弘仁六年(八一五)正月庚辰条に石田工がみえるのみである。戸田部は管見の限りウジ名・部や地名としての例がみられない。

世紀	天皇	御名代の部	郡名	伴と部に關係する人名・地名
4世紀末	応神			
5世紀初	仁徳			
	履中			
	反正			
	允恭	刑部(皇后)	水内?	刑部智麻呂 刑部子刀自女 刑部麿
	安康			
	雄略			
	清寧			
	顯宗			
	仁賢			
5世紀	武烈	小長谷部(38)	筑摩 更級	小長谷部尼庭(山室町)9丁 小谷郷
	繼体			
	安閑			
	宣化			
	欽明	金刺部(37)	伊那 源訪 水内 埴科	金刺舍人八瀬(信濃国牧主・大輔・外從5位下) 金刺舍人貞長(伴佐五郎下) 金刺舍人源若鷹(坂丘五郎下) 金刺舍人正長(大輔・伴佐五郎下)
	毅達	他田部(36)	伊那 筑摩 小糸 ?	他田舍人千世孝 他田舍人國麻呂(大輔・外從5位下) 他田舍人大島(國造(旅人)) 他田舍人藤原(藤少卿・外從5位下) 他田舍人麻夷 他田真樹
	用明			
	崇峻	金橘部	筑摩 水内	金橘部透(大輔) 金橘部広人

図 80 科野の舞名代の伴と部(『長野県史』通史編第1巻より転載)

ウジ名・部を概観して気付く点として、まず二つのうち刑部、他田舎人部のウジ名・部もしくはそれに類するウジ名・部が大宝二年(七〇二)御野国三籍にみえることである。とくに若番館、守部、穂積部などこれまで美濃國以外にあまり例が知られていないからも注目される。

つぎに、金刺舍人、他田舎人、酒人部、宍人部、神人部、三家人部のいわゆる「人姓」「人部姓」が多くみられることがある。これらの階層性について次のような説がある。一つは「人姓」の前身は朝廷の特定の職掌にかかる名で、大化前の朝廷には「人姓」の者を組織した「人制」とよるべきような官司制があり、「人姓」の者は実務を処理する下級官僚とも

いうべき身分で「人部姓」のような部民よりは政治的・社会的に上にあったとする説。これにたいして、「人姓」「人部姓」の者はいざれももとは無姓の農民で戸籍制による編入の過程で「人姓」「人部姓」を称したとする説がある。

このような「人姓」「人部姓」の考察においては史料にあらわれる「人姓」「人部姓」をもつ者の階層の分析が重要となる。屋代木簡では、一〇号・一一号・五九号のよう人に名が列記されている木簡にみられる「人姓」「人部姓」「部姓」の者は、いずれも同じ階層に属する者であるとも考えられる。一方、四六号のように六七〇年の庚午年籍よりも古い乙丑年(六五)の木簡にみえる他田舎人古麻呂は、地方豪族層に属する者である可能性が高い。また、「万葉集」にみえる神人部子忍男は「人部姓」であるが、このように「人姓」「人部姓」の考察においては史料にあらわれる「人姓」「人部姓」をもつ者の階層の分析が重要となる。屋代木簡では、一〇号・一一号・五九号のよう人に名が列記されている木簡にみられる「人姓」「人部姓」「部姓」の者は、いずれも同じ階層に属する者であるとも考えられる。一方、四六号のように六七〇年の庚午年籍よりも古い乙丑年(六五)の木簡にみえる他田舎人古麻呂は、地方豪族層に属する者である可能性が高い。

また、「万葉集」にみえる神人部子忍男は「人部姓」である

第三節 木簡をめぐる諸問題

不明 久	小 県	埴 科	高 井	水 内	更 級	安 藝	筑 摩	伊 那	郡 名	品 種	伊 那	原 村	伊 那	郡 名	品 種	伊 那	原 村	伊 那	郡 名	品 種
鳥取部	海 部	小工 部	神 人部	神 人部	大 曾 部	神 人部	神 人部	山 部	辛 犬 部	辛 犬 部	山 部	辛 犬 部	山 部	辛 犬 部	辛 犬 部	山 部	辛 犬 部	山 部	辛 犬 部	山 部
佐 久	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴	大 伴
(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)	(佐野村)

人名・地名欄の()は「倭名類聚抄」の略名、()は地名、「」は史料からの引用文。
品種欄の()は推定。

図 81 斜野の品部(『長野県史』通史編第1巻より転載)

斜野	宿 主	大 曾 部																		

図 83 斜野のクニの氏族(『長野県史』通史編第1巻より転載)

佐 久	大 伴	水 内	高 井	更 級	安 藝	筑 摩	伊 那	郡 名	氏 族	人 名・地 名	佐 久	大 伴	水 内	高 井	更 級	安 藝	筑 摩	伊 那	郡 名	氏 族
斜野	宿 主	大 曾 部	大 曾 部	大 曾 部	大 曾 部	大 曾 部	大 曾 部	大 曾 部	大 曾 部	大 曾 部	大 曾 部									

人名・地名欄()は「倭名類聚抄」の略名、()は地名。
氏族欄の()は推定。

図 82 斜野の部曲(『長野県史』通史編第1巻より転載)

が、埴科郡の防人主帳であり、有力階層に属する人物と考えられる。しかしながら金刺舎人の部分でも述べたように、人物の階層は、官位や直・連などのような明らかな姓を伴わないかぎり判別は難しく、したがって屋代木簡にみられる「人姓」「人部姓」からその階層性を明らかにすることには現時点では限界があるといわざるをえない。

最後にこれらのウジ名・部が「信濃」において土權や畿内豪族に奉仕する集団として設定された時期について若干ふれておきたい。①のものは、性格自体が不確実な刑部と三枝部を除き、それぞれが冠する宮号・王族名や設定記事がほぼその成立時期と考えれば、五世紀末の小長谷部から十七世纪初めの壬生部にかけて順次設定されたものと考えられる。②は明確にはわからないが、尾張氏が内廷にかわり、物部氏が大伴氏にかわって大和王権内で勢力をのばしたのが奈良朝のころだとすれば、六世紀以降に設定されたものである可能性が考えられる。③は①の金刺舎人、他田合人に関する考へ、六世紀前半以降に設定されたということになる。

註

- (1) 本項では以下全般にわたって、「日本古代人名辞典」(吉川弘文館、一九五八・七七年)、「日本古史・民族・文化叢書」(吉川弘文館、一九九〇年)、佐伯有清「新撰姓氏錄」(吉川弘文館、一九六八年)、「日本古史・民族・文化叢書」(吉川弘文館、一九九〇年)を参照した。
- (2) 刑部については、廣田香織「皇祖人御名入部について」(『日本書紀研究』三、埴科房、一九六八年)のち「日本古代財政史の研究」所収 埼玉房、一九八一年)、成瀬弘和「オサカベ古考」(『続日本紀研究』一二八、一九八三年八月)、早川万年「刑部について」(『続日本紀研究』二三一、一九八四年二月)などを参照。
- (3) 三枝部については、猪弘道「三枝(通算)部について」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八一年)を参照。
- (4) 笹山靖生「日本古代衛府制度の研究」I 第一章三、東京大学出版会、一九八五年。

(5) 直木孝次郎「大化前代における美濃について」(『日本古代の氏族と大業』、埴科房、一九六四年)。

(6) 岸健男「光明皇后の歴史」(『ヒストリー』)一〇、一九五七年十月、のち「日本古代政治史研究」所収 埼玉房、一九六六年)。

(7) 大橋信介「名代・子代の基調的研究」(『日本古史叢書会編「新撰日本古史』学生社、一九七九年)、のち「日本古代の土權と氏族」所収 吉川弘文館、一九九六年)。

(8) 新井義久大「古代の尾張氏について」(『信濃』)一一一・一二、一九六九年一月)。

(9) 直木孝次郎「人制の研究」(『日本古代國の研究』、書林書店、一九五八年)。

(10) 稲穂郎「六・七世紀の在地における身分關係」(『続日本書紀研究』一六二・一六四、一九七二年十一月)、のち「姓と日本古史(國家)」所収 吉川弘文館、一九八九年)。

(11) 註(9)直木孝次郎。

(12) 平野茂雄「無姓と姓の農民」(『大化前代社会組織の研究』、吉川弘文館、一九六九年)、註(10) 漢論文。

二 「布手」「郡作人」「稻取人」

(1) 布手(二〇号)

布は麻布を指し、古代においては「手」一般的な織物であるが、「布手」という語はこれまでには知られていない。しかし、「手」によって手工業生産に携わる人間の役割を示した言葉については、次に挙げるようないくつかの例が知られている。

織手 → 「今集解」職員令織部司条古記所引別記

類聚三代格】延暦十五年八月一日官符

鉄手 → 「類聚三代格」承和四年四月一日官符など

作器手 → 「類聚三代格」弘仁六年八月七日官符

写書手・装潢手・造紙手・造筆手・造墨手

（）

番上匠手・金銀銅鉄手・木石上瓦角角匠手・織錦綾羅手・織柳箱手

右の例は手工業に関わるものを中心にして挙げたが、この他にも國府の「書手」や遣唐使の「水手」、儀式などにおける「射手」「最手」などの用語も知られる。

古代においては、こうした役割を示す用字としては「手」のほかに「生」も知られる。律令の規定では、中央官庁では主に學問や特殊技術を学んだり実践する人々を「生」で表し、文章生などの学生や算生、樂生、天文生などがこれにあたる。また、律令規定に見られないもので、「手」と「生」が同じような役割を指していると考えられるものがある。國府の「書手」は「書手」とも記され、國府では主に下級の書記としての役割を示す語であった。また、地方で綾や羅を織った「織生」の存在も知られる（天平十一年度畿河四正税帳）、これは先に挙げた「手」とほぼ同義のものであろう。こうした例からみて、「布手」は布の生産に從事する者として、錦・綾・羅の生産における「織手」や「織生」のような、織布作業者の呼称とみておきたい。

布手を織布作業者とみた場合、興味深い問題が生じることになろう。一般に、この時代の日常生活における織布作業は女性の労働として認識されているが、一〇号に「布手」として列記された人名を見ると、「金刺ア富止」「金刺舍人真清」などすべて男性名と考えられるものであり、明らかに女性名と判断されるものが見当たらない。おそらく、この木簡に列挙された「布手」はいずれも男性であり、布を織る作業に男性が從事していたことを示している可能性が高いのである。古代の信濃国は、周知のように布を特産物としており、「延喜式」（主計式）に信濃国の調庸として布の貢進が規定されて、正倉院宝物にも信濃國から貢進された調庸布の現物が伝存する。こうした信濃國の特性を踏まえるならば、在地における布の生産のあり方自体をあらためて考えなおさなければならないであろう。

まず貢納制の視点からは、職の品目の物資生産は、貢納を指定された課口が個別に生産する形態もあり得たかもしれないが、これまでに明らかにされたところでは、塩の生産などは大規模な製塩工房でのまとまった生産が想定されている⁽³⁾。地方において、貢納物生産専門の場が形成されたいた可能性が高く、信濃國の場合には、貢納を目的とした布を生産する場の存在が想定できるだろう。また一方で、こうした物資生産のあり方は、地方豪族による在地での伝統的生産構造を示すとともに、これを基盤とした交易の問題にも関係する。地方豪族の経済活動を考えいく上で、きわめて重要な資料と位置づけられる。

さらに一〇号の特徴として注目されるのは、「布手」の語の下に符号とみられる「一」が付されていることである。必ずしも全ての「人名十「布手」」のあとにこの符号が付されているわけではないので、訳文の解説では合意とみて、何らかの照合によるものかとした。織布作業についての照合が管理主体によってなされたことも考えられよう。織布作業の場かあるいは作業の管理主体が付近に存在した可能性が高い。

しかしながら、木簡自体の観察では、表面の墨痕の残り方や墨色の具合などからみて、この符号は追筆とは考えにくい。人名と「布手」と「一」はひとまとめの情報として同時に記されているようである。今後の課題として、この木簡がどういう目的で記されたのかという視点から、木簡の使用と布手という用語との関係についても追究していく必要がある。

また、一〇号とは別の記載のしかたで、五九号には「人名・数量」として、「布」が列記されている。これら二点の木簡は作成年代が異なっており、一〇号は七世紀末から八世紀初頭のものと考えられる（本章第一節）。こうした点を踏まえるならば、「布手」と記す記載様式は、「布」とのみ記す帳簿様の木簡との作成目的の違いだけでなく、同種の記録における時代による記載様式の変化をも考慮しておく必要があるだろう。

□ 郡作人（三三号）

「作人」は田作の労働者か、または造営工事や手工業生産に携わる労働者を指す語であろう。「郡」が冠せられていることから、郡司の統率下に集められる作人を指す呼称ともされる。また、「郡」の語から、三三号田作の労働者とみた場合、九世紀の例ではあるが、福島県いわき市荒田目条里遺跡第二号木簡が参考になろう。⁽⁴⁾ この木簡は郡符であるが、命令内容として三四四人の人間を「田人」として召集している。この郡符には「右田人為^フ以^シ今月三日上^シ面職田令^{ヒト}殖可^シ□發^シ如^シ件」と見えて、田人たちは職田（郡司職田のことであろう）の田植え作業に駆り出されていることが知られる。このように郡司が一般農民を動員して田作の經營を行つたことを背景として考えれば、田人と作人という呼称の違いはあるが、「郡作人」も一般農民の中から郡司によって動員された耕作者としての意味合いが強い言葉かもしれない。

また、造営工事の労働者とみた場合、一四号の郡符木簡に見られる「宮室造人夫」「殿造人」といった労働の微発形態との関連性も考えられる。さらに、手工業生産の労働者とみた場合には、一〇号の「布手」との関連性も考えられよう。こうした郡司による労働力微発を前提として、「郡作人」の役割についてはあらゆる作業を想定することができる。

□ 稲取人（八七号）

「稲取人」は稲を取るという行為を行つた人の呼称である。稲の使い方・運用形態を考えたとき、この木簡の冒頭に記された「五月廿日」という日付が重要である。

当時の出举運営においては、春三月と夏五月ごろに稲を貸し付けて、秋

に利息を付して返納する。⁽⁵⁾ 五月・十日はまさに出举稲の貸し付けの時期にあたっているのである。茨城県石岡市鹿の子遺跡出土の第一七四号漆紙文書では、三月と五月に列記された各人に對して一人当たり「〇・二〇・三〇・四〇束」というように「〇」の倍数束の稲が貸し付けられたことを記録している。八七号の「金刺マ若佐」の下に見える「廿」も、出举稲の束数を示したものであろう。こうした出举稲の貸し付けの場を念頭に置いて考えるならば、「稲取人」は出举稲を受け取った人を指す語と考えるのが妥当であろう（本章第1節）。

稲の出举は古くは「貸稻」（いらしのいね）として史料上に見られ、これが律令制的用語としての「出举」へと名称を変えたものと考えられている。「稲取人」についても、あるいは律令制的用語の確立以前の言葉である可能性もあるう。

いずれにせよ、この木簡は稲を貸した側が借りた側の人名を「稲取人」としてまとめて記録したものと考えられ、この木簡の廃棄された場所の付近に出举の管理を行う主体が存在した可能性を示すものである。

註

(1) 義江明子「古代の村の生活と女性」（女性史研究会編『日本女性生活史』）、原 始・古代、一九九〇年、東京大学出版会など。

(2) 「農耕収入」（通史編第一巻原始・古代、第三章第二節および第四章第三節、一九八九年）。

(3) 小浜市教育委員会「園津製塩遺跡」一九八〇年。

(4) 舟尾好正「出举の実態に関する考察」（『史林』五六一五、一九七三年九月）。

四 木簡の字体・異筆

屋代木簡は、第五章第一節で述べたように時期的にいくつかのグループに分けられる。このうち七世紀のものを含む第四水田面から出土したグループでは、他の遺跡で発見されている七世紀の文字資料と共に通した字体の特徴がみられる。こうした特徴を、いくつかの例を挙げながら指摘しておきたい。

何点かの木簡には、刑部・金刺部・酒人部・宍人部などの部姓の人名が見られるが、この「部」の異体字は、八世紀以降に多く見られるカタカナの「マ」に似た字体ではなく、「ア」に近い。縦画を長く伸ばす点が特徴的な字体である。典型的な例でかつ年代（戊戌年＝六九八）も明らかな一三号の写真を図84-1・2に、字画のよく見える例として、他の遺跡での七世紀の出土文字資料を比較のために掲げておくこととする。図84-4は飛鳥京跡出土二七号木簡、図85-7は石神遺跡出土の刻書された須恵器である。屋代木簡は、第四水田面以前の時期には、すべてこの字体で「部」が書かれており、以後の時期のものになると「マ」に近い字体のものが見られるようになる傾向がある（図85-5、六九号「若希帝」参照）。

また、「人」の字についても、図84-1・2・3に見られるように、二画目を横に引く字体のものがある。この点は同時期のすべての「人」の字に共通しているわけではないが、やはり新しい時期の木簡には例が少ないようと思われる。図85-7の石神遺跡出土須恵器の「秦人」のように、七世紀の資料に類例が見られ、この字体も古い時期に見られる特徴として考えることができるであろう。

第三節 木簡をめぐる諸問題

図85-6は四六号（乙丑年＝六六五）である。裏面の「他田舎人」は、「他」は偏と旁がわりあい離れ、「舍」は左右にはらう字画が伸び、いずれ

も比較的横に伸びやかに広がった字体が特徴的である。「舍人」については、図85-8に掲げた静岡県伊豆長岡町大北二四号横穴出土の石櫃の銘文「若舎人⁽³⁾」が非常によく似た字体である。この石櫃は、伴出した須恵器から、七世紀後半の中ごろから八世紀初めごろのものと考えられる。

四六号については、さらに興味深い点がある。表面の「乙丑年十一月十日酒人」と裏面の「古麻呂」は、字画の太さや墨痕のにじみぐあいからみて同筆とみられるが、「他田舎人」の部分は異筆のようである。八世紀以後にみられる文書では、署名に際しては一般に姓名のうちの名の部分だけを本人が自署するが、四六号では姓の方を自署している可能性を考えられるのである。この点は結論を急がずに検討を進めるべき問題であるが、屋代遺跡群の古い時期の木簡には姓名の姓の部分だけを列記したものが多く見られることも、あるいは関連性を持つ問題かもしれない。

註

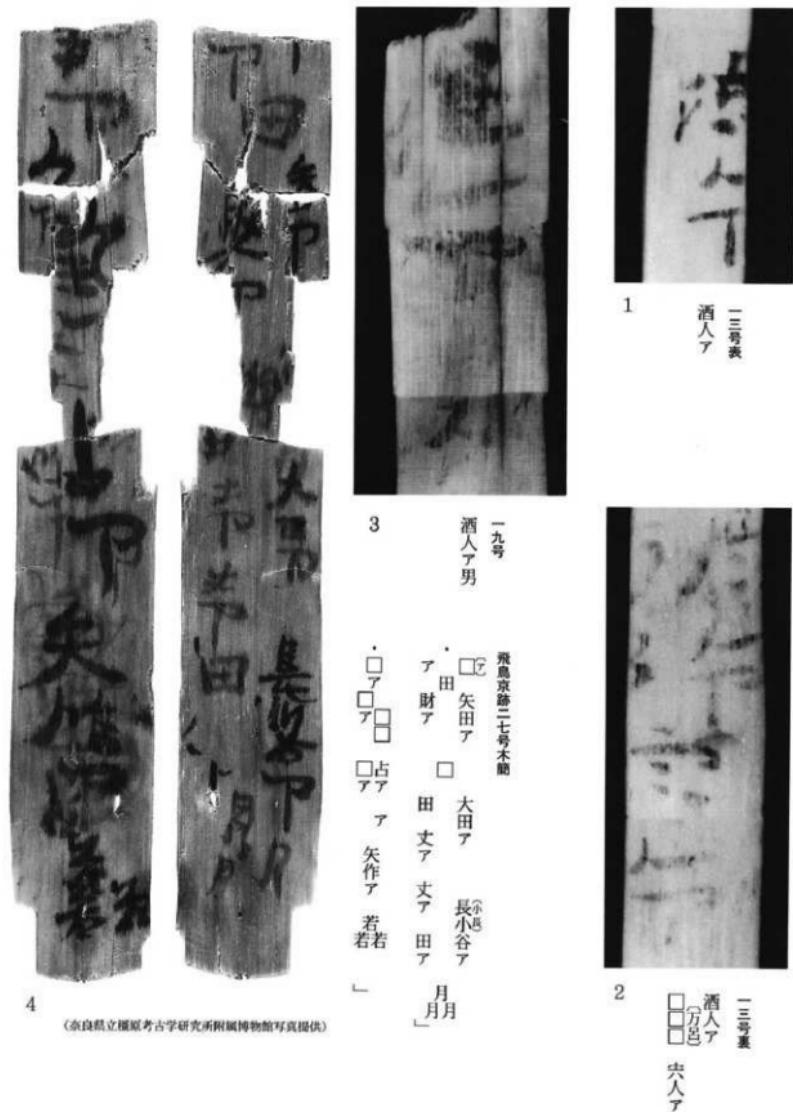
(1) 奈良県教育委員会「飛鳥京跡」(1), 一九八〇年。

(2) 「石神遺跡の調査（第一次）」(奈良國立文化財研究所「飛鳥・藤原宮院跡調査合報書」)

(3) 大北二四号横穴出土 II-1号石櫃（伊豆長岡町教育委員会「大北横穴群」一九八一年）。

五 信濃国における官衙問題

屋代木簡の豊富な内容は、埴科郡家、更科郡家、信濃国の軍團、信濃國府などの問題に再考をせまるほどの素材を提供している。そこで、ここでまずは信濃古代史にかかる主な論点の歴史について概観したい。



(余白県立櫛原考古学研究所附属博物館写真提供)

図 84 木簡の字体・異筆 (一)



6

四六号

・「乙丑年十二月十日酒人
・「他田舍人」古麻呂



5

六九号表
若常マ



8

(「大北横穴群」(伊豆長岡町教育委員会)
より転載、同教育委員会許可済)

大北二四号横穴II-1 石種

若舍人



7

(「飛鳥・蘇原宮発掘調査概報」(東洋国立文化財研究所)より転載、
同研究所許可済)

石碑遺跡須恵器

三野國加
秦人ア佐

図 85 木簡の字体・異筆 (二)

①科野国造の系譜と根拠地

「科野国造」については、『古事記』中卷神武天皇の条、および『先代旧事本紀』卷十の国造本紀に意富臣、火君、大分君、阿蘇君等とともに神武天皇の第一皇子「神八井耳命」を祖としていることが記されている。また、いわゆる「阿蘇氏系図」でも科野国造は神八井耳命を祖とし、金刺舍人、他田舎人を分出したとしている。これらによれば、科野国造は中央の多氏の同族で、神八井耳命の孫の建五百建命という人物が崇神朝に初めて任命されたということになる。阿蘇家伝來の「阿蘇氏略系譜」の史料的性格については、田中卓が科野国造となつた金刺舍人・他田舎人・西氏と阿蘇氏は同族であったこと、大化改新後に科野国造から諏訪評督系と諏訪大神大祝系の二流に分かれたこと、阿蘇神社の主祭神とされる武五百建命は科野に進出し、その子瓶玉命が阿蘇に移住したという伝承は基本的に正しいことなどを指摘⁽²⁾した。これをふまえ『長野県の歴史』(山川出版社、一九七四年)では金刺舍人氏、他田舎人氏は阿蘇氏と同様に多氏と同族であり、科野国造はのちの小縣郡を根拠としたとしている。

この説が一九八〇年代半ばまでの通説であったが、『長野県史』通史編

第一巻原始古代（一九八九年）では、五世紀の科野国造は多氏ではなく科野西氏で、当初の根拠地は更級郡にあったと推定され、六世紀の縦体・欽明朝以降、科野国造は更級郡に根拠地を持つ科野直氏から金刺舍人氏、他田舎人氏に分かれ、伊那郡に根拠地を移したとする新説が提出された。この新説は最近の『諏訪市史』上巻（一九九五年）でも基本的に踏襲されている⁽³⁾。

先にふれたように、科野国造の根拠地として、これまでの通説では後の小縣郡に比定してきた。その根拠は、「万葉集」卷二十に「國造小縣郡他田舎人島」とみえ、いわゆる律令国造が小縣郡に存在したことや科野

造の後裔氏族としての他田舎人氏が主として小縣郡に多く見られること、『和名類聚抄』の小縣郡に「安宗郷」が見え、科野国造と同族の阿蘇氏との関連が考えられ、多氏の定着によって付けられた地名であると思われる⁽⁴⁾こと、安宗郷の中心に國魂神を祭る式内社である生島足鳥神社があることなどである。なお、後述するが奈良時代の当初の国府所在地が小縣郡に想定されていることも、科野国造の根拠地をどこに求めるかという議論と相互に関連する問題である。

②信濃の郡・群家

古代における信濃国の郡については、平安時代に編纂された「延喜式」（民部式）に「伊那、諏訪、筑摩、安曇、更級、水戸、高井、埴科、小縣、佐久」の一〇郡が記されている。「和名類聚抄」も「諏訪」と表記されており以外は基本的に同様で、七〇一年の大宝令で郡制が確立した段階でこれらの一〇郡は成立したものと考えられている⁽⁵⁾。それ以前の大化改新後の孝徳朝から天武・持統朝にかけて整備された「評」制については、信濃国においてはこの一〇郡が基本的に評段階で成立していたものと考えられている⁽⁶⁾。

ところで、これらの郡家の所在地については明確ではないが、郡家の遺構については飯田市の恒川遺跡や岡谷市権現外遺跡がそれぞれ伊那郡家、諏訪郡家の候補地とされている。このうち恒川遺跡については、近年正倉跡と思われる掘立柱遺構が検出されたが、確実な郡庁跡の遺構は検出されない。

③埴科郡家、更科郡家

屋代遺跡群周辺に埴科郡家ないしその関連施設が存在したと考えられる点についてはすでに述べた。そこで屋代木簡に關わる埴科郡家および更級

郡家についてまとめておきたい。

埴科郡家の所在地については、更埴市屋代の西端に「郷津」なる地名があり、これが郡家と関連する可能性があることなどから、古代の屋代郷ないし大穴郷など更埴市屋代地区の自然堤防上辺に比定する説や、あるいは更埴市寂崎・鉢物師屋地区のいずれかに想定されていた。また、埴科郡家については、更埴市八幡に残る「郡」地名からその付近に推定されている。¹⁹⁾なお、屋代木簡の出土により、埴科郡家ないしその関連施設については屋代遺跡群周辺に想定できる可能性が高くなつたといえよう。

④信濃国府

これまで、信濃国府については、文献史料の上では十三世紀に編纂された『和名類聚抄』(流布本)卷五の信濃國の項に「國府在筑摩郡」の注記があることから、平安時代中期には筑摩郡に國府が存在したことが知られている。しかし、律令制の成立した当初は小縣郡に國府が所在したとする説が定説となつてゐる。この説では、平安時代の初期、長岡京から平安京に都が移ったところ、信濃國でも小縣から筑摩へ國府が移つたとしている。なお、七二一年から七三一年の間、信濃國から諏方國が分置され、諏方國府が所在したと思われるが、その所在地については諏方國の範囲や信濃國府の位置とも関わつていくつかの説が出されている。

小縣郡に國府の所在地を想定する根拠は、第一に國分寺跡の存在である。上田市国分の地において一九六三年からの発掘調査によって國分僧寺跡・尼寺跡が確認されたことから、國分寺と國府は一般的な傾向として通常近接した所に立地するという点から小縣郡に國府を推定した。第二に、小縣郡が律令制以前の國造の所在地(前述)と想定されたことである。第三に諏方、更級・埴科、佐久地方を結ぶ交通上の要地と考えたことである。

しかしながら、信濃國府については、それを証する遺構・遺物のいずれも確認されていない。今後、信濃國府については前述した科野國造や、科野における「県」や屯倉、さらには東山道のルートなどともあわせて検討すべき問題であろう。

⑤官道としての東山道

奈良時代の東山道のルートについては不明だが、「延喜式」(兵部式)には駅馬の置かれた駅家と伝馬の置かれた郡名が記されている。

美濃國から神坂峠を越えた東山道は、伊那郡の阿知・育良・賢雞・宮田・深沢の各駅を北上し、善知鳥峠を越えて筑摩郡の覚志駅に至る。平安時代には覚志駅と次の錦織駅の間に國府(いわゆる筑摩國府)があつたと考えられている。錦織駅から本道は保福寺峠を越えて小縣郡の浦野駅から千曲川を渡り巨理駅に至る。奈良時代には小縣郡に國府(小泉國府)が想定され、佐久郡の清水・長倉の駅から碓氷峠(入山峠)を越えて上野國へ至る。なお、錦織駅から本道と分かれた道は、更級郡の麻績駅から犀川を渡り水内郡の巨理・多古・沼辺の各駅を経由して越後国へと向かっている。

また、伊那郡・諏方郡・筑摩郡・小縣郡・佐久郡の各郡には伝馬が置かれている。

これらの「延喜式」の記載が、律令国家成立の当初からのルートであつたかどうかについては確証はない。いわゆる律令制以前の「古東山道」のルート(図88参照)から、合制「東山道」への転換の時期やその当初のルートなどについても今後の課題であるう。

このほか、「続日本紀」にみえる大宝二年(702)十二月壬寅条の「美濃國岐蘇山道」、和銅六年(713)七月戊辰条の「吉蘇路」の記事については、相互に別のルートと考え、大宝年間に神坂峠越えの官道が開かれたが、不十分であったために和銅年間に木曾谷を通る吉蘇路を開いたと考える。

る説と、両者を同一ルートと考え、從来からの神坂峠越えが不便なために大宝元年に木曾谷ルートを着手したが、難工事のため和銅年間に完成したとする説がある。⁽¹⁾

なお、「令集解」考課令殊功異行条の古記には「須芳郡」（譲方郡）主帳が「須芳山崩道」の開墾を行ったことが記されている。「讃訪市史」上巻（一九九五年）では、これを大門峠ないし和田峠経由の譲方郡と小縣郡を結ぶ伝馬の道としている。

〔二〕屋代木簡と官衙問題

①屋代木簡が示す官衙的様相の諸側面

本項ではこれまでの検討のなかから、特に屋代木簡が示す官衙的様相の側面について若干の整理をしておきたい。

これまでの屋代木簡の検討から、次の点が明らかになった。

屋代木簡には数点の九世紀の木簡が含まれるが、その中心は七世紀第3四半期から八世紀の前半、郡都里制下（七一五年～七四〇年頃）までの時期の木簡である。そのうち、七世紀の木簡および郡都里制下の木簡には文書木簡が多いが、郡都里制下の木簡から荷札木簡の占める割合が増加する。

文書木簡の中には、公式令に規定された符式や解式の文書簡のほかに、人名を列記した歴名様の記録簡、出掌に關わる記録簡や九九算木簡など、多様な木簡が含まれる。このことは、屋代遺跡群近辺には七世紀後半から八世紀前半まで一貫して文書の授受、記録の作製に関わる官衙的施設が存在したことを見出す。

文書簡についてはその授受関係が、記録簡についてはその内容が問題になる。まず文書簡のうち「更科郡司等」に宛てた国符木簡（五号）が、埴科郡に屬す屋代遺跡群から出土したという事実は、次の二つの可能性を示す。第一は、国符木簡は広域ブロック行政圏である更科郡一水内郡一高

井郡一埴科郡と通送され、最終地である埴科郡家ないしその関連施設で廃棄されたという可能性。第二は、国符木簡は国司からまず「更科郡」に宛てて送られたあと、水内・高井一埴科の各郡を通送され、発給元の信濃國府（国司）に戻された。したがって、第一の場合は屋代遺跡群の近辺に埴科郡家ないしその関連施設の存在を想定することになるが、第二の場合は信濃國府ないし國の行政に關わる施設が所在した可能性があることになる。

この点を考えていく上でも、次の軍團關係の木簡が存在することの意味はきわめて大きい。軍團の少穀が發給した文書簡（一二号）、信濃團にかかる記録簡（六〇号）の二点である。前者は軍團の少穀が發信した文書を受け取った、ないしは回収した官衙が所在したことを示す。受け取った官衙の場合、それが郡家（郡司）なのか国府（国司）なのかは文書内容がわからないので明らかにできない。また、回収したとすると屋代遺跡群周辺における軍團の存在を示すことになる。

複数の宛所の異なる郡符木簡（六号、一一四号）が出土したことから、郡符木簡は宛所で廃棄されるのではなく、発給元である郡家ないしその関連施設に戻ってきて廃棄されることが明確になつた。⁽²⁾ そのことから、屋代遺跡群周辺には埴科郡の郡家ないしはその関連施設が存在したことが推定される。

荷札木簡は郡都里制下の時期に集中し、屋代遺跡群近辺に貢進物を集積する施設が存在したことを示す。荷札木簡のなかには、埴科郡内の各郡からものと、更科郡内の郷里名を記したもののが存在する。特に後者については、埴科郡家の範囲を越えて少なくとも複数の郡に關わる収納が行われていたことをものがたつていて。

また「信濃國」更科郡余^二と記された荷札木簡（七四号）は、国名から記す様式からみると、宮都出土の荷札木簡との共通性を考えさせる。し

かも國名が追記されていることから、追記した場所（機関）が問題になる。

記載様式はわからないが、二点の「東間郡」にかかる木簡も存在する。これらの木簡は、埴科郡家と筑摩（東間）郡家との郡レベルでの交流を示すと考えるか、あるいは個別の郡家を越えた広域行政ブロックの問題としてとらえるか、ないしは国府的機能の問題を考えるかということになる。

以上の屋代木簡の特徴から、屋代遺跡群との関連を考慮すべき官衙は、埴科郡家ないしその関連施設、次に信濃國、さらには信濃國府ないしその関連施設であろう。

②埴科郡家・信濃國・信濃國府をめぐって

屋代遺跡群の性格については、郡符木簡から埴科郡家ないしその関連施設が近辺に存在したことが想定される¹¹⁾。また、軍團關係の木簡や荷札木簡における埴科郡以外の更科郡に属する郷里からの荷札の存在など、埴科郡家のみでは理解できない側面のあることについてもすでにふれたところである。律令制成立期の「郡家」を含む複合的な機能を持つ地方官衙の存在は、実は静岡県浜松市の伊場遺跡¹²⁾で論点となっていた問題であつた。しかし、官衙の構造が確認できていない現段階では、屋代遺跡群周辺に存在した官衙の性格については、今後の遺構・遺物の整理を待つ必要がある。特に、屋代遺跡群¹³⁾の各水田対応層から検出された遺物に、木簡以外の大量的木製祭具が含まれている点は、他の地方官衙とも共通する点であり、祭祀の性格の分析が待たれる。

屋代木簡の中には、信濃國、信濃國府の存在を考慮すべきものがある。まず、一号（国符木簡）の機能から更科郡・水内郡・高井郡・埴科郡の四郡をひとまとまりにした広域行政ブロックの存在が想定される点は

重要である。そこでまずこの点から考えることにしたい。

更科郡に属する郷里の荷札木簡が三點出土していることは埴科郡と更科郡が密接なつながりをもっていたことを想定させる。つまり、埴科郡家ないしその関連施設が存在した当地には、埴科郡のみならず更科郡からの物資が運搬されるような施設も存在していたのである。このことが律令制以前からの在地の秩序を反映するものとすれば、両郡がかつては一つの郡（評）であった可能性を考慮する必要もある。

この両郡については長屋王家木簡七六号に「播信郡」「讃言郡」とみえる¹⁴⁾。前者は「埴科郡」、後者は「更科郡」のことで、この木簡の検出されたSE四七七〇井戸からは蟹龜三年（七一七）の年紀を有する木簡が出土していることから、同木簡もその頃のものと考えられる。なお「埴科郡」の表記の初見は一条大路木簡（SD五一〇〇、天平二年から一年頃の年代が与えられている）の埴科郡からの鉢の荷札木簡で、「更科郡」は五号が最早早い事例である。次いで、平城宮出土木簡（第四回調査）に「更科郡」とみえ、また「更級郡」は正倉院文書の天平二十年写書所解に「更級郡村神郷」としてみえるのが早い例である（本章第三節第一項参照）。長屋王家木簡の七六号木簡で、両郡の名前が同一の木簡に記されていることの意味は、両郡からの貢進物が貢進過程でひとつにまとめられたこととみえており、そこに律令制成立以前の評の秩序が反映しているとみることもできる。すなわち両郡がかつて一つの「科野評」として存在したことである。木簡の七六号木簡で、両郡の名前が同一の木簡に記されていることの意味は、両郡からの貢進物が貢進過程でひとつにまとめられたことがあったのではないかと、いう可能性が指摘できる。因符木簡が示す広域にわたる行政ブロックの存在や、荷札木簡が示す郡域を越えた徵税システムの存在は、律令制以前の在地の秩序の存在（遺制）を考える手がかりになると思われる。

こうした在地の実態という点では、更科・水内・高井・埴科の四郡にわ

たる広域行政ブロックの存在とともに、信濃国内の他の六郡についても何らかのブロックが当然想定される。しかもそうしたブロックの存在を考える上では、信濃国における律令制成立以前からの地方長層の伝統的支配圈、さらには官道（駅路・伝路）の経路の問題を考慮に入れる必要がある。

すでにふれたように、平安時代の信濃国には伊那・諏訪（訪）・筑摩・安曇・更級・水内・高井・埴科・小縣・佐久の一〇郡が存在した。これら一〇郡の成立は大宝令によると考えられている。おそらく八世紀前半の時期には、「延喜式」などにみられる一〇郡がすでに成立していたと考えることができる。

次に、東山道支道ルートは郡で言うならば、筑摩郡—更級郡—水内郡を通じて埴科郡は官道ルートからはずれている。東山道支道が八世紀前に「延喜式」のルートと同一であったという説はないが、越後へ抜け道ということになれば大幅な異同は認め難い。

以上のこと踏まえると、郡を単位にした広域行政ブロックは、ブロック内部を官道が通ること前提に考えるべきではないかと思われる。したがって、信濃国における広域行政ブロックは、伊那・諏訪・筑摩・安曇／更科・水内・高井・埴科・小縣・佐久の一〇郡を四ブロックないし、伊那から安曇までを一ブロックにした三ブロックを想定できるのではないか。そこで問題になるのが、こうしたブロック群の中心に位置すべき國府の問題である。國府から国内に一齊に命令が伝達されたとすれば、國府は官道に近接しつつ、こうした三ないし四ブロックの中心に位置する必要があるからである。そうした条件を満たし得る郡は小縣郡、筑摩郡、あるいは三ブロックの場合には埴科郡ないしは更科郡を加えることができる。⁽²⁾

このように考えてみると、一五号の國符木簡の宛先が「更科郡司等」であつたことの意味は、この国符木簡が発給された當時、國府所在郡と宛先の筆頭に記された「更科郡」は駅路ないし伝路などを介して郡域が接して

いたことを示していると思われる。

信濃國府の所在地については、先に整理したように、当初は小縣郡に所在したとする見解が通説であった。しかし、小縣郡に國府が存在したことを見定める年代の上限は、信濃國分寺の建立された八世紀半ば頃であり、下限は「和名類聚抄」に國府が筑摩郡にあるとされている九世紀頃までということになる。つまり、國分寺造営以前の時期にあたる「諏訪國」が置かれた七二一年～七三一年頃とそれ以前については、「諏訪國」の範囲とも関わって信濃國府の所在地には今のところ決め手がない。

一般的に初期國府のあり方について、青木和夫は、「出雲國風土記」に「國序意宇郡家」とある点について、「國序と意宇郡家」ではなく「國序たる意宇郡家」と解釈し、風土記の撰上された大平六年（七三四）の時点では、國序と郡家が同居していたと考える可能性を指摘した。つまり、律令国家成立期の当初から國府が完備していたのではなく、初めは郡家に付属する形で國府が存在した可能性があるという説である。またその後の國府遺跡の発掘によつても、國府（國序）の整備は八世紀半ば以降に本格化することが山中敏史によって明らかにされている。⁽³⁾

これまで述べてきたことからも明らかなように、屋代遺跡群の周辺に初期の信濃國府が存在したことの可能性は指摘できるが、その存在を直接示す資料はみだすことができない。屋代木簡のなかにみられる埴科郡家を超える諸要素は、むしろ律令制以前の地域の秩序の問題や、交通路の変遷、周辺遺跡の状況などを視野に入れながら、屋代遺跡群全体の整理のなかでさらに考えていくべき問題であろう。

註

(1) 阿蘇氏系図にはいくつかの写本があるが、阿蘇神社の社家の所蔵にかかるいわゆる「異本阿蘇氏系図」は「種姓大系」に所収されている。

- (2) 「『古事記』の考収」(神道文化会「高千穂・阿蘇」一九六〇年)。
- (3) 「長野県立通史編纂第一巻原始・古代 第三章第三節」、一九八九年、鹿児「科野野国造氏姓と氏族の展開(『信濃の歴史と文化の研究』一九九〇年)」。
- (4) 「諏訪市史」の当該部分執筆した伊藤令則男は「阿蘇式系図の諸問題」(『諏訪市史研究紀要』三号、一九九一年三月)を書き、この新説を批判的に継承した。
- (5) 「田小林」第五回(二二)古代山道 第三章、一九八〇年。
- (6) 記(3)書第二章第一節。伊那郡については、藤原宮木簡に「村財國伊奈許鹿大會」とあり、詳説トから存在していることがわかる。高都郡については、藤原宮木簡に「高井郷」とみえ、八世紀初頭の存在が確認できる。糸方郡については、「阿蘇式略系譜」に「諏訪詳書」とみえ、また令解集の古記に「須芳山道」とあり、八世紀初頭には「須方」とも表記されていたことがわかる。八世紀前半の屋代木簡には「東郡」(一〇二号)、「更羽郡」(七四七)などの郡名がみえる。また中野市清水山麻塚からは八世紀前半の「佐久郡」と刻書された須惠器が出土した。なお、図78参照。
- (7) 記(3)書第二章第四節。
- (8) 植原健「石野町における宮御跡研究の現状」(『長野県考古学会誌』四四号、一九八一年一月)のち「続私の古代ノート」所収(信濃書籍、一九八六年)。
- (9) 「田原町郷方町」第五回(二二)山中郷第五章、一九七八年。
- (10) 「西条市史」第一卷古代中世第三編第「第三章」、一九九三年。なお同書では更級郡家が川中島原状地に立地した可能性も指摘している。
- (11) 記(3)書第三章第一節。
- (12) 記(3)書第三章第五節。なお栗坂周平「東山道の実跡的研究」(吉川弘文館、一九九四年)は「せんどう」地名から東山道のルートを検証した研究である。
- (13) 一九九五年十一月佐輪町で春日街道に沿って東山道と思われる道路遺構が検出されたとの報道がなされた。
- (14) 記(3)書第三章第五節。
- (15) 岸田勇「古代村落と錦里制」(『日本古代藝術の研究』培養社、一九七〇年)。なお近年篠田元一は後漢三年(七一七)説を提倡している(本章第一節(註)(一)論文)。
- (16) 郡守木簡については平川南「郡守木簡」(虎尾尾哉編「律合國家の地方支配」吉川弘文館、一九九五年)参照。
- (17) 従来、埴科郡家については、古代の屋代郷ないし大穴郷など更埴市原代地区の自然環境

防上閣記、または更埴市板野・鈴木吉原地区とする説が出ていたが、前者の説が妥当性を持つことが明らかになつたといえます。

(18) 竹内典三編「伊那木簡の研究」(東京堂出版、一九八一年)。

(19) 奈良国立文化財研究所「奈良木簡」(一九九五年)。

(20) 平成宮發掘調査木簡叢報」(二十)、一九九〇年五月。

(21) 余良國・大木勝時研究「筑紫美術指揮調査報告」(一九八八年)。

(22) この場合、保福寺越えの東山道のルートの成立がいつなのかという問題についても考える必要がある。

(23) 青木和夫「日本の歴史 古代豪族」(小学館、一九七四年)。

(24) 山中敏史「古代地方官僚制度の研究」(培養社、一九九四年)。

第四節　まとめ

一 各時期の特色と意義および課題
本遺跡出土の木簡は、七世紀後半から八世紀前半にかけて廃棄されたものである。

(一) 七世紀後半・八世紀初頭の木簡

この時期のものは、出事関係・布の織手名を列記したものなどの記録簡や「靈神」と記された祭祀関係木簡など、広範囲な内容を含んでいる。この期の特色は、記録簡が目立つこと、付札のないことである。すなわち、文書簡と推定されるものも含めて差山(二二号は少戸が差出とみられる)や宛所を明記したものがほとんどみられない。年紀の明記されたものは、四六号の乙丑年(六八五)と一二号の戊戌年(六九八)の二点である。

六六号は、七世紀の文書あるいは付札木簡であることに間違つて重要な論点を有している。

- ・「他田舎人」古麻呂

「他田舎人」の部分が異筆と判断するならば、文書の白署に相当することとなる。これまでの古代文書の白署の例はすべて八世紀以降のものであり、その場合、姓名のうちの名の部分だけの自署である。七世紀後半の文書における白署の例を聞かない。その点では、本木簡が初めての実例である。また、屋代遺跡群の七世紀段階に含まれる三号および一一号は、姓名の姓の部分だけを列記しており、七世紀の他の遺跡においても類例を確認できる。

○ 飛鳥京跡第一〇次調査出土「七号木簡」

□ 矢田ア 大田ア 長小谷ア
・ 田 月
ア 財ア 田 丈ア 丈ア 田ア 月

・ □ ア □ □ □ 占ア ア 矢作ア 若若

」 (三五〇) × 三八 × 三

このような姓のみを列記した記録簡と四六号の姓の自署とはあるいは関連性をもつ問題かもしれない。この点は、古代国家の氏姓制とも深く関わる重要な問題だけに今後の検討課題としておきたい。

また、記録簡のなかで特に注目すべきものは一〇号の「布手」の歴名簡である。

この「布手」の歴名簡は、評家または郡家に織物製品に関わる工房が存在したこと意味し、しかも「布手」として男性名を列記している。在地社会における生産機構については、全般的に言及したのはなく、律令貴位性を指摘すべきであり、当然、郡司層は在地における生産機構を十分に納制という側面のみからの分析に終始し、むしろ国衙工房の役割が強調されてきた。しかし、多方面から立証されているように、在地社会における郡司層の伝統的勢力を考へるならば、何よりもその社会における経済的優位性を指摘すべきであり、当然、郡司層は在地における生産機構を十分に

掌握していたにちがいない。なかでも、生産用具の専有はきわめて重要な要素であったと考えられる。

考古学的事例としても、丹波國氷上郡の郡家別院と考えられる山垣遺跡（兵庫県氷上郡春日町）や駿河國志太郡家跡（静岡県藤枝市）などで、多量の木製農具や工具が発見されている点が注目される。郡家の生産構造については、まず、あらゆる生産用具の所有形態を解明する必要があり、今後の考古学の発掘調査の成果に期待したい。

○ 郡里制下の木簡

この時期のものの内容としては、国符・郡符木簡、さらに郡表記の見える木簡などの文書木簡が目立っている。

国符木簡（五五三）は、国符が木簡でも発給されていたことがはじめて明らかになった資料である。宛所に「更科郡司等」とあり、屋代遺跡群が埴科郡に属していることから考へて、「和名類聚抄」の郡名順とすれば、更科郡からはしまり水内・高井・埴科の各郡へと通送され、埴科郡家の地で廃棄されたものと考えられる。木簡は、下半部が欠損しているために命令内容が不明であるが、紙に書かれた国符と木簡を利用した国符とは、機能面でどのような相違があるか十分に検討する意義が存する。

郡符木簡は、郡から里などの下部機関の責任者あてに下達された文書木簡であるが、その木簡は宛所で廃棄されたのではなく、差出側（郡家およびその関連施設）に戻り、廃棄されたと想定される。その論拠は次の通りである。

① 書状などを封印した、いわゆる封緘木簡は宛所を記すものであり、この種の木簡の特性として宛先で封印が解かれることから、必ず宛先で廃棄される。その封緘木簡が兵庫県山尾遺跡では郡符木簡と共に伴っている。

② 宛所の異なる木簡が同一遺跡から出土している。

○ 福島県いわき市荒田日条里遺跡

「立屋津長伴マ福鷹」

〔里刀目〕

○ 屋代遺跡群

「屋代郷長里止等」

「余」里長」

③ 差出と宛所の部分を丁寧に切断したり、削り取ったりしたのちに廃棄しているのは、再利用を防止するための差出側の所作と考えられる。

○ 屋代遺跡群

「符屋代郷長」の部分

「符余戸里長」の部分

郡符木簡は差出側に戻り廃棄されたことを屋代木簡が以上の二条件のうちの二条件について鮮やかに立証した意義は大きい。郡符木簡の今後の課題はやはりその下述された内容の明確にあるであろう。

〔二〕 郡郷里制下の木簡

郡郷里制下と一括される木簡群には、郡符木簡一点と「信濃園」関係木簡を除くと、大部分は荷札木簡である点が特色といえる。

郡郷里制下の荷札は、主たることは郷里名十人名という書き方で簡略な記載様式である。荷札の対象物がまったく明記されていない。このような類例は、近年各地出土の荷札に数多く求めることができる。

例1 静岡市神明原・元宮川遺跡

〔他田里戸主字力マ真酒〕

一〇×一七×四・五

例2 石川県七尾市能登国分寺跡

「上口郷戸主舟木淨足戸□□」

一八×三三×四

これらの木簡は、

① 郷(里)名からの書き出しであること。

② 物品名、数量の記載がなく、郷(里)名+貢進者名(戸主+人名)のみである。

③ 片面のみの記載であること。

④ 形態が○五一型式であること。

郡家の遺跡からの出土例としては、物品を記すが、郷名ないし郡里制下の里名から書き出しているものが存する。

例3 静岡県藤枝市郡遺跡(駿河国芦浦郡家跡)⁽⁵⁾

- ・「物マ甲五戸宇治マ角木呂」
- ・「□□五斗」

一九九×一六×六

〔和名類聚抄〕に駿河国益頭郡物部郡がある。郡里制下(七〇)一七一五年、物部里の宇治部角木呂が貢進した米五斗の荷札木簡である。

これら地方の遺跡から発見される荷札については、都への貢進物付札に比して、全体的検討がほとんど行われていない。これらの荷札はその作成および貢進主体、物品名、そして貢進先などに関して、各地出土の木簡を比較検討し、その実態を解明しなければならない。

本遺跡出土の荷札のもう一つの特色は、埴科郡以外、更科郡の郷名を有する荷札が数点出土している点である。こうした事実は、通常の郡家段階では想定しがたい。国府を想定するならば、さきの能登国分寺跡の例のように荷札の存在があるが、のちに述べるように同一遺構における木簡の発見の場合、郡家からの多量な一括かつ連続的廃棄に加えて国府からの木簡



図 86 「高井郡」付札・「播信郡」「讃信郡」付札
(左: 泰良與史跡名勝天然記念物報告書教委 25 冊「藤原宮」
同版 61-68 (泰良與史跡名勝天然記念物報告書教委 25 冊「藤原宮」
写真提供))

は音表記の検討などから「播信郡」は「埴科郡」、「讃信郡」は「史科郡」とみて間違いない。しかも、藤原宮木簡のなかに、「高井郡大黄」と「十五斤」

一四一×二一七×三
・十五斤
<

とする木簡がみえ、これは信濃国北部の高井郡から薬物大黄十五斤に付した札である。

この二つの木簡は下部の両側面に切り込みを入れ、幅と厚さもほぼ同様の形状を呈している。物品の数量も『和名類聚抄』の高井郡(西郷+神戸)・埴科郡(七郷)・更級郡(九郷)の郡の規模にはほぼ対応しているなど、物品名を表記しない長屋王家木簡も、大黄と見てよいであろう。また、この長屋王家木簡は嘉亀三年(七一七)の年紀を有する木簡三點と共存することから、大宝令制定まもない時期においては、「埴科郡」と「更級郡」は大黄と思われる物品を両郡合成して貢進しているのである。しかも、「播信郡」「讃信郡」および「埴科郡」「更級郡」の郡名表記から推して、信(身)野郡から二郡に分立したことが考えられる。さらに、そのことから大宝令以前における科(身)野評の存在を十分に想定できるのである。そして、この科野評を基盤として科(身)野團・信濃團が生み出されたのである。なお、「更級郡」と「讃信郡」の表記は、必ずしも「讃信郡」が古い表記というのではない。「更級郡」と表記した「五号「更級郡司等」」は郡里制下の時期のものであり、郡名表記としては併用していた可能性がある。

橋本裕が「大宝令施行によつて、評単位の兵制が軍團に継承されたことは、律令官制機構における軍隊の位置や山自などを通して明らかにされるものと思う」と指摘された点が、今回の「信濃團」史料の発見で具体性を帶びてきたと評価できよう。

一方、長屋王家木簡七六号の

「播信郡五十斤」

「讃信郡七十斤」

合百廿斤く

一五九×一六×四

参考までに、この科（信）野評と「信濃團」、そして播信（播科）郡と讚信（京）郡の分立という方式と類似するものを紹介しておきたい。

陸奥国北部に、和銅六年（七二三）新たに丹取郡が建郡された。つづいて神亀五年（七二八）には、「陸奥國請新置白河軍團」。又改「丹取軍團」為玉作軍團。並許之」と、丹取軍團を改めて玉作軍團とすることを請うて許されている。この記事は丹取軍團の名を玉作軍團に改称したと理解できる。「和名類聚抄」にもとづくと、陸奥国北部のいわゆる黒川以北の一〇郡の郡数は合計三三郡で、一郡平均二・三郷（ちなみに陸奥国南部一〇郡は一郡平均六・八郷）という小規模な郡の集まりである。おそらく、和銅六年成立の丹取郡は、陸奥国北部の広域な郡であり、その丹取郡をしだいに分割し、のちの「和名類聚抄」の示す小規模な郡が生み出されると推測できる（²⁷）。神亀五年（七二八）に丹取軍團から玉作軍團と改称したのは、広域的な丹取郡の解体、そして数郡の分立とその分立した数郡の中の有力郡である玉作郡名をもって玉作軍團としたからだと理解することができよう。

（一）木簡からみた遺跡の性格
木簡の廃棄からみた遺跡の性格

木簡の廃棄問題は、遺跡の性格を決める大きな手がかりとなる。

第四節 まとめ

「信濃團」もおぞらく、本木簡の時期（神亀三年（七二六）頃）以後もなく埴科団または更科団などと改称されたであろう。

六〇号の現段階で最も可能性の高い解釈は、次のとおりである。

「信濃團」通る。更科郡の（所屬）「某所へ往く者」（更科郡に本貫があつて某所（筑紫、京など）への上番から聞いた防人・衛士等の略名）

信濃團には少なくとも更科・埴科両郡の兵士が上番しているとみてよいであろうし、しかも軍団の上番等が郡単位であることは、多賀城跡出土木簡の「畢番 度玉前割」、置本土安堵団会津郡番で明らかである。

さらに六〇号が軍団内で使用された記録であるとすれば、信濃團の所在地も埴科郡と見ることができよう。

文書番号	内 容	作 成	宛 所	廃 棄
10	布手	郡家・国府		郡家・国府
12	少穀	軍団		郡家・軍団・国府
13	戊戌年	評家		評家
15	国符	国府		郡家
16	郡符	郡家		郡家
46	乙正年	評家		評家
49	五十五束	郡家		郡家・国府
59	布	郡家・国府		軍団
60	信濃團	軍団		郡家
61	郡符カ	郡家		軍団カ
62	付札	更科郡家カ	軍団カ	軍団カ
72	付札	(播科郡大穴郷)	軍団・郡家	軍団・郡家
73	付札	埴科郡船山郷	軍団・郡家	軍団・郡家
74	付札	更科郡	軍団カ	軍団カ
76	付札	埴科郡屋代郷	軍団・郡家	軍団・郡家
79	付札	埴科郡船山郷	軍団・郡家	軍団・郡家
87	稱取人	郡家		郡家
90	付札	埴科郡船山郷	軍団・郡家	軍団・郡家
91	付札	更科郡當科郷	軍団カ	軍団カ
100	付札	埴科郡船山郷	軍団・郡家	軍団・郡家
110	付札	埴科郡伊蘇郷	軍団・郡家	軍団・郡家
114	郡符	郡家	尾代郷長・里正	郡家

図 87 木簡の作成・宛所・廃棄

従来の研究では、郡符木簡は、宛所（里長・里家など）で廃棄されたとみなし、出土した遺跡の性格を郷の官衙施設、すなわち「郷衙」と判断していたのである。それに対して、平川南は、郡符木簡が宛所で廃棄されることなく前述した種々の論拠から、差出側に戻った後に廃棄されたことを立証し、郡符木簡の出土遺跡は郡家またはその関連施設と考えるべきであると指摘した⁽⁸⁾。このことは屋代遺跡群の郡符木簡にもあてはまる。

また、多量の木簡の出土遺構は、一般的にいえば同一の行政機関からの一括かつ連続的廃棄と想定することができる。そこで、屋代木簡のうち、その作成主体および宛所、そして廃棄の判明するものを整理すると、図87のようになる。

木簡の廃棄から推して、郡家と軍團の二つの機関が浮上し、しかも同一遺構に廃棄されたと考えられる。このことは、両者がきわめて密接な関係を有していたことの何よりの証拠である。そこで、郡と軍團の関係について、橋本裕の見解を引用しておきたい⁽⁹⁾。

軍械は、養老令に規定されているように「部内」の者（軍防令軍附大綱条、すなわち在地の者から任用されるものであり、少なくとも靈龜二年（七一六）以前を限ってみても、在地の有力者である郡領と近親關係にある軍械が少なくなかったらしい（『続日本紀』靈龜二年五月己丑條「制。諸國軍團大少載、不得連一伍都領三等以上載也。其先已任裁。転補他國」）。また、律令官制機構の上から言うならば、郡司と軍械は国司の被管下にあって、ほぼ対等の位置を占めるものであった。

また、周知のように、「出雲國風土記」によれば、「意宇軍團、即屬「郡家」（意宇の軍團）即ち、郡家に属けり」とある。さうに、風土記の記載から、国府と意宇郡家と黒田駅家とは同所にあったことがわかるので、意宇郡の地に国府・郡家・軍團・駅家が集中して存在したことが明らかである。

以上のように木簡の廃棄状況および郡家と軍團の関係から推して、本遺跡は埴科郡家と「信濃國」の両方の存在を示すであろう。

前述したように、信濃國の場合、初期國府の所在地はこれまで確たるものはない。その意味では、木本簡群のなかに直接的資料は見い出せないが、次の二つの資料からさらに初期國府の可能性をも指摘できるであろう。

一つは、六〇号の「信濃國」から科野（信野）評が想定され、科野といふ國名がこれにもとづくとすれば、科野（信野）評から分離したと考えられる埴科・更科両郡は初期國府の有力な候補となる。もう一つは、五一号の国符木簡と伊勢國計会帳の国符通送方法との関連である。すなわち伊勢國は國府を中心として道前・道後に分けられ、道前は桑名・員弁・朝明・三重・河曲・鈴鹿の六郡であり、国符の通送は、「延喜式」の記載頗る考えると桑名にはじまり最終地が國府所在郡の鈴鹿郡となる。信濃國の国符木簡の場合、更科郡からはじまり、最終地は木簡の出土地すなわち埴科郡と考えられる。国符木簡が通送最終地で廃棄されたとみれば、國府が埴科郡に存在した可能性が考えられる。

第四章の考察で明らかなように、製作技術・廃棄方法などの木簡の形状観察によって、木簡に書かれた内容以外の情報を得ることができるのである。例えば、製作技術の点では、木簡群のうち、最も丁寧な作り方をしているのが、二点の郡符木簡であることが指摘できる。また、廃棄について、郡符木簡は例外なく切断による廃棄行為が認められ、同様の切断廃棄の行われた国符木簡とともに、異なる機構間で取り交わされる文書については、刃物によるケズリ・キリ・オリなどの廃棄行為が認められる。しかも、郡符木簡の丁寧なケズリ・キリ・オリ行為は、その不正な再利用を防止する目的と解すれば、木簡の宛先側の行為ではなく、明らかに木簡の差出側の行為とみるべきであり、郡符木簡は差出側に戻って廃棄されること

を証明するものである。

これまでの、文書内容にかたよりがちの研究に対し、改めて考古資料としての本筋であることを認識し、その詳細な形態観察が不可欠であることを扇代木簡が明瞭に示しているのである。

〔祭祀の場と郡家中心施設の想定〕

宝亀三年（七七〇）十一月十九日付の太政官符（天理図書館蔵）によれば、武藏国人間郡の正倉が火災で焼失した事件がおこったが、それは郡家の西北隅に祀られた神社に神祇官が奉幣物を納めなかつたことに対する祟りであるとされた。郡家の西北隅は神聖な場とされ、式内社相当の神社が置かれたようである。平安時代に入ると、中央の名官司、さらに地方の国府や城柵など、国が設備した施設の最も中心的な場所に、郡家とは違つて規模の小さい社を設けて、象徴的かつ形式的に西北隅を鎮護している。『今昔物語集』では、藤原氏の邸宅・東三条殿の戌亥隅（西北隅）に神を祀つており、その神を「内神」と称している。こうした公の施設から、やがて貴族の邸宅などの西北隅に、のちの「鬼敷神」に連なるような社を建て、戸敷の守り神としたのである。¹⁵⁾

ところで、屋代遺跡群では、早くも五世紀後半頃には、千曲川の自然堤防の崖の斜面において湧水を利用した祭祀遺構が作られ、祭祀の場としての様相を持ち始める。その後、洪水による埋没を繰り返しながら、七世紀後半頃には水田が營まれるようになり、集落際の傾斜地には前代と同様、湧水を起点に流路へつながる溝状の遺構が掘られ、祭祀的な場の様相をみせている。この水田・流路・溝は平安時代までその形状を変えつつ維持されている。木製の祭祀遺物は、この溝・流路内、あるいは岸辺などに一括廻棄された状況で多量に出土した。

本遺跡と立地などにおいてきわめて類似するのが、福島県いわき市荒田

目条里遺跡である。¹⁶⁾

その荒田目条里遺跡の南東約一・五キロメートルに位置する根岸遺跡は郡家の中心施設として郡院・正倉院などが発掘調査でその遺構のおおよその姿がほぼ明らかになつてゐる。その郡家の中心施設・根岸遺跡から、西北方向の荒田目条里遺跡は、古墳時代から九世紀にかけての豪串・絵馬・陽物・人面靄・土器などの祭祀遺物が多量に出土している。また、発掘地点は字名を礼堂と称し、付近に延喜式内社の大國魂神社が存する。郡家の中心施設の西北隅に式内社相当の神社が置かれている状況は、さきの宝亀三年の太政官符にみえる武藏国人間郡の郡家と同じである。

以上の点から、扇代遺跡群の地を祭祀の場とみて、郡家の西北隅に位置していると考えるならば、南東に郡家の中心施設を想定することが可能となる。そこで、扇代遺跡群の南東の位置を見ると、千曲川の自然堤防上の最も安定した地であり、十分に官衙施設の存在が想定できる。実際、この自燃堤防上には雨宮寺跡があり、これは貞觀八年（八六六）に定額寺とされた埴科郡扇代寺に比定されている。

ここで、興味深い伝承が確認されているので紹介しておきたい。（『長野縣町村誌』第一卷東信篇、一九三六年）。

雨宮村 古跡（埴科大領館跡）

里俗云に、往古郡制の時、本郡の郡司、本村にあり。大領金刺氏の居館の地なり。方今一般民家にして微に遺蹟のあるは、雨宮座日吉神社正門前に祭れる塞神の靈石なり。今に古往の例を以て、当社神事の敬意日茲に注連を張りて祀典を行ふ

この伝承はともかくとしても、埴科郡家の中心施設が雨宮座日吉神社正門前に祭れる塞神の靈石なり。今に古往の例を以て、当社神事の敬意日茲に注連を張りて祀典を行ふ

これまでの地方官衙研究は地方官衙の空間的構成に関して、一定空間に密集した画一的な構成を想定してきたが、平川南は、郡家跡に関して、それが古墳時代以来地方豪族の拠点として存在していたことに改めて注目す

べきことを主張している。つまり郡家にはその中心的施設のほか、物資集積のための港湾施設、主要官道へのアクセス道、広範な交易圏、行政の分割支配のための別院設置、さらに祭祀空間の設定にみられる在地における祭祀などの諸機能が集中していたという観点から、地方官衙の実態究明を行うべきこと、また律令体制成立以前にすでにその骨格が形成されていた可能性が高いことを論じた。⁽¹⁾

その意味で、屋代遺跡群の地は、埴科郡家に国府や軍団も加えて、まさに地方官衙の典型的構成要素を満たしているのである。そして、屋代遺跡群の地が古代の信濃国の中心的位置を占めた最大の要素は千曲川にあつたことは言うまでもない。

註

- (1) 奈良県教育委員会「飛鳥京遷」、「一九八〇年」。
- (2) 平川 南「忍び木葉—古代地方行政論に向けて—」(尾尾俊哉編「律令国家の地方支配」吉川弘文館、一九九五年)。
- (3) (4) 静岡県埋蔵文化財調査研究所「大平川Ⅲ」(静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告告 第13集、一九八八年)。
- (4) 七尾市教育委員会「能登国分寺跡 第五・六次発掘調査報告書」一九八九年。
- (5) 藤枝市教育委員会「静岡県藤枝市郡遺跡発掘調査報告書Ⅲ」一九八六年。
- (6) 稲本 裕「律令軍團制の研究」(稻本裕氏遺稿集刊行会、一九八一年)。
- (7) 工藤雅樹「多賀城の起源とその性格」(『古代の日本』八、東北、角川書店、一九七〇年)。
- (8) 平川 南「官領下の多賀城」(宮城県多賀城跡調査研究所「多賀城跡—政厅跡本文稿」一九八二年)。
- (9) 註(2) 平川論文。
- (9) 註(6) 書。
- (10) 平川 南「古代の内神について—照沢城跡出土木簡から発して—」(『國立歴史民俗博物館研究報告』第四五集、一九九二年十二月)。
- (11) (12) いわき市教育文化事業団「木簡は語る」(展示パンフレット)、一九九五年。

(13) 平川 南「八幡林遺跡木簡と地方官衙論」(『木簡研究』第一七号、一九九五年十一月)。

第六章 結語

発掘調査では、重要な発見が予期せぬ状況下から生まれることが往々してある。その原因の一つは、メスを入れずに体内の細部まで観察できる現代医学のような技術が、考古学では開発途上にあるためである。特に、屋代遺跡群(6)区の場合は、遺跡が地下深く埋もれていたため、地表に現れた徵候（地形の変化や表採遺物）の読みとり、ボーリング調査・浅いトレンチでの的確な診断を下すことができなかった。

平成六年（一九九四）四月当初、(6)区の調査行程は地表下四～六メートルに重層する縄文時代集落の全容解明に主眼を置き、旧千曲川の本流と予想された河川跡については、短期間で調査を終了させる予定であった。ところが、その河川跡から続々と木製品が出土し、六月には「郡守木簡」が出土するに至った。古代東国屋代の地で、内容豊富な木簡の出土に立ち会えるとは誰も考えておらず、周辺に木簡を取り上げた担当者は「手の震えを抑えられない」感動を味わうこととなった。一方、担当班全体には、限られた調査期間内に掘り切らざるを得ない場合を想定し、一瞬のうちにその重圧が広がっていった。その後木簡の出土が続く中、縄文時代の調査は増員と最低限の記録にとどめることで期間を切り詰め、木簡の出土する溝と河川跡にできるだけ時間を充てることとなつた。調査方針の変更を選択する頃には秋に入つており、信州での発掘調査を困難にする時期が近づいていた。

調査は時間との戦いの連続となつた。しかし、幸い数回にわたる洪水砂によって各遺物包含層がバックされていたため、後世の攪乱を比較的受けていない状況で、木簡を層位的に取り上げることが可能であった。この点

は、木簡の質・量とともに、あらゆる属性の変遷を検討する上で重要な基点の一つとなつてゐる。

一二六点の木簡は、第五水田対応層（七世纪後半）から第一水田対応層（九世纪中頃）にかけて出土し、量的には八世纪前半の第三水田対応層に最も多い。その内、第四水田対応層では養老七年（七三三）、神亀（二三）年（七二六）などの紀年銘木簡が見られ、各層の形成された年代を絞り込むことが可能となつた。このことは、全ての考古遺物の実年代を推定する上で重要な資料である。この他、宮都以外では最古と見られる「乙丑年」（六六五）木簡が出土しており、文書行政の地方への浸透を考える上でも貴重な資料である。また、書式や記載内容から、①七世纪後半～八世纪初頭の木簡、②郡里制下の木簡（七〇～七一五年）、③郡郷里制下の木簡（七一五～七四〇年）に分けることができた。これについても、それぞれ①が第四～第五水田対応層、②が第四水田対応層、③が第三水田対応層を中心としており、その変遷を層位によつて裏付けることができた。

今回の調査では、層位のほかに廃棄場所の変化もおさえることができた。木簡は主に、湧水溝と東西方向の流路から出土しているが、時期ごとに微妙に廃棄場所を変えていた。また、記載内容や形態から文書木簡・荷札木簡・習書木簡・祭祀関係の木簡に分類されたが、それぞれ廃棄場所や廃棄方法を異にしていた。文書・荷札木簡は一括され、または継続的に廃棄されたことを要けるように、多量の廃棄物とともにまとめて山上する場合が多かつた。それに対し、習書されたものや祭祀関係の木簡は単独で棄てられる傾向があり、木製祭祀具に墨書きされたものについては祭祀具廃棄ブロック中で見つかつた。このことは、各々の木簡が使用されてから廃棄に至る過程を復元する上で、示唆を与えるものと考えられる。

以上は、一・二章に記した調査経過および出土状況からの成果である。

次に、木簡そのものから得られた成果を簡単にまとめておきたい。

木簡の外形写真（巻末）と赤外線写真（第三章）を比較していただければわかるように、屋代遺跡群出土木簡には肉眼で字の読める例が少なかつた。そのため赤外線テレビカメラをフルに活用し板状木製品に字の有無を確認する作業から釈文の確定までを行った。モニターを見やすくなるため暗幕を張った部屋で、闇の中から浮かび上がってくる「文字」文字は、失われてしまった古代史のひとこまを現代に蘇らせる一筋の光となつた。その瞬間の感動は、我々の意欲をいやがうえにも喚起することとなつた。第三章では、そうした作業から導き出された釈文と木簡の形状・内容などに觸れる若干の解説を付し、主たる木簡の考察は第五章にゆずつた。

第四章では木簡を考古学的視点から観察・分析する方法を取つた。特に、製作技法と廃棄に伴う技法の解明を主眼とし、石器の研究方法の導入を試みた。製作技法においては時期や用途、製作者の違いを示すと思われる特徴が見られ、一定の見通しをたてることができた。ただし、屋代遺跡群だけでは分析可能な資料が少なく、確証を得るには資料の増加が待たれる。また、廃棄に伴う技法では「国符」「郡符」といった重要な文書に刀物による丁寧な切断の痕跡が認められ、再利用防止のための行為を考古学的に確認することができた。こうした分析方法は未だ緒についたばかりであり、今後、屋代遺跡群で多量に出土している木製祭祀具の製作技法との比較、あらざるは他遺跡出土の木簡との比較によって、新たな成果が期待されよう。

第五章では、第四章までに取り上げた出土状況・形態・記載内容・製作廃棄の技法などの分析を総括し、現段階で屋代遺跡群出土木簡から導き出せる成果と課題について取り上げた。

そこでは、七世紀後半から八世紀前半の木簡（文字資料）が、宮都以外でまとまって発見されることが非常にまれである。さらに、その内容が、政治（國符・郡符などの存在）、経済（織維工房や出舉関係、あるいは

は各種の荷札）、宗教（郡符の記載内容、「鬼神」木簡、祭祀具への墨書き）、軍事（軍團関係）、その他、と多岐にわたっていること。それらが、郡家の結構機能を示しているのみならず、軍隊や初期國府との関連をうかがわせることも含んでいること。などの諸点が指摘された。これらの点からも、屋代遺跡群出土木簡は古代の信濃國の歴史を明らかにするだけにとどまらず、これまで必ずしも資料が豊かとはいえない古代國家の確立過程を究明する上で、きわめて重要な資料となるであろう。

現在、木簡以外の遺構・遺物について整理作業を継続中である。本書で明らかになつたように、木簡の内容から提起された課題は大きく、それらに対し発掘調査で得られた考古資料から一定の成果を示さなくてはならないと考えている。例えば、木簡の周辺からは多量の木製祭祀具が出土しており、そうした空間の性格解明にはじまり、自然堤防上に広がる集落のあり方、官衙関連施設の抽出。あるいは、水田造営や流通関係の遺物から見た屋代遺跡群の経済的な基盤の解明。森将軍塚古墳を象徴とする古墳時代以来の政治的な基盤の解明等々……。こうした点に関しては、平成十年度刊行予定の『古代編』に掲載することを目指している。その折り、木簡の追加資料とともに考古学・文献史学を総合した成果を示していくことを考えている。また、平成十一年度には、細文時代から近世をも含めた自然環境の変化と人々の営みの関係を中心とした『自然科学・総論編』を刊行し、今回の発掘調査における総まとめを公表する予定である。

最後に、実質的な整理作業に入つて一年といつた短期間に中で、精力的に木簡の釈文・解説を検討していただき、さらに玉稿を執筆していただいた木簡検討委員会の諸氏に感謝したい。また、氏名の掲載は『自然科学・総論編』にゆずつたが、発掘調査・整理作業に参加下さった方々、終始ご指導・ご協力をいただいた関係各位・諸団体の方々に対して心からの謝意を表す次第である。



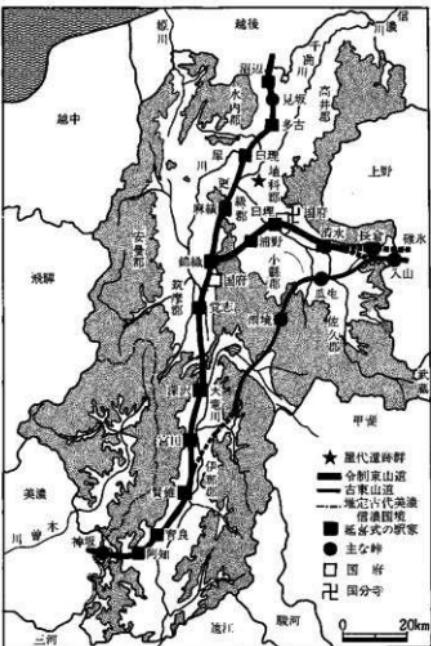


図88 古代の信濃國
(『長野県史』通史編第1巻を改変)

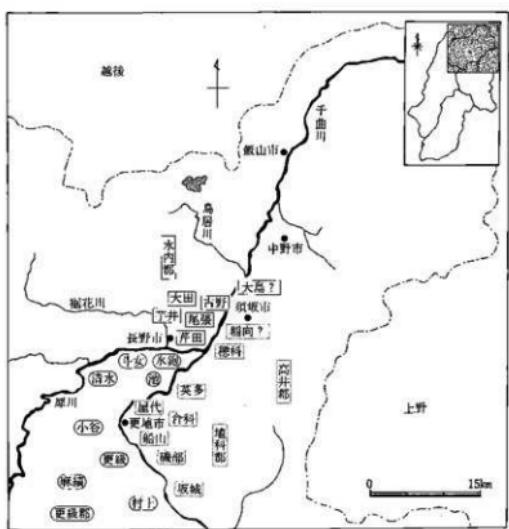


図89 北信濃の郷比定地
(『長野県史』通史編第1巻を改変)

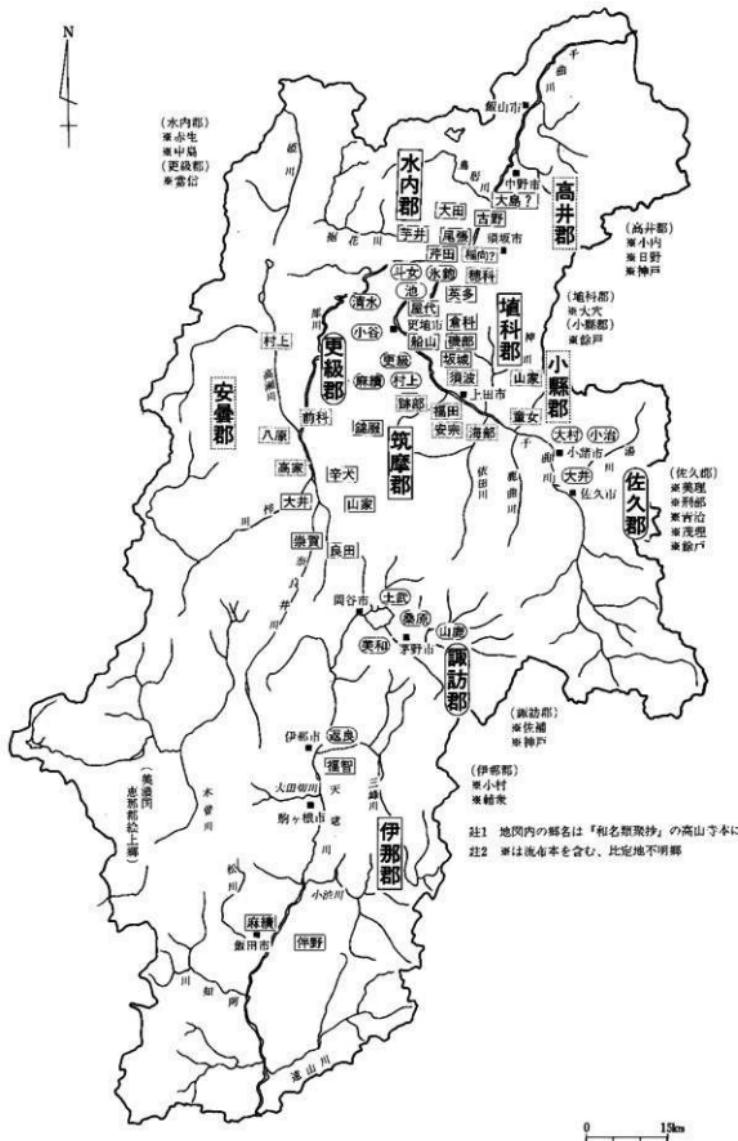


図90 信濃國古代郡の分布推定図（『長野県史』通史編第1巻を改変）

図91 屋代遺跡群出土木簡關連年表（『圖說長野県の歴史』年表に加筆）

七九二	一	一一四	信濃國の兵士の領を奪し、越後守の領を設け、信濃には百人をおく
七九三	一	一二三	このこと、信濃國守府をもつて、太政官より植田村の田六町を公水田として給与される
七九四	一	一六	六一七 信濃國牧守、太政官より植田村の田六町を公水田として給与される
七九五	一	一八	ること、信濃國の種田人前添御用臣、安坂の姓を有する
七九六	一	一八〇	九一三 伊那郡阿知の親子、道筋開拓のため長崎開港を免ぜられる
七九七	一	一八一	一五 信濃國の農業人公水田真老や、須々板・村上・横井・玉川・三井などの名を有する
七九八	一	一八二	一一四 信濃國など六國の浪人四千を馬東恒昇が配置する
七九九	一	一八三	この中、義兼、東に移り、信濃坂(津坂)の領に広浜院・広浜院を開ける
八〇〇	一	一八四	この年、「弘法寺門」が成立、その中に信濃國の正統・公麻耶および牧馬、
八〇一	一	一八五	九二四 信濃の諸侯から貢貢が武蔵郡に寄進され、天皇が上勅する
八〇二	一	一八六	八一〇 信濃の牧師八一人を人に養うし、薪欠納一百石を百束に課する
八〇三	一	一八七	八一九 信濃など十国で七月より毎日賀茂の奥宮を祭る
八〇四	一	一八八	二二三 信濃國に施主あり、一夜に十四回も禮拝する
八〇五	一	一八九	一〇一 无位僧御名方富吉、八坂刀持に從五位下が授けられる
八〇六	一	一九〇	この年、学問者が國守を開いたとされる
八〇七	一	一九一	五一六 信濃國の牧師一人制にもとづく
八〇八	一	一九二	五二六 信濃國水内の人、比叡山・西塔院主禪覺院
八〇九	一	一九三	七二二 信濃名方富吉の社田として萬治水田一反を有する
八一〇	一	一九四	二二一 伊那郡寂光寺・筑摩郡納戸寺、更級郡安樂寺、城科郡深代寺、佐久郡高寺寺が定額寺となる
八一一	一	一九五	二二九 右大臣藤原良房と野村の地(二町)・成良守・高鎌守に施入する
八一二	一	一九六	二二六 信濃國の施主が多めで、牧屋の口傳をさせる
八一二	一	一九七	この時、信濃の牧屋は二千二百石に内定した
八一三	一	一九八	九一五 中臣・吉原の名を五種七種の神社に連ねし、郡を分ける
八一四	一	一九九	當時「新嘗式」には信濃の神社四十八社ある
八一五	一	二〇〇	九一四 信濃、美濃古事記より田波を争い、源平止戦うらを繰り返す(成時)を因襲して定める
八一六	一	二〇一	五一五 信濃の鶴ケ瀬(六月二十三日の午中行春の年)とみえる
八一七	一	二〇二	四一三 大納言藤原良房・冬晴、これより先、筑摩郡の信濃草茂庄を大和の多武郡美寺に施入する
八一八	一	二〇三	五八八 信濃守で大河内守り、山が崩れて川をせき止め郡の人民が流火する
八一九	一	二〇四	七一二 四 信濃より鬼をもぐ鬼が洛中でくるとの秋吉の小説である
八二〇	一	二〇五	九一九 西野村からの小説で、初めて信濃坂と足利坂とに境を設けて井谷を取締せる
八二一	一	二〇六	一・五 日本上の決水事件によって第一水田が復いく
八二二	一	二〇七	(八九四九) 信濃守の廃止
八二三	一	二〇八	(九〇一三) 正嘗の莊園整理令実寄
八二四	一	二〇九	一・五 日本上の決水事件によって第一水田が復いく
八二五	一	二一〇	(八六二九) 庄元の変おこる
八二六	一	二一一	(八六二九) 庄元の変おこる
八二七	一	二一二	(八六二九) 庄元の変おこる
八二八	一	二一三	(八六二九) 庄元の変おこる
八二九	一	二一四	(八六二九) 庄元の変おこる
八三〇	一	二一五	(八七〇五) 下總の住民が反乱し、上總・吉原・下野に討たれる
八三一	一	二一六	(八七〇五) 下總の住民が反乱し、上總・吉原・下野に討たれる
八三二	一	二一七	(八八七七) 信濃に大地震
八三三	一	二一八	(八九四九) 信濃守の廃止
八三四	一	二一九	この頃、頼朝の反対があげられる
八三五	一	二二〇	(七九七一) 板上田村麻呂を征夷大将軍に任命する

*紀年記本以外の本筋については、おおよその時期に配したものである。また、各水田の存続期間についても、おおよその目安を示したにすぎない。

参考资料

70	26	3	SD07030	8脚リード	(184)	20	2	019	Z001	通						T
71	27	①	SD06202	3脚	(280)	(50)	4	065		板日						転用
71	27	②	SD06202	3脚	SD7022											1
71	27	③	SD06202	4脚	SD7022											1
72	27	3	SD06202	4脚	SD7022	(169)	25	5	039	260Z	板日					記録・形態
73	27	3	SD06202	4脚	SD7022	175	20	2~5	051	100E	通	七ノキ属			記録・形態	
74	27	3	SD06202	4脚	SD7022	(186)	39	5	039	360(A)	通	七ノキ属			(記録・形態)	
75	27	3	SD06202	4脚	SD7022	189	16	2	051	100E	板日				山櫻・形態	
76	27	3	SD06202	4脚	SD7022	(115)	18	4	039	260Z	板日				記録・形態	
77	27	3	SD06202	4脚	SD7022	(136)	16	3	019	2203	板日				記録・形態	
78	27	3	SD06202	4脚	SD7022	(87)	(21)	3	061	stMaBa	板日				文or記録	
79	27	3	SD06202	4脚	SD7022	183	18	5	051	100S	板日				記録・形態	
80	27	3	SD06202	4脚	SD7022	(76)	(16)	4	019	3FFZ	通	七ノキ属			記録・形態	
81	27	3	SD06202	4脚	SD7022	(335)	55	5	019	100Z	板I	七ノキ属			形態	
82	27	3	SD06202	4脚	SD7022	205	36	9	032	160Z	板日				形態	
83	27	3	SD06202	4脚	SD7022	(75)	24	3	039	160Z	板日				(形態)	
84	27	3	SD06202	4脚	SD7022	(169)	28	4	061	200a	板I				1	
85	27	3	SD06202	4脚	SD7022	(75)	(14)	4	061	bFFZ	板I				1	
86	27	3	SD06202	4脚	SD7022	274	33	3	061	270E	板I				形態	
87	28	3	SD07032	3脚付	SD06202	(280)	55	4	019	3700Z	板I	七ノキ属	記録		蓄中	
88	28	3	SD06202	3脚	SD7022	(384)	40	4	019	200Z	通	七ノキ属	(文or記録)		5	
89	28	3	SD07032	3脚付	SD06202	(46)	32	4	061	200Z	板I	七ノキ属	(文or記録)		1	
90	28	3	SD06202	3脚付	SD7022	(25)	25	2	019	100Z	通				山櫻・形態	
91	28	3	SD06202	3脚	SD7022	(173)	12	4	061	100S	通	七ノキ属	記録・形態		1	
92	28	3	SD06202	3脚	SD7022	(130)	27	4	059	200S	板日			記録・形態		
93	28	3	SD06202	3脚	SD7022	(66)	(38)	4	066		板I	七ノキ属	文書		転用	
94	28	3	SD06202	3脚	SD7022	(136)	(75)	3	066		板I	七ノキ属	転用		転用	
95	28	3	SD06202	3脚	SD7022	(29)	(15)	5	061		板日			転用		
96	28	3	SD07032	3脚付	SD06202	(89)	20	2	081	200a	通	七ノキ属			1	
97	28	3	SD06202	3脚	SD7022	(190)	23	2	081	200a	板日				1	
98	28	3	SD06202	3脚	SD7022	(90)	(15)	2	081	ZMaZ	通	七ノキ属			1	
99	28	3	SD07032	3脚付	SD06202	(64)	12	2	081	a000Z	通	七ノキ属			1	
100	29	3	SD07030		(190)	22	2~4	019	100(A)	通	七ノキ属		記録・形態		1	
101	29	3	SD07030		(228)	28	3	019	200	通			(若者)		2	
102	29	3	SD07030		(60)	45	5	066		板I				転用	2	
103	29	3	SD07030		(225)	(26)	2~5	019	100Z	板I				1		
104	29	3	SD07030		(46)	(5)	4	061							1	
105	29	3	SD07030		(135)	(22)	3	066	300Z	板日				転用	1	
106	29	3	SD06202		SD7022	(67)	17	3	019		通				1	
107	29	3	SD06202		SD7022	(180)	15	6	036	a005	板日				記録	
108	29	3	SD06202		SD7022	(294)	19	4	019	200a	板日			記録・形態		
109	29	3	SD06202		SD7022	(115)	30	7	080	b007	通	七ノキ属			1	
110	31	3	SD06202	2番	SD7028	(125)	17	5	019	170E	通			記録・形態	1	
111	31	3	SD06202	2番	SD7028	(48)	17	4	081	200Z	板I		(記録・形態)		1	
112	31	3	SD06202	2番	(63)	(26)	4	019	3FFZ	板I	七ノキ属				1	
113	31	3	SD06202	2番	SD7028	(91)	(54)	3	081	2FFZ	通				1	
114	31	3	SD07031		SD06202上	(382)	55	4	019	1~00a	板I	七ノキ属	文書		6	
115	32	○	SD07031		SD06202上	(369)	(47)	5	081		通			文書	3	
115	32	○	SD07031		SD06202										1	
116	32	3	SD07031		SD06202上	(276)	40	8	081	st005	板日	七ノキ属	文書		3	
117	32	3	SD07031		SD06202上	(199)	(40)	5	019	100a	板I	七ノキ属	文書		1	
118	32	3	SD07031		SD06202上	(68)	(19)	2	019	200a	板I				1	
119	33	3	SD06202		(86)	(22)	2	081	a1FFa	板I			(文or記録)		3	
120	33	3	SD06202		(27)	(11)	2	081	200a	板I					1	
121	33	3	SD06202		(186)	(8)	5	066						転用	2	
122	34	2	SD07026		SD06202	(80)	31	4	019	300a	板I				1	
123	34	2	SD07026		SD06202	(229)	21	2~10	011	1001	通				1	
124	34	2	SD07026		SD07026	(185)	18	2	081	300Z	板I	七ノキ属	文書		1	
125	34	2	SD07026		SD06202	(76)	18	2	061	300b	通			文書	1	
126	35	2	SD07025		SD06202	(96)	(14)	6	019	a051	通	七ノキ属			1	

「共通病名」とは、調査期間が異なっていたために別番号が付いているもので、本来「出土地図」に示した岳村の病と同一の病である。

*「文書木闇」の項の「文or記録」は文書木闇であるか記録木闇であるか、所定できないもので（ ）は、さらに横欄の持いるものである。

*「付札本體」の項の「記載」とは書かれた内容から、付札と判断したもの。「形態」とは本體の形状から付札と判断したものである。

登録番号	登録名	所有者名	所有者番号	所在地	樹種位置	共通樹名	H.b (cm)	径幅(cm)	厚さ(cm)	直径xH	時代式別	木取り 枚数	樹齢	文書水印	封札木簡 (封札)	奉札類	封筒・箱	封印 枚数	備考
1 1	5 SD0641	3層	(265)	37	1~2	0.9	2003	板 I	ヒノキ類	(文,or記録)	-	-	24				1		
2 1	5 SD0641	3層	(111)	(24)	8~10	0.9	2004-b	板			-	-					1		
3 2	5 SD7045	4層付近	SD0602	187	53	7	0.91	1~0.03	板 I		-	1					1		
4 3	5 SD7045		SD1832	(141)	16	4	0.19	150A 道									1		
5 3	5 SD7045		SD1803	(143)	26	3	0.19	1~0.02	板 II	ヒノキ類						1			
6 4	5 SD7045		SD1803	(68)	23	2	0.81	2002	板 II	ヒノキ類						1			
7 5	5 SD7045		(160)	(22)	2	0.61			板 I	ヒノキ類						2			
8 6	5 男女山川 付近		(152)	13	5	0.81	2004-a	板 II									(参考) 2(4)		
9 7	5 男女山川 付近		(135)	21	6	0.11	1001	板 I	ヒノキ類							1			
10 8	4 SD7048	38,39層上	(663)	(52)	5	0.81	250I	板	ヒノキ類								(参考) 5(4)		
11 8	4 SD7048	38,39層上	(273)	43	2	0.61	1~0.02	板 II	ヒノキ類	記録						8			
12 8	4 SD7048	38,39層上	(142)	39	5	0.61	2006	板	ヒノキ類	文書						1			
13 9	4 SD7048	16層	555	37	4	0.11	2002-a	板 II	ヒノキ類	記録						3			
14 9	4 SD7048	16層	(134)	(11)	7	0.81	2002-Z	板								1			
15 10	4 SD7048		(313)	(34)	4	0.19	17F-a	板	ヒノキ類	文書						2			
16 11	4 SD7048		(99)	25	3	0.19	2004a	板		文書						1			
17 11	4 SD7048		81	(6)	4	0.65	4001	板 I	ヒノキ類						1				
18 11	4 SD7048		(183)	26	3	0.69	3002	板 II								2			
19 11	4 SD7048		(259)	33	2	0.61	2002-Z	板	ヒノキ類						1				
20 11	4 SD7048		205	(16)	3	0.61	1~0.01b	板 I								2			
21 11	4 SD7048		(243)	4	0.61	1~0.01b	板 I	ヒノキ類							2				
22 11	4 SD7048		(145)	29	6	0.19	2004a	板	ヒノキ類						1				
23 11	4 SD7048		(99)	(15)	(1)	0.61	4001	板							1				
24 11	4 SD7048		(32)	(17)	3	0.61	2002-Z	板 II							1				
25 12	4 SD7048		(156)	35	3	0.69	4004-a	板 I							1				
26 12	4 SD7048		(290)	(35)	4~6	0.61			板 II							(参考) 1			
27 13	4 SD7047		(149)	21	4	0.61	2002	板 I	ヒノキ類						2				
28 13	4 SD7047	21層	SD7045	(231)	23	4	0.19	3002	板						1	有			
29 13	4 SD7047	15,16層 西	SD7045	(75)	(19)	3	0.61	2002-Z	道						1				
30 13	4 SD7047	15層上部	SD1705	(197)	17	2	0.61	5006	板	ヒノキ類						1			
31 14	4 SD7047	15層上部	SD1705	(165)	17	1	0.61	3002	道						1				
32 17	4 SD7048	3~4層	SD7048	265	27	4	0.13	1002	板 II	文書						1			
33 17	4 SD7048	3~4層	SD7048	(307)	38	5	0.61	2002	板 I	文書						1			
34 17	4 SD7048	3~4層付近	SD8038	(155)	(30)	4	0.19	1002-Z	道	文書						2			
35 17	4 SD7048	SD1808 3~4層付近	SD8038	(202)	21	4	0.19	6001	板 II						1				
36 17	4 SD7048	SD1808 3~4層付近	SD8038	(191)	(21)	3	0.19	6001	板 II							(参考) 2	有		
37 17	4 SD7048	SD1808 3~4層付近	SD8038	(113)	25	9	0.61	2002	板 II	文書						1			
38 17	4 SD7048	SD1808 3~4層付近	SD8038	(127)	23	2	0.61	2002	道						1				
39 18	4 SD7048		SD1808	(121)	(23)	1	0.65		板 II							(参考) 1	有		
40 18	4 SD7048		SD1808	(83)	29	3	0.61	2002	道							1			
41 18	4 SD7048		SD1808	(59)	(25)	4	0.61	2002-Z	道						2				
42 19	4 SD6338	1層	SD7045	(105)	(14)	4	0.61	2002	板 I	文書						1			
43 20	4 SD6338		SD8038	(190)	(30)	4	0.61	250A	板 II	文書						1			
44 21	4 SD7049		SD8040	(131)	20	4~7	0.61	6000	板 I								1		
45 21	4 SD7049		SD7049	(195)	(10)	6~7	0.19		板 I							2	有		
46 22	3 SD7049	波下層	(132)	(36)	4	0.19	1002-Z	板 I								1			
47 22	3 SD7049	波下層	(81)	(17)	4	0.19	2002-Z	板 I								1			
48 22	3 SD7049	波下層	(108)	(25)	5	0.61	2002-Z	板 I	ヒノキ類							3			
49 23	3 SD7049	5層	SD7049	(130)	26	2	0.19	2002	道							1			
50 23	3 SD7049	5層	SD7049	(96)	(17)	2	0.61	2002-Z	道							1			
51 23	3 SD7049	5層	SD7049	349	25	9	0.61	2005	道							1			
52 23	3 SD7049	5層	SD7049	(230)	26	5	0.19	1~0.02	板 I	ヒノキ類						1			
53 23	3 SD7049	5層	SD7049	(102)	26	3	0.61	2002	道							5			
54 23	3 SD7049	5層	SD7049	225	36	4	0.61	道							1				
55 23	3 SD7049	5層	SD7049	140	15	4	0.11	6001	板 I	ヒノキ類						1			
56 23	3 SD7049	5層	SD7049	(45)	(20)	3	0.61	2002-Z	道							1			
57 23	3 SD7049	5層	SD7049	(106)	20	4	0.61	2005	道							1			
58 23	3 SD7049	5層	SD7049	(54)	17	1	0.61	3002	道							3			
59A 24	3 SD7049	13層	(310)	(73)	0.5	0.61			道							3			
60 24	3 SD7049	13層	(132)	(52)	0.5	0.61			道							2			
61 25	3 SD7049	8層	220	31	8	(611)	(100)	道							1	有			
62 25	3 SD7049	8層	(72)	(18)	3	0.61	6001-a	道 I	文書							1			
63 25	3 SD7049	8層	(297)	(16)	5	0.65			板 I							2			
64 25	3 SD7049	8層	(120)	(17)	4	0.61	2002-Z	道							1	有			
65 25	3 SD7049	8層	(210)	19	3	0.61	1905	道							2				
66 25	3 SD7049	8層	(82)	20	5	0.19	1~0.02	道	ヒノキ類						1				
67 25	3 SD7049	8層	(135)	21	8	0.69	100a	板 I							1				
68 26	3 SD7049	8層	(157)	21	5	0.19	2002	道							3				
69 26	3 SD7049	8層より上	201	18	4	0.61	2005	道							1	有			

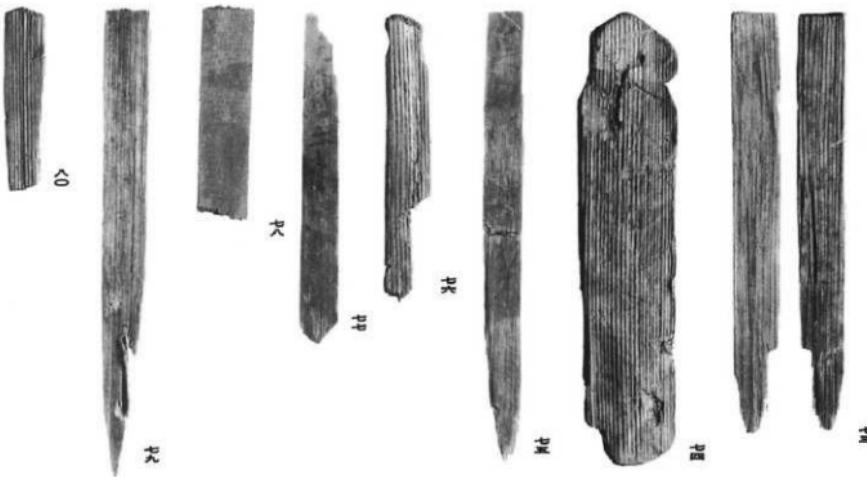
図92 黒代遺跡群出土木簡一覧表















索引

数字は本篇番号

地名	酒人部万呂	32	文書形式	雜件
	酒人部弓	15		
	酒人部口荒馬	13		
	酒人部	13.15.87		
信濃国更科郡余戸	74			
更科郡	15.60			
乎那郷是不里	35	穴人	59	符
等信郷	62	穴人部	13	15.16.114
當口斗郷方口里	91	穴部	15.59	解
東間郡	36.102	戸田部	13	年号
(城科郡) 余戸里	16	穗積部	3	乙丑年
伊蘇郷	110	生王部小萬	3	戊戌年
大穴郷高家里	72	三家入部	90	養老七年
船山郷	79	神人部	11	60.92
船山郷柏村里	73.100	物部乙見女	59	神龜三
船山郷井於里	90	物部人口万呂	73	44
屋代郷	76.114	物部	15	助數詞
多里	111	守部安万呂	119	50.114
山邊里	108	若帶部首	72	東
祢口里	51	口宅部三束	69	升
長谷里	69	東虫	77	枚
		大田	115	人
		小龍	59	疋
		鳩手	53	殿舎名
石田部荒人	59	鳥麻呂	75	神宮室
石田部	11.59.60	万呂	13.63	殿
刑部真口	10			
他田舍人古麻呂	46			
他田舍人八口	100			
他田部	11	官司		雜
小野部	1	信濃團	60	一身
小長谷部	75			34
尾張部	118	職		稻取人
金刺舍人真清	10	少穀	12	87
金刺舍人小尼	116	郡司	15	今
金刺舍人	87	少領	114	卯時
金刺部兄口	87	主帳	71	馬
金刺部古万呂	59	里長	16	男
金刺部富止	10	郷長	114	女
金刺部富口	59	里正	114	魔神
金刺部若侶	87	書生	71	4
金刺部	59.88			勤夫
三枝部馬手	17			郡作人
酒人石	10			32
酒人諸口	59	種	51.63.87	戸
酒人	46	鱗		53.60.111
酒人部大万	13	蘿		戸口
酒人部小太万呂	18	芹		72.90
酒人部男口	19	布	10.26.59.101.114	戸主
酒人部刀良	12	敷席		72.90

Wooden Tablets Excavated at the Yashiro Sites

The Yashiro sites are located at Ameno Miya, Koshoku City, Nagano Prefecture. They are situated at latitude 36 degrees 33 minutes north and longitude 138 degrees 8 minutes east. The sites are distributed over a natural bank formed by the Chikuma River, which flows north of the sites.

The Nagano Prefectural Center for Archaeological Operations conducted rescue excavation before construction of the Jōshinetsu Expressway proceeded. The excavation began in April 1991, and was completed in December 1994. We found archaeological remains and features buried at depths from ten centimeters to eight meters underground. Between layers containing cultural remains there are layers of flood sand in which cultural remains are absent.

This report covers 126 wooden tablets (*mokkan*) recovered at a survey area directly under a cliff, an area we call "Sector 6". In ancient times the Chikuma River ran through this survey area, but the river was subsequently buried and had been reduced to a stream by the late seventh century. To the north rice paddies were opened. From about the middle of the seventh century, people began throwing wooden tablets, wooden implements, pottery and animal bones and antlers into the survey area. A cult distinguished by its use of wooden ritual objects also seems to have operated there.

Wooden tablets dating from the late seventh century to the mid-ninth century were found in layers. Typologically speaking they include documentary tablets (*monjo mokkan*), shipping tags (*tsuke/uda*), tablets used for writing practice (*shūsho mokkan*), and tablets used for ritual purposes (*saishi mokkan*).

1. Wooden tablets dating from the late seventh to early eighth century were excavated from what are termed layers five (deepest) and four correspondent with the layers of adjacent rice paddies (*daigosuidentaiōsō*, *daiyonsuidentaiōsō*). But a tablet that has aroused significant interest is Mokkan #46, which was unearthed from the third layer and bears the date "Ichōnen," (乙亥年) or 665. It is the oldest known wooden tablet that has been excavated outside the precincts of a royal palace, such as those at Fujiwara. Other early tablets include Mokkan #13, which bears the date "Bojutsumen," (戊戌年) or 698, and Mokkan #10, which witnesses existence of an official weaving operation and identifies male weavers, or *nunote*, (布手) by name.

2. Wooden tablets evidencing operation of the district-village (*gun-ri*) hierarchical system of provincial administration between 701 and 715 were mostly excavated from the fourth layer. Among them, the texts of two tablets include the character "*fu*" (符), denoting an official order as specified in the Law on Official Communications (*Kushiki-ryō*) of the *ritsuryō* codes. One was a provincial order (*kokufu*) (#15) addressed by officials at the provincial headquarters of shinano to the chieftains of Sarashina (Minochi, Takai and Hanishina) District. Another is a district order (*gunpu*) addressed to the head (*richō*) of Amarube Village (*ri*) (#16).

3. Wooden tablets evidencing operation of the district-township-village (*gun-go-ri*) hierarchy of provincial administration between 715 and 740 were found mostly in the third layer. Besides the increase in shipping tags, two other types of tablets are conspicuous. Mokkan #60 suggests that there was a military unit in the area and Mokkan #114 is an order addressed collectively to the township (*go*) head of Yashiro and village heads from the district chief (*gunji*) of Hanishina District. Clearly, the placename "Yashiro" was in use in the first half of the eighth century. Scholars have also been intrigued by the fact that after use such tablets were carved into pieces with a knife to guard against repeated use.

Excavation of such early wooden tablets far from distant palace precincts in Yamato is unusual and of great significance. Analysis of these tablets is deepening our understanding of lifeway and provincial administration in ancient Nagano, once known as Shinano-no-kuni, or Shinano province. In 1998 a full report discussing features and artifacts from the Yashiro sites will be published. Therein more contextualized evaluation of texts of wooden tablets will proceed against the background of fuller archaeological research.

(Kyoko Mizusawa with Joan R. Piggott)

報告書抄録

ふりがな	ながのけんやしきいせきぐんしゅつどもっかん							
書名	長野県屋代遺跡群出土木簡							
副書名	上信越自動車道 埋蔵文化財発掘調査報告書							
卷次	23 更埴市内その2							
シリーズ名	側長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書							
シリーズ番号	21							
編著者名	平川南、山口英男、鍛江宏之、福島正樹、傳田伊史、守内隆夫、水沢教子、鳥羽英綱、宮島義和							
編集機関	側長野県埋蔵文化財センター							
所在地	〒387 長野県更埴市屋代字清水260-6 長野県立歴史館内 TEL 026-274-3891							
発行年月日	西暦1996年3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
屋代遺跡群 ⑥区	長野県更埴市 雨宮	20216	31	36° 33'	138° 8'	1994年4月 1日～1994年 12月28日	3000	道路 (上信越自動 車道)建設に 伴う事前調 査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺跡	主な遺物		特記事項		
屋代遺跡群 ⑥区	祭祀遺跡 生産遺跡 集落	古墳時代 ～平安時代	溝 礫敷造構 導水施設 水田跡 堅穴住居 土坑	木簡 木製祭祀貝 木製容器 小製農具、建築部材 網針、浮子、石製櫛造品 管玉、子持勾玉 骨角器、卜骨、獸骨 帶金具、鉢、刀子 土師器、須恵器 灰釉陶器、瓦	木簡 木製祭祀貝 木製容器 小製農具、建築部材 網針、浮子、石製櫛造品 管玉、子持勾玉 骨角器、卜骨、獸骨 帶金具、鉢、刀子 土師器、須恵器 灰釉陶器、瓦	7世紀後半～8世紀前半を主体とした文書木簡や付札木簡などが層位的に出土 国符木簡 1点 郡符木簡 3点以上 單團關係木簡 2点 など合計126点を報告		

附 長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書 21
上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書
—更埴市内 その二—

23

長野県屋代遺跡群出土木簡

発行 平成八年三月三十一日

発行者 日本道路公団東京第二建設局

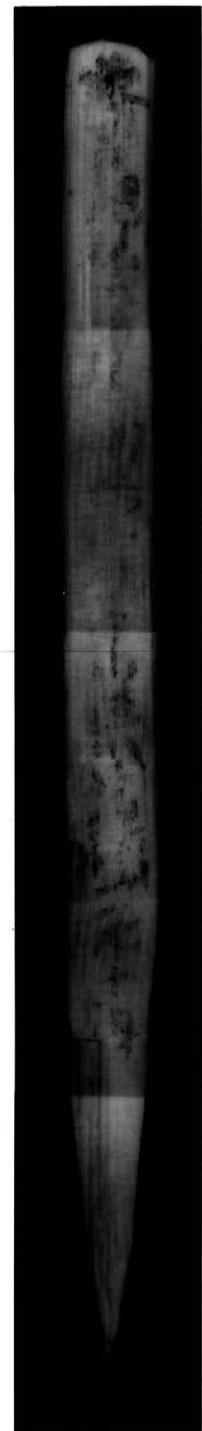
長野県教育委員会

附 長野県埋蔵文化財センター

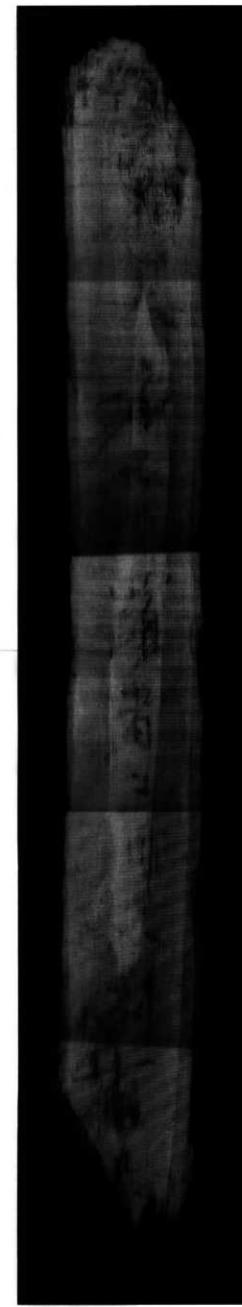
平二八七 更埴市屋代字清水(天〇一六 長野県立歴史館内)

印刷 信毎書籍印刷株式会社

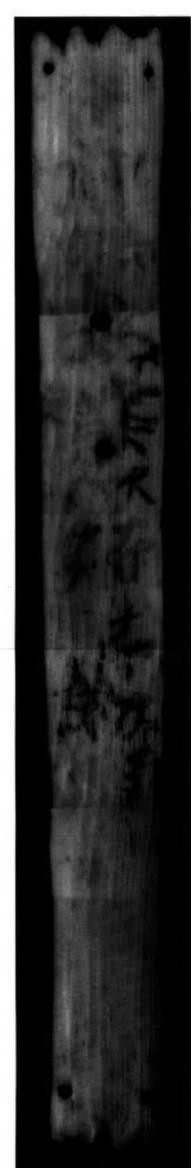
長野県屋代遺跡群出土木簡
付図 1 ~ 付図 5



五



三



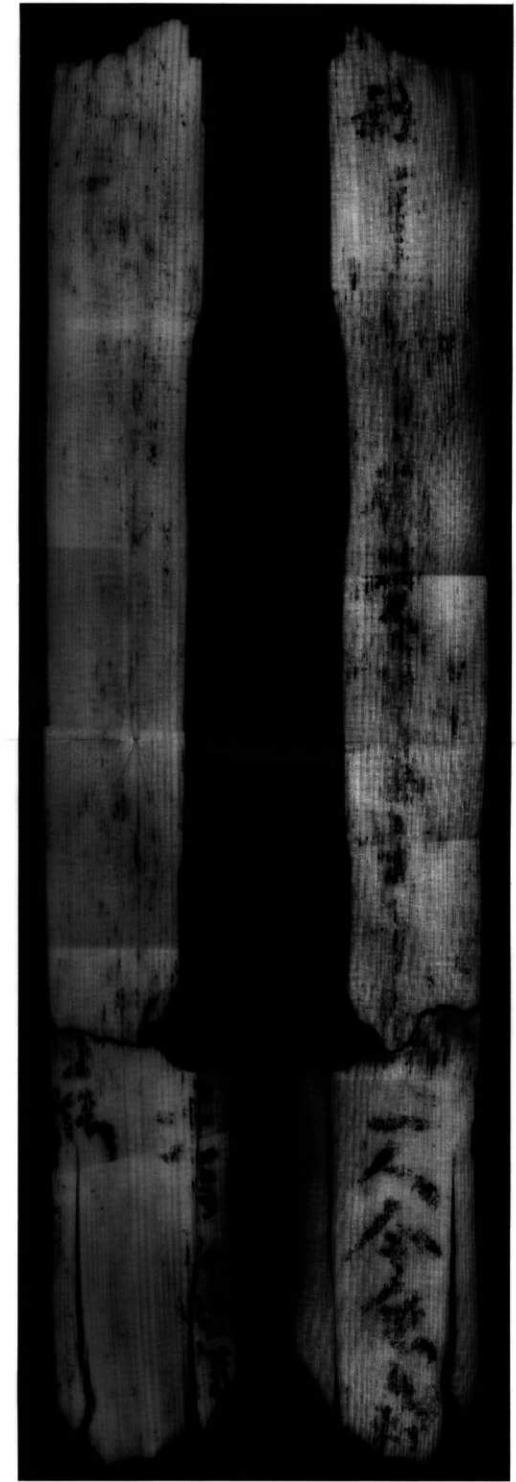
二六



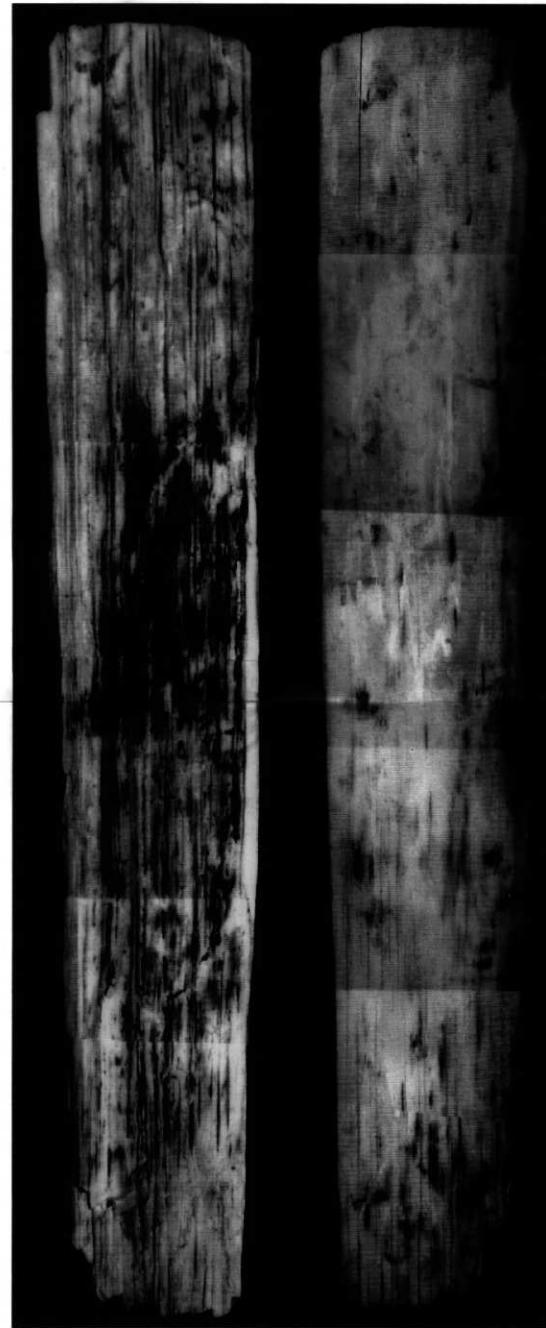
一五



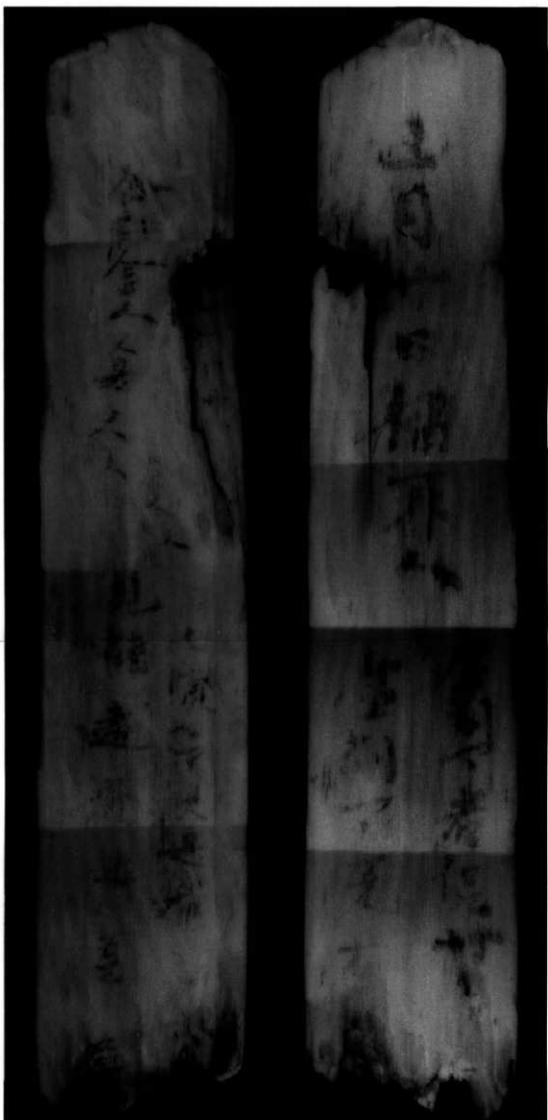




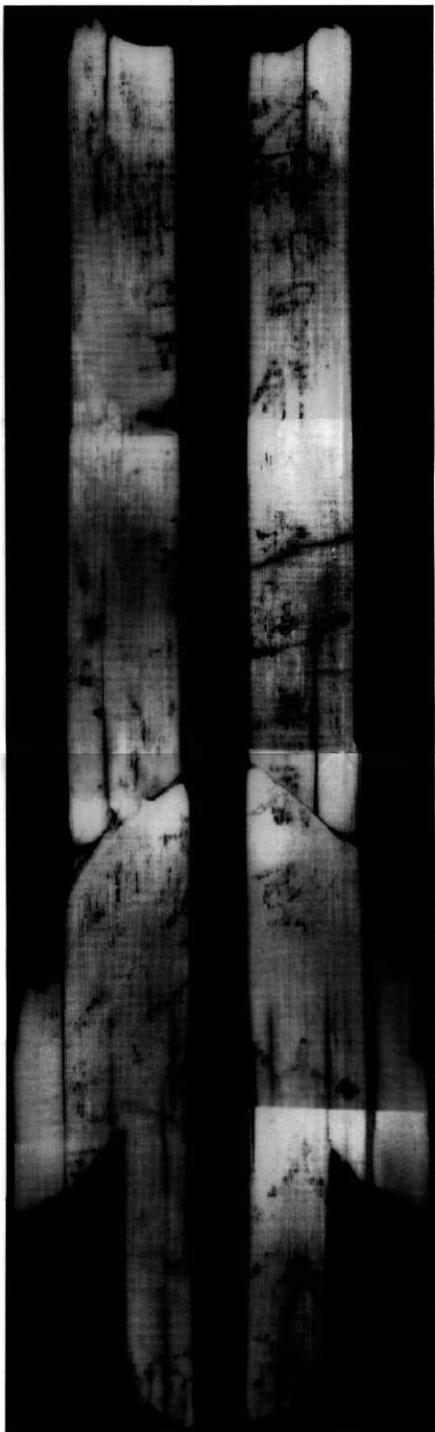
八一



八一



八七



一一五



一一六



八八

